

3月6日(火)

出席委員

委員長 大沢 真一 君
副委員長 たけうち 忍 君
同 飯 沼 雅 子 君
委員 のだて 稔 史 君
同 石 田 ちひろ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 高 橋 伸 明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安 藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 鈴 木 博 君
同 横 山 由香理 君
同 大倉 たかひろ 君
同 中 塚 亮 君
同 鈴 木 ひろ子 君

委員 須 貝 行 宏 君
同 高 橋 しんじ 君
同 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 辺 裕 一 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 南 恵 子 君
同 藤 原 正 則 君
同 西 本 貴 子 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中川原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

参 事
企画部財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

企画部報道・プロモーション担当課長
木 村 浩 一 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱（危機管理室長兼務）
米 田 博 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

総 務 部 経 理 課 長
立 川 正 君

総 務 部 税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

地域振興部地域活動課長
伊 崎 みゆき 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅由樹 君

地域振興部戸籍住民課長
提 坂 義 文 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山 崎 修 二 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
鈴 木 誠 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
（児童相談所移管担当課長兼務）
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富美恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

福祉部長
永尾文子君

福祉部福祉計画課長
(臨時給付金担当課長兼務)
大串史和君

福祉部高齢者福祉課長
寺嶋清君

福祉部高齢者地域支援課長
松山香里君

参事
福祉部障害者福祉課長事務取扱
中山文子君

福祉部障害者施策推進担当課長
飛田則文君

健康推進部長(品川区保健所長兼務)
西田みちよ君

健康推進部健康課長
川島淳成君

健康推進部国保医療年金課長
三ツ橋悦子君

品川区保健所生活衛生課長
井浦芳之君

品川区保健所保健予防課長
舟木素子君

都市環境部長
藤田修一君

都市環境部都市計画課長
中村敏明君

都市環境部住宅課長
長尾樹偉君

都市環境部都市開発課長
稲田貴稔君

都市環境部まちづくり立体化担当課長
東野俊幸君

都市環境部建築課長
鈴木和彦君

品川区清掃事務所長
工藤俊一君

防災まちづくり部長
松代忠徳君

災害対策担当部長(危機管理担当部長兼務)
曾田健史君

防災まちづくり部土木管理課長
今井裕美君

防災まちづくり部道路課長
(用地担当課長兼務)
多並知広君

防災まちづくり部公園課長
溝口雅之君

防災まちづくり部防災課長
古巻祐介君

会計管理者
齋藤信彦君

教育長
中島豊君

教育委員会事務局教育次長
本城善之君

教育委員会事務局庶務課長
品川義輝君

教育委員会事務局学務課長
有馬勝君

教育委員会事務局指導課長
熊谷恵子君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

選挙管理委員会事務局長
安 井 裕 彦 君

監査委員事務局長
江 部 信 夫 君

区議会事務局長
久保田 善 行 君

○午前10時00分開会

○大沢委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案　平成30年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入ならびに歳出第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費ならびに債務負担行為および一時借入金等でございますので、ご了承願います。

それでは、本日予定の審査項目を全て一括して説明願います。

○秋山財政課長　おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

5ページをお開きください。平成30年度一般会計予算ですが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,745億7,800万円と定めるもので、内容は第1表によるものであります。

債務負担行為は第2条で、第2表によるものであります。

一時借入金は第3条で、最高額を50億円と定めるものであります。

第4条では、各項に計上した職員給与費について、同一款内での各項の流用を定めているものでございます。

6ページをお願いいたします。第1表歳入は、第1款特別区税から、7ページ、一番下、19款諸収入まで、8ページにまいりまして、歳入合計は1,745億7,800万円であります。

右側にまいりまして、歳出は、1款議会費から、1枚めくっていただいて10ページ、9款予備費までの歳出合計を1,745億7,800万円とするものです。

右側にまいりまして、第2表債務負担行為では、1項目目、品川区土地開発公社からの用地取得から、6項目目、公共事業施行による移転資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償までは例年設定するもの。その下、旧大崎図書館解体工事から、13ページにまいりまして、一番下、鮫浜小学校改築準備工事監理委託までの46件は、工事等で複数年にかかわるもので、新規であります。

恐れ入りますが、事項別明細書により説明いたしますので、48ページをお願いいたします。

歳入であります。歳入になりますけれども、最初に予算書の変更点についてお知らせいたします。歳入につきましては、予算書の体裁などに大きな変更はございませんが、科目体系の見直しに伴い、事業の組み替えがあるものがあります。したがって、前年度予算額と大きく変動している場合がございます。

それでは、各款項についてご説明をさせていただきます。

1款特別区税、1項特別区民税は、420億170万円で、納税義務者数の増によるもの。

1款特別区税、2項軽自動車税は1億2,200万円で、対前年5.8%の増。

3項特別区たばこ税は30億6,280万円で、対前年2.0%の減。

50ページにまいりまして、2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、1億6,000万円で、対前年同額。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税は3億5,000万円で、対前年2.8%の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金は1億2,000万円で、対前年同額。

4款配当割交付金、1項配当割交付金は5億5,000万円で、対前年52.8%の増。

52ページにまいりまして、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は4億7,000万円で、対前年9.3%の増。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は87億7,000万円で、対前年14.9%の減。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金は2億6,000万円で、対前年52.9%の増。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金は1 億6,000 万円で、対前年6.7%の増。

9 款特別区交付金、1 項特別区財政調整交付金、1 目普通交付金は391 億円。54 ページにまいて、2 目特別交付金は15 億円。計406 億円で、対前年4.6%の増。

10 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金は3,100 万円で、対前年3.1%の減。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金は対前年6.6%の増で、34 億7,420 万3,000 円で、1 目総務費負担金は1 億4,265 万2,000 円で、主なものは1 節庁舎管理費負担金は、エレベーター等改修工事に伴う増であります。

2 目民生費負担金は27 億7,285 万5,000 円で、主なものは、3 節保育園保育料は定員拡大による増であります。

56 ページにまいて、3 目衛生費負担金は5 億4,675 万7,000 円で、主なものは2 節公害健康被害補償費負担金の減。

4 目産業経済費負担金は1,193 万9,000 円で、主なものは、1 節中小企業センター等管理費負担金の減であります。

58 ページにまいて、以上により負担金の計は34 億7,420 万3,000 円であります。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料は対前年0.4%の減の34 億9,990 万2,000 円。

1 目総務使用料は2 億1,545 万8,000 円で、主なものは、右側一番下、5 節文化センター使用料の増は、五反田文化センターの増。

2 枚おめぐりいただいて、63 ページ、一番下、8 節公園運動施設使用料は、天王洲公園野球場や八潮北公園の工事完了による増。

2 枚めぐっていただいて、66 ページ、2 目民生使用料は1 億9,306 万8,000 円で、主なものは、69 ページにまいて、9 節幼稚園保育料については、6 目教育使用料からの組み替えによる増。

3 目衛生使用料は473 万円。

4 目産業経済使用料は1 億1,462 万円で、主なものは、1 節中小企業センター使用料は工事による減。

70 ページにまいて、一番下、5 目土木使用料は29 億299 万1,000 円で、主なものは、73 ページにまいて、一番下、7 節区民住宅使用料の減であります。

74 ページにまいて、6 目教育使用料は6,903 万5,000 円で、1 節学校施設使用料の減であります。

12 款使用料及び手数料、2 項手数料は、対前年2.1%の増の6 億4,163 万2,000 円。

1 目総務手数料は2 億798 万8,000 円で、主なものは、3 節住民基本台帳証明手数料の減であります。

76 ページにまいて、2 目衛生手数料は4 億394 万円で、主なものは、79 ページにまいて、中ほど、8 節廃棄物処理手数料は、事業系処理手数料の増。

3 目土木手数料は2,970 万4,000 円で、主なものは、1 節野外公告物許可手数料であります。

2 枚おめぐりいただいて、82 ページ、左側一番下、13 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、対前年6.1%の増の182 億3,797 万1,000 円。

1 目民生費負担金は180 億4,216 万1,000 円で、主なものは、85 ページにまいて、

中ほど、生活保護費の増。

87ページにまいりまして、11節児童保育費は、私立保育園の定員増によるもの。

2目衛生費負担金は4,364万7,000円であります。

3目教育費負担金は1億5,216万3,000円で、改築校の増によるもの。

88ページにまいりまして、2項国庫補助金は、対前年33.2%の減で、96億2,467万円。

1目総務費補助金は7,994万4,000円で、主なものは、私立幼稚園の就園奨励費が1目総務補助金から次の2目民生費補助金に組み替えによる減。

2目民生費補助金は、9億6,290万3,000円で、主なものは、91ページにまいりまして、7節保育対策総合支援事業費補助金は、区内私立保育園開設経費の増。

3目衛生費補助金は4,045万6,000円で、主なものは93ページ、中ほど下、7節二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は皆増であります。

4目土木費補助金は80億4,459万9,000円で、主なものは、1節社会資本整備総合交付金では、5行目、大崎駅周辺地区再開発事業の減。

95ページにまいりまして、2節防災・安全交付金は、事業組み替えによる増。

2枚めくっていただいて、98ページ、5目教育費補助金は4億9,676万8,000円で、主なものは、2節学校施設整備費は、改築校の増によるもの。

100ページにいきまして、13款国庫支出金、3項国庫委託金は、対前年0.3%の増の590万3,000円。

1目総務費委託金は275万7,000円。

102ページにまいりまして、2目民生費委託金は235万3,000円。

3目衛生費委託金は76万8,000円。

土木費委託金は2万5,000円あります。

14款都支出金、1項都負担金は、対前年9.2%の増の46億8,438万3,000円。

民生費負担金は46億7,788万9,000円あります。主なものは、105ページにまいりまして、中ほど、12節児童保育費は、区内私立保育園の定員増によるもの。

106ページにまいりまして、2目衛生費負担金は649万4,000円あります。

14款都支出金、2項都補助金は、対前年40.2%の増の96億6,303万1,000円。

1目総務費補助金は7,440万4,000円で、主なものは、私立幼稚園等園児保護者補助金が、1目総務費補助金から、2目民生費補助金に組み替えによる減。

2目民生費補助金は58億3,107万9,000円で、主なものは、109ページにまいりまして、中ほど、6節賃貸物件保育所開設準備経費補助金と、7節子ども家庭支援包括補助金と、9節待機児童解消区市町村支援事業補助金、111ページにまいりまして、12節保育対策総合支援事業費補助金は、待機児童対策に係るもので増であります。

2枚めくっていただいて115ページ、26節病児保育施設整備補助金と、29節生活支援付住まい確保事業補助金は新規計上。

116ページにまいりまして、衛生費補助金は、7,334万3,000円で、主なものは、4節医療保健政策包括補助金であります。

4目産業経済費補助金は1億7,954万1,000円で、主なものは、1節商店街活性化推進事業助成金です。

118ページにまいりまして、5目土木費補助金は33億9,337万円で、主なものは、1節都市計画交付金は、3行目、大崎駅周辺地区再開発事業の大幅減。

2枚めくっていただいて、123ページ、9節密集住宅市街地整備促進事業補助金は増。

124ページにまいりまして、6目教育費補助金は1億1,129万4,000円で、127ページにまいりまして、中ほど、学校施設トイレ整備支援事業補助金から、9節教育支援体制整備事業費補助金までは新規計上。

14款都支出金、3項都委託金は、対前年10.0%の減の10億7,610万3,000円。

1目総務費委託金は10億3,331万7,000円で、主なものは、129ページにまいりまして、4節徴税费委託金であります。

2目民生費委託金は24万3,000円。

3目衛生費委託金は330万2,000円。

4目土木費委託金は1,594万1,000円で、1節建築行政委託金は新規計上。

130ページに移りまして、5目教育費委託金は2,330万円で、主なものは、2節オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金であります。

15款財産収入、1項財産運用収入は、対前年2.8%の増の8億3,314万6,000円。

1目利子及び配当金は9,884万7,000円で、132ページにまいりまして、2目財産貸付収入は7億3,429万9,000円で、主なものは、135ページにまいりまして、3節地所賃貸料であります。

15款財産収入、2項財産売払収入は1万9,000円。

1目不動産売払収入は科目存置。

2目物品売払収入は1万8,000円であります。

16款寄附金、1項寄附金は、対前年同額の850万1,000円。

1目指定寄附金は10万1,000円。

2目地域振興寄附金は300万円。

3目一般寄附金は540万円であります。

136ページにまいりまして、17款繰入金、1項基金繰入金は、対前年129.3%の増の184億9,535万7,000円。

1目減債基金繰入金は7億3,715万8,000円。

2目公共施設整備基金繰入金は93億円。

3目義務教育施設整備基金繰入金は65億円。

4目地域振興基金繰入金は612万円。

5目文化スポーツ振興基金繰入金は6億円。

7目社会福祉基金繰入金は7億9,382万8,000円。

8目財政調整基金繰入金は5億5,825万1,000円であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は30億円であります。

138ページにまいりまして、19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は5,034万4,000円。

1目延滞金は5,000万円。

2目過料は34万4,000円であります。

19款諸収入、2項特別区預金利子は31万3,000円であります。

19款諸収入、3項貸付金元利収入は、対前年7.3%の増の5億4,529万3,000円で、主なものは、1目奨学金貸付金元利収入は4,445万円で、140ページにまいりまして、5目社会福祉法人貸付金元利収入は9,315万4,000円。

7目東京臨海高速鉄道株式会社貸付金元利収入は1億8,000万円。

10節商店街事業用つなぎ資金貸付金元利収入1億4,000万円であります。

142ページにまいりまして、19款諸収入、4項受託事業収入は、対前年28.6%の減の19億6,421万2,000円。

1目民生費受託収入は3,699万5,000円。

2目衛生費受託収入は7,666万3,000円。

3目土木費受託収入は18億5,055万4,000円で、主なものは、4節排水施設建設費収入と、5節下水道管改修整備費収入であります。

144ページにまいりまして、19款諸収入、5項収益事業収入は、対前年29.4%の増の4億3,125万6,000円。

1目競馬組合配分金は4億3,125万6,000円であります。

19款諸収入、6項雑入は、対前年3.3%の増の16億8,426万1,000円。主なものは、3目納付金は2億7,879万8,000円。

5目雑入は、主なものは、147ページにまいりまして、7節各種事業参加費負担金、149ページにまいりまして、9節各種保育利用料、3行下、11節リサイクル資源売払収入、一番下、16節区民住宅等共益費等であります。

2枚めくっていただいて、152ページ、6目違約金及び延納利息は6万円であります。

その下、特別区債は皆減であります。

歳入は以上であります。

156ページをお願いします。こちらからは歳出になります。最初に、歳出の予算書の変更点についてお知らせをいたします。

まず、左側のページに財源内訳がございます。特定財源について内訳を新たに表記するようにいたしました。また、1課1目を原則としておりまして、事業の組み替え、見直しを行っております。また、事業名には、それぞれ所管名を記載することといたしました。

それでは、ご説明いたします。

1款議会費、1項議会費は、対前年2.9%の増の8億7,015万9,000円。

1目議会費は、8億7,015万9,000円で、主なものは、右側にまいりまして、中ほど、本会議録原本電子化経費は、電子化することにより資料の劣化を防ぐもので新規計上。

その7行下、議会文書等共有システム運用と、本会議場等バリアフリー化は新規計上。

続きまして、368ページをお願いいたします。8款公債費、1項公債費は、対前年13.8%の減の15億9,756万2,000円であります。

370ページにまいりまして、9款予備費、1項予備費、1目予備費は3億円で、対前年増減なしであります。

以上で、本日の説明を終わります。

○大沢委員長　以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在、31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、65ページ、八潮北公園スケートボード場についてお伺いしたいと思います。

昨年11月19日にオープニングセレモニーがございました。私もお邪魔しまして、試走もしようかなと思ったのですが、骨折しそうなのでやめたところであります。やはりこのスケートボード場については、前々からいろいろ要望があったということで、スケートボード場が開園して、スケートボード愛好者が今現在も利用をしているという、盛り上がっているというところであります。

そこで、11月20日にオープンをしたこのスケートボード場、約3カ月強がたちました。利用回数を見ますと、8,350回、使用料が158万5,000円余ということで、これは1日当たり、このスケートボード場の来場者といえますか、平均すると、1日当たり大体90人前後ぐらいなのかなと思っております。

そこでお聞きいたします。現在、このスケートボード、そしてインラインスケートをやっていらっしゃる方で、区内、そして区外の登録者数をお教えいただきたいのと、おわかりになれば、インラインスケートの愛好者がどれぐらいいるのか、今現在の数字を教えてくださいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田スポーツ推進課長 11月20日にオープンいたしました八潮北公園のスケートボード場の登録者の人数でございます。区内の小学生以下の登録人数は、2月末現在、59人、中学生以上の方が93人、区外の小学生以下の方が68人、中学生以上の方が165人、あともう1人、免除ということでお一人いまして、合計386人の方が登録をされているところでございます。

また、インラインスケートとスケートボードについての区分については、特に把握していないところでございます。

○高橋（伸）委員 区内において、小学生が59人、中学生が93人ということで、特に区外の中学生以上の方が165名いるということで、今現在、区外の方が倍近いのですけれども、区外からスケートボードの愛好者が来ているということについてのお考えといえますか、その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田スポーツ推進課長 区外の方については、中学生以上の方で165人が登録されているところでございますけれども、主に登録は大田区の方、それと、ちょっと遠いところでは川崎の方ということで、八潮北公園に近い区外、都外の方が登録されていまして、皆さん、スケートボード場について、八潮北公園に何度もリピーターとして来て楽しんで利用いただいているところでございます。

○高橋（伸）委員 やっぱり隣接している大田区にもスケートボード場があるのですけれども、やはりスケートをやる愛好者の方は、スケート場の路面が品川区のほうがおそらく滑りやすいのかなと思っております。

そこで、毎月第4土曜日にスケートボード教室をやっていると思うのですが、オープニングセレモニーのときに、親子連れの方とか来場してきていましたけれども、参加者はスケートボードを持参してくださいということで、今現在、貸出はないと思うのですが、このオープニングセレモニーを見たときに、量販店で販売しているスケートボードと、プロショップが販売しているスケートボードの滑りやすさが全然違うのです。そうすると、親子連れで量販店で購入されたお子さんは、お子さんでも違いがわかるみたいで、試走しなかったのです。そこで、日本スケートボード協会のほうにも要望と

どうか、お願いで、貸出をぜひしていただければと思っております。これは要望で終わらせたいと思います。

また、今月、3月24日の土曜日、13時から15時まで、定員が先着20名ということで、同じくスケートボード教室をやると思うのですけれども、今現在の、申し込み状況をお知らせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○溝口公園課長 スケートボード教室につきましては、公園課で開催しておりますので、私からお答えさせていただきます。

まず、3月24日の応募状況でございます。これにつきましては、まだ開始したばかりで、これから多分、応募人数が増えていくような形で予想しております。若干名、問い合わせと応募があるというふうには聞いておりますが、まだ人数等は確定をしていないというのが現状でございます。

○高橋（伸）委員 先般、荏原第六中学校の7年生の山下京之助さんが、スケートボードのオリンピック強化選手候補ということで、12月26日に、区長から、八潮北公園スケートボード場のフリーパス券が贈呈されたというところで、これもスポーツ振興になる。そして追加競技になったスケートボード競技場は、江東区の有明地区でこれから整備をされていくという中で、先日あった平昌オリンピックで銀メダルをとったスケートボードの男子のハーフパイプの平野選手も、東京オリンピックではスケートボードにぜひ参加というか、選考でスケートボードもやるということをもスコミから含めている話として私も聞きました。

そこで、江東区の有明で行われる競技の中にはBMXがあるのです。そのコースの中に自転車競技とスケートボードが開催されるという中で、八潮北公園は、特化しているわけではないですけれども、私はスケートボード専用という解釈をしております。ほかの委員からも第1回定例会の一般質問のときにBMXの使用について要望がありましたが、品川区として、今後どういうふうの問題点を改善していくのか、そこをお知らせいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○溝口公園課長 スケートボード場の施設の利用ということで、公園課のほうでお答えさせていただきます。

まず、BMXの利用でございます。これまでも公園課のほうにもスケートボード場のオープン以来、使えないかという要望が寄せられているところでございます。そういった中で、今現在、BMXの協会に、ちょっとお話をさせていただいて、当スケートボード場が本当にBMXで使えるのかどうか、そういったところも検証しながら、今後考えていきたいというふうに考えています。

いずれにしても、スケートボード場をいろいろな方が利用することによる利用拡大、そういったものも一方では図っていききたいというふうに考えております。ただ、やはり当初、スケートボード場としてオープンしておりますので、スケートボードの利用者はしっかり守りながら、さらなるスケートボード場の活用、そういったものも図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 区広報では3月11日の日曜日、9時から11時まで、この八潮北公園は休場するということみたいなのですけれども、これはBMXでの利用に関する要望を踏まえて、約2時間休場して、施設の調査をするということなののですけれども、具体的な調査内容を教えていただければと思います。

○溝口公園課長 まず、試走についてですけれども、一番はやっぱりBMXが当スケートボード場で安全に利用できるか、そういった視点が大きなところだと思っております。そういったところで、実際に試走していただいて、危険な箇所がないか、また、安全に今の当施設がそのまま使えるのか、そう

いった視点で確認をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○大沢委員長　次に、新妻委員。

○新妻委員　私からも、ただいまありました65ページの八潮北公園スケートボード場について、それと115ページの生活支援付住まい確保事業補助金についてお伺いいたします。

八潮北公園は、今、状況を伺いましたが、利用状況をお伺いしたいと思います。土日、また平日、それぞれ利用されていると思うのですが、特に平日の利用状況がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどありました3月11日の調査ですけれども、どの団体が行うのかということをお伺いしたいと思います。

○池田スポーツ推進課長　八潮北公園のスケートボード場の利用状況でございますけれども、平日と土日ということで分けますと、平日の利用に比べ、休日の利用は、およそ1.5倍近く数字が違います。11月からこれまでの利用状況でございますけれども、平日で845人、休日については434人ということで、1週間は5日間で平日で、2日間で土日ということをお考えますと、この2日間の休日で434人ということで、平日の845人に比べると、やはり休日の利用客が多いということになってございます。

○溝口公園課長　今回、試走をしますご協力いただいております団体になりますが、公益財団法人日本自転車競技連盟の方からご紹介いただきまして、一般社団法人全日本フリースタイルBMX連盟にご協力をいただいて試走をするものでございます。

○新妻委員　土日の2日間、平日の5日間でこの数ということで、1日の利用者数を出すと休日のほうが多いということですね。ありがとうございます。

プロの方にBMXが滑れるかどうかという確認をしていただけるということでございますので、私のところにもBMXを使わせてほしいという声があります。前向きにご検討いただいて、安全策もしっかりとっていただければいけないと思います。休日の土日と、また平日の中で曜日を分けての使用ということも考えられますので、そこら辺もご検討いただきたいと思います。

1つ提案といいますか、スケートボード場に行くには、管理棟で手続をしてから一旦公道に出てスケートボード場の端から入るような形になっています。そこら辺のつながりが、一旦公園を出なければ行けないということで、スケートボード場なのだという案内板を、スケートボード場の絵をかくとか、また、これからあるであろうBMXの絵をかくとか、そのような形での案内板を設置していただいて、一体感のあるような取り組みもぜひしていただきたいと思います。

また、八潮地域から行く方にとっては、歩道橋を渡らないと行けないということがありまして、今回、八潮北が整備されるということで、テニスをされている方が、もうちょっと交通も整備がされるのではないかと期待のお声がありました。その方は、平坦な道を通るのに、わざわざ天王洲まで出てから入るということをしているそうなのです。この歩道橋に関して、シーサイドから上がる時には自転車が上れる歩道橋になっております。八潮から行くには、人が渡る階段の間に自転車レーンがあるというようなつくりになっておりまして、電動自転車で上るにはちょっと重たいのですという声がありますので、これは要望としてお伝えだけさせていただきますけれども、そのようなこともぜひご検討いただければと思います。

早期にBMXが使えるように進めていただきたいと思いますし、港区の芝浦にあるスケートボード場、また品川区の八潮北にあるスケートボード場、そして大田区城南島にあるスケートボードパークという

ことで、この水辺エリアにはこのような3カ所のスケートボードができる場所があります。今後、オリンピック後も都市型スポーツが発展をしていくという意味で、また大きな展開も期待させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、生活支援付住まい確保事業補助金についてお伺いいたします。

これは平成30年度の新規事業の民間賃貸住宅高齢者の生活支援サービスの事業と思います。昨年の決算特別委員会の総括で、私も高齢者の住宅の確保が大変なのだということを質問に取り上げました。また会派としても、高齢者の住宅支援をたびたび求めてまいりましたことが、このたび実現をされるということで、ますますこの品川区にお住まいの高齢者の皆様が、安心感を持たれたことと思います。さらにこの事業が大きく周知をされて、高齢者の方が安心して品川にお住まいになれる事業になることを希望して質問をいたします。

まず、補助金の基本額が800万円計上されておりますが、どこからの補助金か、内容を教えてください。

あわせて、高齢者の住宅支援補助金では、厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」としての補助金や、また、これまで我が会派が求めてきた居住支援協議会を立ち上げることで、受け取ることができる国土交通省の重層的住宅セーフティネット構築支援事業の補助金があると思いますが、それらを使わない事業とした理由をお伺いしたいと思います。

○松山高齢者地域支援課長 まず、補助金についてのお尋ねでございます。補助金でございますが、こちらの生活支援付住まい確保事業補助金と申しますのは、東京都の福祉保健局からの補助でございます。住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得者に対しての住まいの確保と生活支援を一体的に区の取り組みとして支援するものでございます。

ご提案にありました厚労省の補助金についてでございますが、国のモデルの普及啓発が目的ということですので、本事業には合わないということでございます。

また、国土交通省の新しいセーフティネットの補助金につきましては、住宅の確保と生活支援がリンクしていないなどの課題がございまして、活用は難しいと考えております。

したがって、区としましては、より福祉的な観点から、低所得者の住宅確保支援と生活支援という内容の東京都の補助金を活用することといたしました。

○新妻委員 それでは、これから開始される新規事業の内容について少し教えていただきたいと思っております。

○松山高齢者地域支援課長 まず、新規事業の内容でございますが、低所得者の高齢者が品川区でいつまでも暮らし続けるために、対象としましては、住宅あつ旋の対象のうち、特に支援が必要な方を社会福祉協議会の生活支援サービスで、長く居宅生活を送っていただけたというのが目的の事業でございます。

○新妻委員 今既に品川区の事業で行われております高齢者地域支援課の住宅あつ旋事業があります。これは高齢者が転居の際に、礼金等の一部経費を助成し、また、このあつ旋を受けて転居した方で、ご本人が死亡や行方不明のため賃貸料が滞った場合には、賃貸人に品川区が保障する制度であります。条件としては、低所得者支援のため、年間収入が約257万円以下の方が利用できるというのですが、この事業は、この新規事業の中に吸収されると考えていいのでしょうか。そうすると、新規事業の対象も年間収入が257万円以下の方となるのかということを確認させていただきたいと思っております。

○松山高齢者地域支援課長 1つは、高齢者住宅のあつ旋制度で解決される方は、そちらをお使いい

たきます。また、こちらの住宅あっ旋制度では、入居後の生活にご不安がある方について、新規事業でということになります。ですから、所得に関しましても、今、委員ご提案の257万2,000円以内の方が対象になってございます。

○新妻委員　今後新しく始まる事業は、生活支援の見守り等も含まれております。高齢者の中には、所得が257万円以上でもお困りの方もいらっしゃるので、この所得については、今後、ご検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[時間切れにより答弁なし]

○大沢委員長　次に、南委員。

○南委員　75ページの情報公開手数料に関してお伺いしたいと思います。

まず、品川区がさまざまな集会で区民の皆さんにお示ししている区民憲章、ここには「住民自治を確立し、進んで区政に参加します」という一文があります。この理念、私も本当に好きな文章であります。情報公開手数料を300円いただく、受益者負担ということで品川区はずっと手数料を徴収しておりますけれども、これは区民憲章に反していると思うのです。私は無料にするべきだと思っております。ひとつその点についての答弁をお願いしたいと思います。

そして、品川区は手数料をとる理由に、この間の質疑では、請求の95%が企業からだとしていますが、だからといって、区民に有料化を押しつけるのは、私は間違っていると思っています。この点についての考えを伺います。

○中元広報広聴課長　情報公開手数料のお尋ねでございます。こちらにつきましては、従来から申し上げているところでございますが、やはり一部の事業者からの大量請求によるところが大きいところがございますので、やはり受益者負担という考え方で、こちらは手数料をいただいているという考え方でございます。

○南委員　区民憲章の理念に反しているのではないかというところの答弁がありませんでしたので、ぜひお願いしたいと思います。

私は、大量請求をもって区民の皆さんにも手数料をいただくというのは違うのではないかというふうには思っているわけで、先ほどその見解も言いましたけれども、企業は企業で経済活動をしているわけで、それはそれとして、やっぱり無料に、品川区内の地域経済の観点から見て、やっぱりその企業の存在は認めていくべきだと思いますし、そういう点で、だからといって、手数料をいただくということ、大量請求と手数料とはまた違って考えていいのではないかと思いますので、手数料そのものは、企業であろうと区民であろうと無料にするべき。そして、必要なコピー代等々の経費は実費でいただくということはそれはあってもいいと思いますけれども、そこはしっかり切り分けていくべきだと思います。

この間、大量請求を理由としているのであれば、どの程度そういう状況があったのかの実態もあわせて伺いたいと思います。

それから、行政情報の保有と保管の件についてでありますけれども、去る1月15日のタウンミーティングでの区長のご発言について情報公開請求をしたのですけれども、その請求について文書を保有していないという、そういう結果だったのです。区長がご自分がタウンミーティングで国交省に行くと。国交大臣に会う、事務次官に会う、審議官に会う、そういうことをされたという、そのところの情報が保有されていないということは、私はこれは公用車の運行記録あるいは文書の保管、その両方を開示請求したのですけれども、運行記録については、日時もわからないから特定できなかったのですけ

れども、中身については、一応いただいたところはいただいたのですが、区長が国交省に行ったという、そこが断定できるようなそういう内容は特定できないような、そのような程度の資料だったのです。つまり、運行記録のところで言うと、区外か区内か、こういうことでしかわからずに、こういう記録でいいのかということが1つ疑問を感じたのと同時に、区長が品川区の首長として国交省においでになった、そのことは別に否定するものでもないと思うのですけれども、どのような内容で何を目的に行かれたということが明らかにされない、そういう情報を保有しない、保管しないということは、これはないということに済まされないと思うのです。そういう点についての認識を伺いたいと思います。

○中元広報広聴課長 まず初めに、区民憲章の理念に反しているというご指摘でございますが、私どもは決してそのように考えてございません。やはり区の職員が大量請求の対応をするに当たりましては、職員の時間もかけてしまうところでございましたし、区職員が本来行うべき職務に専念できるということも大切なところかと思っているところでございます。

また、大量請求の実態というところでございますが、こちら、平成27年度ですと、全体の2,691件中1,900件ぐらいが一部の方、幾つかのところから大きな数字で請求があったもの。平成28年度につきましても、大体2,187件のうち1,800件ぐらい、平成29年度につきましても1,935件のうち1,600件ほどが大量の請求があったところでございます。

先ほど、私が企業と申し上げてしまいましたが、企業に限らず、やはり他区におきましては、一部の方からさまざまな理由での大量の請求が来ることもございまして、一概に企業のそのような活動を阻害しようという趣旨のものではございません。

最後のタウンミーティングの件の文書請求でございますが、そちらは全て文書の管理の規則に基づきまして適正に保有されているものはきちんと公開をしていくというのが区の姿勢でございます。

○南委員 企業が大量に請求しているという具体的な数字、大まかな数字ですけれども、挙げて紹介されましたけれども、たとえ大量請求であっても、コピー代をお支払いをするわけですね。今のところは手数料もお払いするわけです。したがって、それは決して悪いことではない、請求してはいけないということではないわけです。したがって、それに対してかかる経費については当然お支払いするというのは私は当然だと思っております。つまり、先ほど申し上げたような実費程度のお支払いということは妥当だと思っております。そういう方向に考え方を変えるべきだと思っております。

また、そのことについては、個人であろうと、企業であろうと、区政に参加をする、区が保有している情報は区民がきちんと知る権利があるということであって、大量にお金がかかるけれども必要だということで請求をするわけですから、そういう請求権は当然確保しなければいけないと思っていまして、大量に請求することをもってだめだと、コピー代はもちろんですけれども、手数料等々について当然だというふうには、絶対にならないと思います。区民の知る権利を品川区としてどうゆうふうに捉えるかという問題だと思います。これはぜひ改めるべきだということを強調したいと思います。

区の情報については、やっぱりきちんと正確に保管をするということは、私は大事なことだと思うのです。区長が個人的にお出かけになったわけではないし、品川区の区長としてお出かけになった、そういう記録については、きちんと保管をする、そしてどこに何を目的でおいでになったのか、どのような内容で懇談なり要請をされたのかということについて、なぜ保管をしようとしていないのか、その辺について伺いたいと思います。

○中村都市計画課長 タウンミーティングに関連してということでございますけれども、一般論になり恐縮でございますけれども、個人も含めた区の全ての動きについて公開するための文書を残している

というものではございません。

○南委員 最後のところが聞き取れなかったのですけれども、私は、情報公開としてというか、区の情報を保管するという点についてだったので、担当の課長が答弁されるとは思ってございましたけれども、しかし、区民にとって今、非常に重大な関心事である羽田低空飛行問題について、区長がどう行動されようと、それは区長の自発的なご意思の中でやられていることだと思うのですけれども、そのこと自体の情報・記録を保管しない、保有しないということは、あってはならないと思うのです。したがって、これはきちんと保管をするべきだと思っておりますし、ぜひ改善をしていただきたいと思っております。

○大沢委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、48ページの特別区たばこ税、30億6,280万円、63ページの歴史館使用料について、時間がありましたら、147ページの歴史館講座等について伺いたいと思います。

まず、48ページの特別区たばこ税についてです。

現在、国では受動喫煙の防止に向けて法律整備が進められていることはご存じかと思っております。この受動喫煙に関しては、2014年時点で49カ国が、病院や飲食店などについて屋内全面禁煙とするなど、世界的に広がってきております。日本では2003年施行の健康増進法で施設管理者に受動喫煙対策が課せられておりますけれども、努力義務ということもありまして、WHO（世界保健機関）から世界最低レベルという指摘を受けております。ここでWHOなどによると、受動喫煙により世界では年間約60万人、日本では約1万5,000人が死亡されている。そしてIOC（国際オリンピック委員会）もWHOとともに、たばこのないオリンピックを推進しております。そこで東京2020大会の誘致が決まった時点で、受動対策の徹底をしていかなければならないものだと考えております。

そこで、本区では、現在、受動喫煙に対しまして、どのような取り組みを行っているのかお知らせください。

また、小中学校や医療機関、福祉施設、官公庁について、どのように整備されているのか、あわせて伺いたいと思います。

○川島健康課長 品川区の受動喫煙対策の取り組みというところでございます。

現状、保健衛生部門につきましては、禁煙外来マップをつくりましたり、それから、禁煙外来助成ということで、たばこをやめたい方への支援というようなものを行ってきたところでございます。

このたび、今、委員からご説明のありましたとおり、国の法令、それから都の条例が整備されるというようなところで、ずっと状況を確認してきたところではございますが、国の法律につきましては、都合3回法案が出されて、その都度、規制がどんどん弱まっていくような形でございます。それから、国の法令と都の条例との関係もあります。東京都が条例を出すというふうになっていたのですけれども、国の法令の考え方を見て、整合性をとる必要がある。それから、都民および来訪者への混乱を防ぐ必要があるというような話がございます。条例の提出も見送るというような話になってございます。国の法律や都の条例の行方が不透明であるというようなところもございまして、引き続きその動きをしっかりと見ていく必要があるというのが考え方というところになっております。

今までの区の施設の整備に関しては、受動喫煙対策方針を立ててやってきたところではあります。法令と条例が出ましたところで、その辺も直していくというような形で考えております。

今、委員ご説明のございました現行健康増進法につきましても、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないという趣旨がございま

すので、まず区役所の庁舎から喫煙所を撤去していくというような方針になっております。

○松永委員 先ほどお答えいただいた中で、本区の庁舎にある喫煙所について伺いたいと思うのですが、現在、区役所内に何か所ぐらい喫煙場が設置されているのか、そして今後どのように変わってしまうのか、その流れについて伺いたいと思います。

また、禁煙外来についてなのですが、利用者はどのくらいおられるのかと思ひまして、その点についてもあわせて伺います。

○川島健康課長 禁煙外来助成の利用状況でございますが、今、40人ほどご登録いただいております。3月にもう少し頑張つて予算額の50人にいけばいいなというふうに考えているところでございます。

○立川経理課長

現在、庁舎の喫煙スペースにつきましては、7カ所ございます。今後でございますが、国の法律の関係、東京都の条例の関係、その辺、詳しくわかり次第、適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○松永委員 喫煙される方から、残してほしいという意見もありまして、財政としても、約30億円、昨年よりも6,000万円ぐらい減っているのですが、30億円という大きなお金でございます。例えばでありますけれども、喫煙者に対していろいろな取り組みを行われておりますけれども、その税金を使用しているのと、対策をとっていただきたいと思ひます。特に議会棟の2階ですけれども、あそこには煙を吸う機械が置いてあったりとか、灰皿が何個かあるのですが、私も歩いてくると、外にはすごい煙の匂いがするというのがあるのです、そうした対策をぜひとっていただきたいと思ひます。撤去かどうかは今後の流れなど、いろいろありますが、ぜひご検討いただきたいと強く要望します。

あと、鮫洲駅ですけれども、メールが来まして、鮫洲駅の付近で路面に「路上喫煙禁止」みたいなステッカーが張つてあるのですが、あそこを歩いていると、ほとんどすぐ剥がれてしまつたりとか、それでまた直してもらつたりとか、いろいろ対策はとられているのですが、真向かいにお店がありまして、そこで結構吸われている方が多い。ここは立会小学校に向かう子どもたちとか、通勤で利用される方、また、鮫洲試験場に向かわれる方、いろいろな方がご利用される場所でございます。その辺で、ステッカーの効果は、どこまで、要するに、ここは吸ってはいけないということなのか、この路上では吸ってはいけないということなのか、エリアの範囲をお聞きしたいと思ひます。

○菅生活安全担当課長 たばこの路面表示シートにつきましては2種類ございまして、地域美化推進地区と、それ以外と2種類というふうになっております。路面に表示してありますシート、これは地面に張つてありますので、どうしても劣化してしまいますので、ある程度、年数がたったものにつきましては、順次、張り替えている状況でございます。

○松永委員 わかりました。エリアについてなのですが、例えばステッカー1枚について何㎡とかではなくて、その近辺は吸ってはいけないということなのか、その辺についてお聞きしたかったのですが、よろしくお願ひします。

○菅生活安全担当課長 路上喫煙防止条例につきましては、これは区内全域が歩行禁止ということで努力義務になっております。その中でも大井町ですとか五反田ですとか大崎ですとか、そういった5地区につきましては路上喫煙禁止・地域美化推進地区ということで、全く吸ってはいけないというところでございます。それ以外の、例えば先ほどのお話にありましたように、鮫洲駅周辺につきましては、この地区以外ということになりますので、基本的には歩行喫煙、努力義務の範囲で吸ってはいけないとい

うこととございます。

路面表示シートにつきましては、決まったエリアの範囲はないのですが、なるべく苦情が多いところとか、そういったところにつきましては、なるべく横断幕ですとか、路面表示シートを表示して、たばこを吸わないようにということで啓発しているところとございます。

○松永委員 そうした取り組みの中で、新宿区では、路上喫煙防止のポスター、ステッカーとか、区内全域禁止、また啓発グッズを配布しているということとございましたので、こうした活動も含めて、国、都の動向を注視しながら、喫煙者、そして禁煙者ともに住みやすいまちづくりを進めていただければと思います。

次に、63ページの歴史館使用料についてです。

まず初めに、利用者について質問をいたします。書院45回、講堂5回、来館者6,240人とありますが、それぞれ現在どの程度の利用をされているのかお知らせください。

○鈴木文化観光課長 歴史館の利用状況でございますが、ほぼ今、安定した状態でお使いいただいております。

書院については、大体年間千数百人の方が、回数にすると、大体五、六十回でご利用いただいているということになります。

それから、講堂のほうにつきましては、主に歴史館の事業で使うことが多くなっておりますので、こちらのほうも件数としては約60件で3,000人ほどの方が利用されている状況でございます。

○松永委員 書院については、年間50から60というふうな形でおっしゃっていたので、この予算書の45回というのは、もうちょっと目標を高くしていただければと思うのですが、その辺について伺います。

また、この書院についてなのですが、昭和初期、歴史館の敷地に書院造の大広間を備えた建物で、茶室等があると思うのですが、茶室は今、老朽化が進んでいまして、利用ができないという状況でございます。そこで、この茶室についてですが、いつごろ利用が可能になるのでしょうか。また、今後、復旧される予定はあるのでしょうか。お知らせください。

○鈴木文化観光課長 庭にあります茶室については、当時、歴史館として買い取ったときからあった建物でございますが、かなり老朽化が進んでおります。現在は、通常の使用にあたりは安全面で問題があるということで、貸出は行っていないところでございます。

今年度、改修について関係部署と検討したのですが、実際に使えるようにするためには、建て直すのと同じぐらい経費がかかるということが判明いたしまして、今後、歴史館自体の機能強化、それから観光での活用等も踏まえまして、今後、しっかりと検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○大沢委員長 あと、課長、書院の使用回数の現状と今後の見込みの違いについての見解をお尋ねになっていらっしゃいましたけれども、いかがでしょうか。

○鈴木文化観光課長 失礼いたしました。書院の想定利用回数でございますが、その年によって50回程度ということで増減がございまして、来年度については、予算書にある45回という見込みを立てておりますが、できるだけ利用は回数を増やして多く利用していただくように努力はしていきたいというふうに考えております。

○松永委員 お茶に関しては、私もやっているものですから、いろいろとありまして、よろしく願います。

今後、東京2020大会を控える中で、多くの方が来館されることも予想されます。改めてアクセス方法や駐輪場の整備、駐輪場といってもシェアサイクルも進んでいる中で、そうした整備について、今後、ニーズに合った施策を進めていただければと思います。

○大沢委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 141ページ、社会福祉法人貸付金返還金、同じく商店街事業用つなぎ資金貸付金返還金、同じく歯科医師会貸付金返還金について伺いますが、まず、社会福祉法人に向けた貸付金なのですから、私は区が金融機関のようと言ったら失礼かもしれませんが、さまざまな団体に貸し付けているのだということを改めて確認しました。社会福祉法人に貸し付ける意義と目的についてお伺いします。

あわせて、歯科医師会は利子も計上していますね。これも確認なのですが、社会福祉法人は利子をとっていないのでしょうか。その考え方について伺います。

次に、商店街への貸付金ですが、たしか商店街連合会に対し、毎年返還してもらいながら、毎年貸し付けて、連合会が商店街に貸し付けるという、そういう仕組みだったと思うのですが、そのことの確認と、改めてその目的についてお伺いします。

そして今回、5,000万円も増額していますが、この理由と目的についてお伺いします。

それと、151ページの障害児者サービス事業給付費ですが、以前からここに計上されていますが、諸収入の雑入の雑入ですよ。この民生費への歳入でこのように大きな金額のものが、しかも国保連合会という公的団体からのものが雑入の雑入になってしまうのでしょうか。私は違和感がありますが、お考えをお伺いします。

それと、137ページ、繰越金ですが、平成30年度は30億円を超える膨大な繰越金が決算で出てきますが、平成29年度の決算を見込んでここに計上されていると思いますが、今年度は5億円の増で計上されています。これは平成29年度もというか、平成29年度はいつも以上に余剰金が出るという見込みだったからこういうふうになっていると思うのですが、そのことの確認と、どうして毎年このように膨大な繰越金を計上しなければいけないのかお伺いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 社会福祉法人の貸付金返還金につきましては、主に福祉施設の建設に伴う資金を用意する必要があるということで、古くは平成12年の南大井老人保健施設のさくら会への貸付等から始まっているものでございますが、まず福祉の急激な需要増に伴いまして、その供給を行うという意味での施設建設を行う、その場合に巨額な資金が必要となるということから、法人に貸付を行い建設資金に充ててもらおうといった趣旨のものでございます。

したがって、区内の福祉を充実させるという目的から、利子はいただいていないという状況になっております。

○山崎商業・ものづくり課長 商店街のつなぎ資金貸付の関係でございます。意味合いが3つありまして、まず、商店街連合会の運営の補助ということで、毎年年度初めに貸付をしまして、年度末に元金の返還金の歳入をするという運営の補助の部分と、それから、商店街はさまざま、40カ所40事業で大きなイベント事業をやっております。その関係で、補助金を活用しながらということになりますので、補助金が支出されるまでの間のつなぎというような意味が2つ目でございます。

それから、今回、予算で4,000万円増額をさせていただいております。先ほどのイベントのほうでも1,000万円増額をさせていただいておりますけれども、今、LED化の事業の推進をしております。商店街のLED化は、50%以上を超えかなり頑張って推進をさせていただいているところなの

ですが、東京都の補助が補助率80%、それから区のほうで10%を乗せております。商店街のほうは10%の支出ということになります。補助率が大きいがために、商店街のほうの先ほどの補助金が出るまでのつなぎということで、今回、LED化の事業資金貸付を新設させていただいて、強ちに商店街振興に臨んでいるというようなことでございます。

○秋山財政課長 繰越金のお尋ねでございます。今年度、30億円ということで予算を立ててございます。これにつきましては、前年まで25億円ということで予算を立てておりましたけれども、1つは、財政規模がこのところ、平成29年は若干下がりましたがけれども、その前もかなり大きく増えているところが一番大きな理由かと考えてございます。最終的に繰越金が出るというのは、どうしても歳入と歳出の、昨日もお話しさせていただきましたけれども、歳入と歳出の差額ということになりますので、歳出のいわゆる不用額の割合は変わらなくても、財政規模が大きくなれば、その分、額としては大きくなっているということで、ここ何年か見ても、30億円を下るとすることがないということで、今回、現状に合わせて5億円を増やさせていただいた、そういう理由でございます。

○大沢委員長 あとは雑入の障害児者サービス事業給付費についてご答弁をお願いします。

○中山障害者福祉課長 雑入の障害児者サービス事業給付費のところになりますが、区立施設の分の給付費を国保連を通じて区のほうの歳入とするものでございます。

○秋山財政課長 障害児者サービス事業給付費を雑入とする理由ですけれども、こちらは、中身について、ざっくり言うと、他の科目で入れるところがないので雑入で入れさせていただいているという、ほかに該当するところがないということでございます。

○藤原委員 今回、歳入全体で100億円増加していますね。よく見ると、繰入金で100億円増えているのです。これは年度の終わりに基金からそれほど出さないで、さらに積み増す結果になるのでしょうか。そのことの確認をしたいと思います。

○秋山財政課長 当初予算で今年180億円ほど繰入金を計上させていただいております。これにつきましては、財政規模が拡大しております。その分をどうやって歳入をまかなうかというところで、基金の繰り入れを考えているというところでございます。この差額は、歳入を大きく見込むというのは、なかなか財政的にはしがたいものがあります。入ってこないものを入れてくるというふうには予算立てるということではできませんので、歳入はどうしても堅めに見ざるを得ない。歳出は歳出で、予算を組んだ以降、それ以上を超えた支出ができませんので、どうしても事業をするときにはその範囲内でやる、効率的な事業等を推進いたしますので、予算よりも下がってくる、そういう差額が出ているというのが現状でございます。決して来年度決算を見据えてどうこうしたいからというところでこの額を計上しているものではございません。

○藤原委員 最後に、83ページの国保でお伺いしたいのですけれども、昨日も国保について伺ったのですが、国保の制度が変わるということで、国保の課題があると思うのですが、この課題に対しての制度改革があると思うのですが、その辺は区がどういうふう考えているか教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長 国保の課題につきまして4点ございます。これらの課題に対して、区といたしましては、国民皆保険制度を将来にわたって堅持するため、今回の制度改革がございまして、引き続き、皆様へのご協力、ご理解を進めてまいります。区といたしましては、区民の皆様の健康や命を守る国民健康保険制度の運営につきまして、国保医療年金課一丸となって、あと1カ月に迫ってまいります平成30年度からの国保制度改革を進めてまいります。

○藤原委員 最後に要望になってしまうのですが、この皆保険、誇れる制度だと思っております。高

額医療も含めて、国民皆保険を、守っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大沢委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、85ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、7節障害児通所給付費、88ページ、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、1節地域生活支援事業、136ページの17款繰入金、1項基金繰入金、8目財政調整基金繰入金について伺います。

先に財政調整基金の繰り入れの考え方について伺います。

財政調整基金条例を確認させていただきました。第1条に、「経済環境の変動その他の事情により生じる年度間の財源の不均衡を調整し、財政の健全な運営に資するため、品川区財政調整基金を設置する」ということです。第6条に、「区長は、第1条の目的のため必要があるときは、基金の全部または一部を処分することができる」とあります。大変もったもな基金の設置と考えます。今回の繰り入れなのですが、「経済環境の変動その他の事情により生じる年度間の財政の不均衡を調整し」という基金の目的に照らし合わせて、どう考えたらよいのか教えてください。条例の趣旨を素直に読むと、取り崩しは、例えば私が思いつく限りでは、特別区民税や財調交付金の大幅減が見込まれるようなことが予想される年に行われるのが順当ではないのかというふうに考えます。2017年の最終補正でも、特別区民税はプラスの補正がありました。税収は順調に推移してきており、年度間の財源の不均衡は生じていないのではというふうに考えます。今のほかの委員のご答弁に対しても、また前年どおりというふうに見込めるわけですね。2016年の予算特別委員会ときに財政課長は、財調基金を例にとりて、標準財政規模の10%を2年分確保するというような形で、金額190億円くらいを目標にしているというふうに財調基金について答弁されております。財調基金の目的に鑑みると、標準財政規模を基準に目標を定めるとするのは、私は妥当かなというふうに思います。その10%を2年分という考え方については議論の余地もあるかと思いますが、区の財調基金の考え方は妥当かと思ひます。2018年度末の基金の最終積立見込みは173億円です。目標に達していないということです。2018年度の積立予算は2,500万円余りです。この点でも取り崩して当初予算に繰り入れる意図がよくわからないので、その辺の考え方について教えてください。

○秋山財政課長 財調基金のお問い合わせでございます。財調基金は、委員ご指摘のとおり、年度間の財源の不均衡の調整ということを設置の目的に掲げさせていただいております。年度間の財政の不均衡というのは、大きく言えば、リーマンショックによる歳入の大きな落ち込み等のためにするというものもございますし、あとは、各年度において歳出の伸びを歳入のどこかが埋めなければいけないというふうに思っておりますので、その分の財源としての調整の機能ももちろんあるということでございます。今回、種々、特定目的基金を入れて基金の繰入金をやっておりますが、それでも財調基金としてこれだけの金額を入れて、歳入歳出同額というのが予算の原則でございますので、その予算の原則に沿って財調基金の繰り入れをしているというものでございます。

それから、当初予算での計上と、最終的な積立の関係ということでございますけれども、財調基金はこのように設置の目的等を書いております。なので、そこの中に積み立てる原資としては、財調基金利子ですとか、そういうものを設定しておりますので、その想定額を当初の予算では総務費の歳出になりますけれども、積立金として計上している、そういうものでございます。

○吉田委員 済みません、私、まだよくわからないのですけれども、過去の議事録を見ますと、2010年度の予算で初めて当初予算で財調基金を取り崩して歳入に繰り入れております。その後、

今日まで8カ年の特別区民税の当初予算と最終補正額、財調基金の取り崩し状況をたどってみました。2010年度以降、毎年、特別区民税はずっとプラスの補正をしております。2010年から2014年まで、毎年、当初予算で財調基金から繰り入れをしております。2014年と2015年は繰り入れをしております。2016年に約4億1,800万円を繰り入れて、2017年度はゼロで、また次、2018年度は5億5,000万円以上繰り入れています。

私、ここで申し上げたいのは、財調基金を取り崩してはいけないということを言いたいわけではありません。品川区の基金の条例は大変厳しいですね。目的がこれ1つ。区長は、第1条の目的のため必要があるときというので取り崩しを決めておりますけれども、私はやっぱり、今、財政課長がおっしゃったとおり、政策的にこれはどうしても必要というときにはちゃんと取り崩して充てていいのではないかとというふうに考えます。しかし、そのときには、政策的な目的を明確にして、こういう状況で、これに必要なだからこういうふうに充てるということが、項目ではなくても政策的なものが明示されて、それでこの委員会の議論に付して、そうやってみんな決めていくべきなのではないかと思いますが、その点について、もう1回お考えをお聞かせください。

○秋山財政課長 委員ご指摘の基金の使い方は、おっしゃるとおりでございますけれども、特定目的基金がそれぞれございます。例えば、公共施設、義務教育等がございまして、それぞれから、その目的に沿った金額を繰り入れをしているというところでございます。

基金の繰入金は、先ほどもお話しさせていただいたとおり、財源の調整の1つの形でありますので、特定目的で基金から崩して、それで間に合えば財調は入れないという形になります。基金の中でも、ある意味、調整用の基金というふうに財調は考えられるわけでございます。

それから、財調基金については、これは一般財源でございますので、特定の目的のものについてはこちらの目的、基金繰り入れのときの充当事業というふうにお出しをして議論をしていただく。一般財源につきましても、調整の機能もございまして、一般財源についての充当の考え方は、これは全体の予算の歳出の中でご議論いただく、そのための歳入の一般財源という位置づけだというふうに思っております。一般財源も全て充当事業ということを示すようになりますと、これはなかなか難しいものであり、あまり現実的ではないかなというふうに考えてございます。

○吉田委員 財調基金が調整的な機能を持っているということはよく承知しております。ただ、これを目的を厳しく決めて条例を定めたというのは、やはりそこに取り崩しの際には明確な政策的意図がみんな議論されて、そして示されるという形が必要なのではないかというふうに思います。昨日、補正のときで言いましたけれども、やっぱり基金というのは、私は必要なときは積み立てるべきだし、取り崩すべきときは取り崩すべきだと思います。そのときに目的を明確にして、きちんと政策的な議論がされるべきではないかということをおし上げておりますので、これについては要望にとどめますが、ぜひ明確な基準を持っていただきたいというふうに思います。

次に行きます。85ページの障害児通所給付費です。歳入の事項別説明資料を見ると、ここに放課後等デイサービスに充てられる予算が入っていることがわかります。放課後等デイサービスの制度が変わるという厚労省通達があったと。報酬改正があったと聞いているのですが、それをもう既に反映された予算立てなのか、その辺を教えてください。報酬改正の趣旨、新旧の表を見たのですがけれども、私、理解できなくて、その趣旨をどのように理解したらいいのかも教えてください。

○中山障害者福祉課長 2点のお尋ねでございます。まず、放課後等デイサービスの仕組みがどういふふうになるか、報酬体系がどう変わるかということでございます。

1点目は、やはり障害の重いお子さんに対して支援を手厚くするということがあります。そこでは当然、専門職の配置も必要になってきますので、放課後等デイサービス事業者に対して、国が一定の基準をつくるわけなのですが、その基準以上の方が半数いるかないか、それによって報酬体系が大きく変わります。

もう1点目が、時間の設定になります。時間が短時間なのか、比較的長時間なのかというところで報酬体系が変わる、それが大きな改正点になります。

今回のこの予算にそこまで反映ができていないかというところになりますが、こちらの報酬改定の案が出たのも最近ということになっておりますので、今のところ、この予算には反映されていないような状況ではございます。ただ、大きな枠組みの中で増減がすごくあるかという、そうではないのかなというふうに感じているところでございます。

○吉田委員 わかりました。障害の重いお子さんとか、時間設定の差とか、その辺はなるほどそのとおりかなというふうに思いますが、ただ、やはり報酬改正が行われるときは、経営者、利用者側にとっても変化があって、経営母体が大きな放課後等デイサービスは、わりと全体の経営の中で報酬改正の影響は吸収できるようなのですが、小規模の事業者に影響が出てしまうということを知っております。当然、利用者に影響が出るというふうに考えます。利用者の中で障害の重い子を重視するというのは理解できるのですが、これを利用している子どもたちのことを考えると、軽度だからこういうケアがなくて済むかという考えるのは、ちょっと難しいのではないかとということと、それから、環境の変化に対応するのが難しいお子さんが多いということを知っていると、急な利用者への影響は避けたほうが良いと思うのですが、その辺ことはどのようにお考えか教えてください。

○中山障害者福祉課長 今回、放課後等デイサービスを国が報酬改正するに当たっては、より専門的な対応をできる、やはり療育目的ということになりますので、それをきっちりやる事業所に手厚くというのが本来の趣旨だというふうに聞いておりました。実は、品川区の児童学園でやっていますコンパスという事業があります。このコンパスは発達障害のお子さんに特化をしているので、国が今回言っている区分でいくと軽い方になってしまいます。しかも、プログラム提供ということになるので、長時間の預かりというタイプではなく、短時間提供ということで、コンパスの事業には大きな影響があるのではと感じているところです。

民間事業所でどうかということになりますけれども、民間事業所から、まだ具体的に報酬改定による不安のお声ですとか、心配だとかというご相談は来ていないところではありますけれども、おおむねやはり特別支援学校のお子さんを中心に受け入れをしている事業所であれば、国のいう標準的なところよりも重たいお子さんが過半数以上というふうに考えられるのではないかとというふうに思っております。

また、区内の放課後等デイサービスの状況を見ますと、比較的長時間の対応をしているところが多いので、民間事業所については、今のところ、そんなに不安はないのかと。ただ、やはり人員配置のところ、国も縛りをかけてきておりますので、そうしたところでの育成支援というのは今後の課題なのかというふうに考えております。

○吉田委員 わかりました。これから制度が変わることなので、そういう不安の声があった場合には、ぜひきめ細やかな対応と、それから、何より利用者の方たちの急激な変化を避けていただきたいと思っております。

次に、88ページのほうです、これも歳入の事項別説明資料を見ると、この中に日中一時支援事業に充てられる予算が入っていることがわかります。日中一時支援事業は、にじのひろばということで、事

務事業概要によると、利用時間に応じた利用料の自己負担があるというふうにあります。軽減措置はあるということで、2017年度からは、保護者の所得に応じ、月額負担の上限を設けたということも明記されております。

伺いたいのは、このにじのひろばについて、これは伝聞によるもので調べていないのでごめんなさい、その範囲で聞かせていただきますが、年間の登録料があるというふうに聞いたのですけれども、それは事実なのでしょうか。登録料という名目で伺ったのですけれども、あるとしたら、どういう性格のものなのか、それも教えてください。

地域生活支援事業は、にじのひろば以外にも幾つかあるのではありますが、このにじのひろば以外にも年間登録料が必要な事業があるのか、その辺もあわせて教えてください。

○中山障害者福祉課長 にじのひろばの年間登録料についてのお尋ねでございます。年間登録料といましては、月々の請求の郵券、それから銀行振替の手数料、その12カ月分を中心としつつ、あとはシステムの運営のための経費を乗せさせていただき、実際、現在、年間の登録料ということで5,000円をいただいているところでございます。

また、地域生活支援事業のほかの事業でこういう年間登録料を必要とするものがあるかどうかということなのですけれども、例えば、ほかの地域生活支援事業ですと、日常生活用具ですとか、巡回入浴車、それから移動支援といったものがあります。これらの中で年間登録料を必要とするようなものがないために、ほかの事業では年間登録料はいただいているところになります。

○吉田委員 登録料というものなのでしょうか。ちょっと今のお話で伺うと、登録というのと何かちょっと、利用料に上乗せになるものなのか、性格的に登録というのが、名称の問題ですけれども、どうなのかなというふうに思います。

登録料にも、先ほど言いました所得による軽減措置とか、それから、月額負担の上限、その月額負担の上限に5,000円も算入されて、全体の負担が抑えられることになっているのか、その辺についても教えてください。

○中山障害者福祉課長 委員おっしゃるように、年間登録料というよりは事務手数料的なもののイメージかというふうに感じております。現在、にじのひろばをご利用されたときには、利用時間に合わせた利用料、送迎を利用されるときは送迎料、それから、おやつと保険、そしてこの年間登録料というものが必要になっております。現在、負担軽減をしておりますのは、利用時間による利用料のところと、それから送迎については毎月合計をさせていただきまして、負担に応じて、例えば生活保護の方ですとか、低所得の方であれば、利用料はゼロということにしています。そのほか低所得の方が月額4,600円、それ以外の方も3万7,200円を上限とさせていただいております。

○吉田委員 今、課長もおっしゃいましたけれども、やっぱり登録料というより事務手数料と考えると、5,000円が軽減措置が必要な方たちにとって、毎年5,000円ということですから、大きいのではないかというふうに思います。そうすると、この年間5,000円を別出ししてというのはどうなのだろうかというふうに思います。必要なものは自己負担ということがあってもいいかと思うのですけれども、その辺の全体の整合性をぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、その点について見解を伺います。

○中山障害者福祉課長 この年間登録料につきましては、少しこちらのほうでも考えさせていただいて、所得制限に応じたいただき方になるのか、料金の見直しなのか、検討させていただければと思っております。

○吉田委員 わかりました。さっき名称の問題ですけれどもと言いましたけれども、やはり、多くの方は名称で意味を受け取るので、もし利用料ということであれば、きちんと軽減措置の中に入れていただきたいし、どういう意味の料金なのかということは、ぜひ明示して皆さんに納得して使っていただけるようにしていただきたいと思います。これは要望です。よろしくお願いします。

○大沢委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願いいいたします。私からは、89ページ、シティプロモーション推進経費ほか3事業、117ページの予防接種費ほか6事業、157ページ、議会運営費についてをお伺いいたします。

1点目は、予防接種費ほか6事業についてお伺いいたします。

予防接種スケジュール管理アプリについて、複雑な予防接種のスケジュールをスマートフォンのアプリを利用して自動的に管理し、接種間隔の間違いを防止していただき、さらに現行のしながわパパママ応援アプリに機能追加していくとのことですが、導入に当たっての詳細をお知らせください。出生時から何歳くらいまで管理可能なのでしょうか。定期予防接種だけではなく、任意予防接種やインフルエンザなどの流行時期に合わせて管理することはできますでしょうか。

○舟木保健予防課長 予防接種スケジュール管理アプリについてのお尋ねです。現行のしながわパパママ応援アプリにも予防接種スケジュール帳としてメモ機能はついております。今回、新たにアプリを導入することで、接種のスケジュールの自動調整やプッシュ通知等の機能が追加されます。

導入時期につきましては、4月以降、詳細を検討してまいりますので、7月ごろを予定しております。

管理可能な年齢についてですが、未就学児の利用がアプリについては多いと思われまふけれども、一応、予防接種法で定められている予防接種については対応可能というふう聞いております。

また、定期予防接種、あと、区で助成している任意予防接種については、もちろん管理できるようにと考えております。そのほかの任意予防接種と流行時期に合わせての調整等については、今後、詳細を詰めていく中で考えてまいりたいと思います。

○横山委員 現在、しながわパパママ応援アプリのほうでついているスケジュール帳ですとかメモの機能からさらに進化してということで、自動調整ですとか、間違いの防止ですとか、受け忘れの防止をさらに強化していただくということでお聞きいたしました。

予防接種のスケジュールの管理は、私もしていまけれども、こちら、本当に難しいと思います。接種間隔の間違いですとか、接種忘れを防ぐなどの防止する効果が期待できると考えているのですけれども、予防接種とともに、生後4カ月児、1歳6カ月児、3歳児の健康診査ですとか、歯科健診などの健康診査のスケジュールなどもあわせて管理していくようになるかと思うのですけれども、こちらの一括の管理の仕方について、もしありましたら、区のお考えをお聞かせください。

○舟木保健予防課長 健診スケジュールの一括管理についてですが、現在、乳幼児健診などにつきましては、事前に個別通知を発送しております。予防接種、健診と合わせたその後の健康管理につきましては、担当している所管とも今後このアプリについて相談してまいりたいと思います。

○横山委員 ぜひ引き続き、予防接種や健康管理のしやすいような仕組みの導入を検討していただきますよう、よろしくお願いいいたします。

2点目は、シティプロモーション推進経費ほか3事業についてお伺いいたします。

第55回の宣伝会議賞に品川区が参加しているかと思ひます。こちら、受賞したキャッチフレーズと応募総数、一次通過作品は、コピーライターの方ですとか、プロの公告クリエイターの方が審査されて

いると聞いておりますけれども、こちらの一次通過作品数をお聞かせください。

○木村報道・プロモーション担当課長 シティプロモーションに関するお問い合わせでございます。ご指摘になりました宣伝会議賞でございます。こちらは月刊誌の『宣伝会議』が主催する今おっしゃいましたコピーライターの方、それからコピーライターを目指す方、学生を対象にしたキャッチコピーのコンテストのようなものでございます。品川区でも「わ！しながわ」に続く言葉、つながる言葉をぜひ出していただきたいということで参加をさせていただきました。

応募総数が7,055作品、うち一次審査を通過した作品が82でございます。それから、いわゆる品川区賞としてこちらのほうで授賞を決めたキャッチフレーズでございますが、「東京の玄関というよりリビング」というようなキャッチフレーズを選ばせていただきました。こちらは東京の表玄関というところで品川を捉えていただいた上に、もう一步入ると、いわゆる居心地のいい空間が待っているというところで、大変ふさわしいのではないかとということで選ばせていただきました。

○横山委員 こちらは私も『宣伝会議』で見せていただいたのですけれども、課題のところに、「いっぱいある魅力をイマイチ伝えきれていない品川区をエッジの効いたインパクトのある表現でアピールしてください。面白ければ少々自虐的でも破天荒でも構いません。あなたが感じた品川区を思いっきり表現してください」とありましたので、どのようなキャッチフレーズが集まったのか大変注目をしておりました。授賞の有無にかかわらず、お寄せいただいたキャッチコピーには、品川区の見え方ですとか、区が区内外の方々からどのように捉えていただいているのかという情報や魅力が多く詰まっていると考えております。もし少々自虐的ですか、破天荒、エッジの効いた思わず笑顔を誘うようなキャッチコピーがありましたら、一部ご紹介ください。

○木村報道・プロモーション担当課長 いわゆるユニークなフレーズということで幾つか挙げさせていただきます。

「私たちは住み続けたいと答えなかった人が1割もいたことを反省しています」、これはどちらかというところ、ちょっと自虐的なほうになると思いますけれども。

それから、「東京に疲れました。品川区に帰ります」というようなこともありました。なかなかエッジが効いているなど思ったところでございます。

○横山委員 ありがとうございます。笑わせていただきました。

「わ！しながわ」キャッチコピーやロゴと合わせて、受賞作品は、今後、どのように展開していくのでしょうか。ご応募いただいた全てのキャッチフレーズの今後の活用方法について教えてください。

品川区シティプロモーション特設サイトに、一次通過作品の掲載をすることによって、応募者の方々にさらに品川区の魅力を感じていただくことで、繰り返し発信をしていただく機会にもなると考えますが、いかがでしょうか。

続けて3点目も入ります。議会運営費についてお伺いたします。

品川区議会委員会傍聴規則の第5条に、傍聴人の守るべき事項とありますが、詳細をお聞かせください。

また、傍聴人がこの規則に違反したときの措置として、規則に定められている内容について教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長 受賞作品をどのように展開していくかというお尋ねでございます。来年度、広告PRを、このキャッチコピーを活用しながらしかけていきたいというふうにご検討いただいております。ご提示いただきました特設サイトへの作品の掲載につきましても、4月以降

になりますけれども、随時進めていきたいと考えております。

○久保田区議会事務局長 それでは、まず1点目の傍聴人の守るべき事項でございますけれども、委員会傍聴規則の第5条に5項目ございます。主なものをご紹介しますと、「委員会室における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと」。また、「騒ぎ立てないこと」。そのほかも何点かありますけれども、「その他委員会の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと」ということも傍聴人の守るべき事項として定められております。

もしこれに違反した場合の対応でございますけれども、同じ規則の第7条に、規則違反者に対する措置ということで、「傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる」という規定が定められております。

○横山委員 キャッチコピーの件については、ぜひ進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

また、傍聴規則のほう、ありがとうございます。品川区議会委員会傍聴規則の遵守を要望いたしますが、一言お願いします。

○久保田区議会事務局長 私ども、傍聴される方には、傍聴券をお渡しする際に、こういった規則を守ってくださいということをお願いしていますが、これからも徹底してやっていきたいと思っております。

○大沢委員長 次に、つる委員。

○つる委員 151ページ、公園駐車場運営事業納付金、157ページ、本会議場等バリアフリー化、85ページ、児童扶養手当給付費について伺っていききたいと思います。

まず、納付金の件ですが、まず最初に確認で、この納付金が入る法令等の根拠、また仕組み、そして運営事業者がどこなのか、それを教えてください。

○溝口公園課長 まず、公園駐車場の納付金の関係でございます。これにつきましては、都市公園法第5条に、公園施設の設置管理許可という項目があります。この制度を使いまして、有償の運営を民間事業者に委託しているものでございます。実際、今現在、民間駐車場を運営しているのは、タイムズ24株式会社が運営を行っているものでございます。

○つる委員 平成30年度が4,316万円を見込んでいるということですが、区に対しての非常に大きい収入だと考えています。

それで、この歳入に関連してなのですが、公園の維持管理にかかる経費、補助金等を除いた経費ですが、区の単費の経費は、歳出を確認させていただくと、一般財源として20億6,000万円余あるわけですが、細かく見ていくと、いろいろ公園そのものよりも、それに付随するウェブの管理とか、その辺のお金も入ったり、年度によっていろいろ変わってくる、トイレの改修等も入っていると思うのですが、年間平均で大体どれぐらいの数なのか教えてください。

○溝口公園課長 実際の公園の維持管理でございます。委員ご指摘のように、大体予算を計上している20億円、さまざま改修等、いろいろ変わってくるところはありますが、経年、傷んでいるところ、そういったものを直しながら公園の維持管理に当たっているものでございますので、年間でございますと、大体20億円ぐらいが公園全体、266公園の維持管理にかかる費用というふうに考えているものでございます。

○つる委員 大体平均で20億円ということが、わかりました。

そこで、国家戦略特別区域法の一部が改正されて、都市公園法の特例を活用して、既に品川区内にも保育園が設置されておりますけれども、先ほど冒頭でご答弁いただいた都市公園法に基づく駐車場以外

で民間事業者が収益を上げる事業として取り組んでいる取り組みがあれば教えていただきたいと思いません。しながわ区民公園内のレストランとか、そうしたものが挙げられると思うのですが、確認の上で教えてください。

○溝口公園課長 公園の中で都市公園法第5条に基づく設置管理許可、それを活用しているところがございますが、委員ご指摘のしながわ区民公園の水族館、レストラン、売店、また駐車場、そういったものを公園施設の管理許可という形で、都市公園法の第5条に基づく許可を与えて運営を実際に行っているものでございます。

そのほかにつきましては、公園内にある自動販売機の一部についても、こういった都市公園法の第5条の設置管理許可を活用して、実際、民間事業者が自動販売機を設置しているといったところもあります。

○つる委員 自販機も含まれるということで、昨年5月に、今ご答弁いただいている都市公園法が改正されて、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と飲食店等から出る利益を活用して、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行うものを公募により選定する公募設置管理制度「P a r k - P F I」が新たに設けられたとありました。区として同制度の活用についてのお考え等があれば教えていただきたいのと、また、活用の際には、区の関係条例等の改正が必要になるのかどうかという点、公園の今後のあり方等も含めて教えていただければと思います。

○溝口公園課長 今般、都市公園法の改正により、かなり民間活力を活用した形の今後の公園のあり方、または維持管理の仕方についてはさまざまな制度が出てきたところでございます。そういったものの1つの代表的なものとしては、「P a r k - P F I」ということで、民間事業者がレストラン等、そういった収益施設を設置し、その設置に伴っての収益を活用して整備または維持管理を行うといった制度でございます。

そういったものにつきましては、今後やはり品川区内の公園をいかに管理していくのか、そういった観点から、制度の活用についてはしっかり検討していきたいと思っております。

また、今回、施設を設置するに当たっては、公園施設の建蔽率、そういったところが条例で定まっておりますので、そういったところをどういう形に設定していくのか、そういったところの条例改正が場合によっては必要になってくると思っておりますので、しっかりと公園のあり方も含めて検討していきたいと考えているものでございます。

○つる委員 法律を確認すると、管理許可の期間が10年から20年であるとか、面積については2%だったものが10%増えて12%になる、こういうふうにしていくと、条例改正が必要になってくるという理解をいたしました。

参考の話になるのですが、今年明治150周年でありますけれども、今、シャンシャンで話題の上野動物園がある日本で最初の都市公園の1つで上野恩賜公園が明治6年に開園して、今年が公園誕生から145年の節目になるということでもあります。民間活力を生かした取り組みの事例としては、昨年、自民党の石田秀男委員が引用されておられましたけれども、富山市の富岩運河環水公園、その中にあるスターバックスコーヒー、これも上野恩賜公園の中にもありまして、これが3例目ということでもあります。

そもそもカフェ、レストランという組み合わせについては、上野恩賜公園が開園してから2年後、老舗料亭の韻松亭の創業が最初というところで、店舗から徴収する公園使用料を公園の維持管理費に充てるために、政府が誘致したという歴史があるそうです。韻松亭は今もありますけれども、そういった経

緯がある。

先ほど、今後の公園のあり方とありましたけれども、スターバックスコーヒーをはじめ、例えばカフェであれば、ナショナルチェーンもいいのですが、どこでもいいと思うのですけれども、提供するコーヒーを例えばフェアトレード商品を扱う、エシカル消費を促すなど、付加価値の1つとして公園の魅力アップに資する、そういった組み合わせも非常に公園の魅力向上にもつながるのではないかと考えております。ちょうど平成33年を目指して戸越公園内に体験型環境学習施設ができるわけです。そうしたフェアトレードだったり、エシカル消費は、そうした環境に関連した、そうしたことを学ぶいい機会にもなるのではないかと考えております。

そもそもスターバックスコーヒーも、2010年から毎月20日をフェアトレードコーヒーの日として、そういう啓発にも努めていらっしゃるというところで、ナショナルチェーンも含め、そういったこともあわせてやっていけば、公園の魅力につながるのではないかと考えますので、そのあたりについて何かご意見があればいただきたいと思います。

○溝口公園課長 やはり公園は大人から子どもまで誰もが利用していただく、また、にぎわいを持つ、そういった中でいくと、やはり魅力の向上は欠かせないところだと思っております。そういった中で品川区内の品川区が管理している公園について、どういった形でその魅力を向上できるのか、レストラン、カフェといったものを設置することによって、より魅力を上げられる、また、ほかの施策と連携することによって公園の魅力を向上できる、そういったところもあると思います。さまざまな観点で、今回の都市公園法の改正に合わせて、さまざまな制度ができておりますので、今後、そういったものも含めてしっかりと公園のあり方については検討していきたいと考えているところでございます。

○つる委員 今、大きい部分でありましたけれども、細かい部分で、議会より2009年ぐらいからネーミングライツの提案が各議員からされておりますけれども、公園またトイレなどに対するネーミングライツについて、改めて提案をさせていただきたいのと、これまでの検討状況を押しえていただければと思います。

○溝口公園課長 ネーミングライツの件でございます。公園または公衆便所、公園トイレ、そういったところでのネーミングライツ、これまでも活用できないのかというご意見をいただいているところでございます。1つは、民間がどのような形で参入してこられるのか、またそういった施設がどこにあるのか、そういったところが一番大事になってくると考えているところでございます。さまざま他の先進事例のところではやっている民間の企業、または先進自治体、そういったところからもヒアリングを行いながらやっているところですが、どの場所にネーミングライツを導入するのか、また、公園トイレであれば、トイレすべてにネーミングライツを導入しても、全然応募がないところ、そういったところもあるやに先進自治体からは聞いているところでございます。そういったところも含めて、今後、おもてなしトイレということでトイレ整備を進めておりますので、そういった一環でネーミングライツの活用もしっかり検討していきたいと考えているところでございます。

○つる委員 今回はたまたま公園ということでありましたけれども、やはり自治体としてもしっかりと税外収入を得ていくということは、今後、法体系を含めて必要な観点の1つかなという部分で、非常に可能性のあるところかと思ひまして質問させていただきました。

1つ事例として、クラウドファンディングの活用だったのですが、沼津市では、ご当地アニメキャラクター「Aqours（アクア）」というのがあるそうですけれども、そのマンホール整備に2,217万円の予算を立てて、クラウドファンディングをやったら、1,455人から3,384万円が集まって、達

成率が152%になった、これは非常にすごい取り組みかと思っています。今回、品川区もシナモロールのデザインマンホール、89万5,000円が計上されているのですが、これはおそらく品川区の一般財源でやるのかと思いますけれども、工夫1つでこうやってお金をいろいろな方から集めることができる。当然、沼津でも返礼品はやるそうでありますけれども、そうした工夫が必要ではないか。区民と事業者、行政が三者がWin-Winの関係になる、そうした取り組みを、今後、当然、税負担をできるだけ減らして行政サービスを向上させるという観点で、いろいろ工夫を検討していただければと思います。

次の質問に行きたいと思います。本会議場等バリアフリー化であります、この中に議会棟5階トイレ改修工事も含まれていると思いますが、どのように改修するのか教えてください。

○久保田区議会事務局長 この本会議場等のバリアフリーですけれども、5階のトイレをだれでもトイレに改修する予定であります。

○つる委員 簡潔に答えていただいて、だれでもトイレということで、非常にいいことかと思っています。

実は、先月ですが、オストメイトの方の声をいただいて、先日、本庁舎3階のだれでもトイレにオストメイトの方にも使いやすい、誰でも使える前広便座というものを設置していただきました。この前広便座というのは、オストメイトの方が便座に座った状態でパウチ処理ができる便座で、合理的配慮の観点でも、一般便所への設置拡大を進めるべきと私は思っておりますけれども、今回この議会棟の5階トイレの改修工事に合わせて、前広便座の設置をしたらどうかと提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○久保田区議会事務局長 前広便座の件につきましては、私どもも本庁舎の3階のトイレに設置されていると確認してございます。委員からご提案のありましたこういった便座も含めまして検討の項目として入れまして、あと3階の本庁舎のトイレを参考にしながら、関係部署とこれから協議をして詳細を決めていきたいと考えております。

○つる委員 2002年の予算特別委員会の総括質疑で、我が会派の先輩が、公共施設におけるオストメイト対応トイレの設置について、こういう質問をさせていただいて以来、品川区もオストメイトの方への支援が行われてきましたので、さらなる支援の拡大を望んでいきたいと思っています。

残りの時間で、児童扶養手当給付金について伺っていきたいと思っています。

これ、私も2016年の一般質問でさせていただいて、受給世帯の収入に波が発生しないように、毎月支給をとということで、兵庫県明石市の事例を参考にお伝えさせていただいて、国のほうでも法改正が進み、2019年度を目指して、隔月支給にしていくということでありましたけれども、今回の当初予算の中に、2019年度に開始できるシステム改修費などの財源が確保されていて、次々年度、確実に実施できるようになっているかどうかということを教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長 隔月支給に対してのシステムのことでございますけれども、平成30年度の当初予算で、児童総合システムのリプレースの予算を計上しております、システムの入替えがある関係で、前年のパッケージの中で取り込めるか。また、取り込めない場合については、すぐに改修ができるよう平成30年度中に調整をする予定でございます。

○つる委員 ぜひ2019年度にしっかりと対応ができるように、実際、当事者のお母様からもお声をいただいているところでありますので、また、実際に実施した後もしっかりとそうしたお声を窓口として受け取っていただいて、推進していただきたいと思っています。お願いします。

○大沢委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、140ページの東京臨海高速鉄道株式会社貸付金元利収入と、48ページ、特別区民税、そして52ページ、地方消費税交付金についてお伺いいたします。

まず、りんかい線についてなのですがすけれども、品川区は水辺活用を進めておられますけれども、やはりその重要拠点の1つとして天王洲アイルが挙げられると考えられます。そして、私、ある会合で、天王洲アイルに来ていた人、区外の方だったのですけれども、何人かとお話しして、そうした方に天王洲アイルはどうですかといろいろお聞きしたのですけれども、やはりなかなか来ない、行かないというお答えでした。理由はなぜでしょうかと伺ったところ、りんかい線の運賃が高いということでした。運賃を調べますと、区内でも、例えば大井町から天王洲まで210円、そして大崎から天王洲まで行くと、いきなり60円はね上がって270円になってしまいます。これがまた区外からですと、例えば新宿からですと、天王洲まで440円もかかってしまいます。この心理的負担はかなり大きいものかと。せめて区内で利用する方には200円を切るぐらいの運賃の値下げが望ましいかと思っております。もちろん短期的には運賃収入が下がりますので、会社の経営的にはマイナスになるかと思っておりますけれども、しかし、中長期的に見ますと、運賃が安くなったことで利用者が増える、そして総合的に運賃収入も上がっていく、そして何より天王洲、品川区の水辺に多くの方が来訪してくださるという効果も見られると思っております。

品川区は、債権者でもありまして、そして株主でもあります。そして、桑村副区長が非常勤でありますけれども取締役でありますし、りんかい線も最近は経営状態も良好になってきておりますので、ここで品川区の水辺、天王洲アイルに来ていただくべく運賃の値下げをぜひ提案していただきたいのですが、区のご所見はいかがでしょう。

○中村都市計画課長 りんかい線につきましては、大変利便性が高いということで、毎年多くの方に利用していただいているということを臨海高速鉄道のほうからは聞いております。

料金につきましても、鉄道事業者では、料金についてさまざまな意見があるということも認識しているところでございます。そういった中で、現在、中長期的に見て、委員のご指摘もございすけれども、乗客の数との兼ね合いもありますけれども、経営的に健全な経営を続けながら、中長期を見据えた経営を行っていくということで、これからも引き続きさまざまな方策を行っていくというふうに聞いております。

そのような中で、鉄道事業者の料金に対する認識もあるということで、今後、引き続き、料金についてご意見があるというのは、区のほうもお伝えはしているところでございますが、ただ、経営の中で料金の設定につきましては、なかなかやはり経営の方法や方針もあると思いますので、この辺は区の要望を伝えて注視をしてまいり、また、随時そういったことも検討を促していきたいと考えております。

○筒井委員 ぜひこの要望を東京臨海高速鉄道株式会社のほうにお伝えいただければと思います。

次に、特別区民税、地方消費税交付金のほうに移りますけれども、法人住民税の一部国税化、そして今度、法人事業税も国税化しようとしている動きが見受けられると聞いております。また、地方消費税清算基準の不合理の見直し、そしてふるさと納税、こうした東京都は品川区から税金を奪い取っているような状況が続いております。まず、特別区民税、今年予算は補正予算を見て比べると控えめになっていると考えられますが、これはふるさと納税が原因だと思っておりますけれども、確認として、今年度および今年度を含めた過去3年分の推移を確認したいと思っております。

また、地方消費税交付金も減っておりますけれども、これも清算基準の見直しが影響しているのかと考えられますが、減っている理由は何でしょうか。確認としてお聞きいたします。よろしくお願いま

す。

○伊東税務課長 歳入の特例区民税で平成30年度の当初予算でございますけれども、委員ご指摘のとおり、若干の伸びを踏まえ見積もっているところでございますけれども、本来であれば、もう少し流れを見ますと伸びるかなというふうに思っているところでございますけれども、確かに委員ご指摘のとおり、ふるさと納税に関しての減収というところをどうしても見なくてはいけないということがございます。平成30年度におきましては、減収額として15億4,000万円ほどを見ておるというところでございますので、それがどうしても影響してしましまして、そのような数字になっているところでございます。

それと、ふるさと納税の影響額の推移というところでございますけれども、これは平成29年度に関しては11億9,000万円ということでございます。前年の平成28年度につきましては6億3,000万円、そして平成27年度に関しては1億1,000万円の金額が区民税のほうに影響しているというふうに押さえているところでございます。

○秋山財政課長 地方消費税交付金でございます。今年度予算は、昨年度に比べてマイナス14.9%ということで、15億円余の減とさせていただきます。

その理由ですけれども、これは地方消費税は消費地に交付することが基本でございますけれども、その基準を消費の実態に合わない基準に国が一方的に変えて、大都市部から地方への還流といいますか、そういう考えのもとで行われたというふうに認識しているものでございます。

○筒井委員 わかりました。本当にとんでもないことだと考えております。やはり地域で集めた税金は地域の方々が使う。東京で集めた税金は東京が使う、品川で集めた税金は品川が使う、そして財政需要、行政需要が高まっております超少子高齢社会、これから福祉にも非常に税投入が求められます。また、首都直下型地震、そしてインフラの老朽化対策、オリンピック・パラリンピック、そして世界の都市間競争、今、しっかりと東京を伸ばしていく必要がある、品川区も成長が必要でございます。そして何より自治体が努力して、むだ削減を行い財源確保に努め頑張っている。都の行財政改革が進んでおります。品川区もスクラップ・アンド・ビルドをやっております。そうしたことにかかわらず、行革が徹底していない国が税金を奪い取っている。そうした執政の押しつけをやるのは問題だと考えております。地方の活性化も、景気改革、道州制導入、そうした抜本的対策が必要なのであって、本当にふるさと納税は、10年やっておりますけれども、今聞こえてくる声は、景気改革が全然及んでいないという声でございます。10年やっている、ふるさと納税は本当にうまくいっているのですかという話なのです。ぜひとも、今も特別区長会を通じて要望しているかと思われましても、さらに徹底して強く見直し、廃止、そうした抗議を行っていただきたいと考えております。そして、何よりこれは区民への世論喚起、周知が必要だと考えております。やはり区民の方を巻き込んでPRを行っていただきたいと考えております。

委員長から許可を得まして、資料を提示させていただきます。東京都は都民の税金が奪われるというこうした冊子を使いまして、PDFでも見られますけれども、こうしたPRを行っております。ぜひとも品川区でも、広報しながら、そしてデジタルサイネージ、コミュニティFM、そうしたさまざまな媒体を使って周知徹底をしていただきたいと考えております。それについてご意見、ご所見はいかがでしょうか。

○秋山財政課長 法人税の国税化等々、国がいろいろな手を使って、東京都も含めて財源を地方にということいろいろやってきてございます。これについては、都とも連携しながら、いわばこれは基本的な税の話でございますので、区としても強力に主張しやっていきたい、また、区民へのPRも、今後、

いろいろなチャンネルを通じて行っていききたいというふうに思っています。

○大沢委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 0時10分休憩

○午後 1時10分再開

○大沢委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。安藤委員。

○安藤委員 73ページの区営住宅、135ページの地所賃貸料、旧第一日野小学校跡地について伺います。

まず、区営住宅です。

一般質問で、区は、公営住宅はますます必要な社会情勢なのに、人権保障の土台となる住まいの保障に責任を負わず、民間任せにし、増設に背を向けると同時に、都営住宅など公営住宅を減らすことに加担している事実も明らかになりました。都営元芝アパートは移管を受ける考えがないとの答弁で、このままいけば廃止になります。

そこで質問いたします。2000年の都区協議では、おおむね100戸までの規模の団地を移管対象とし、元芝以外に区内4つの都営住宅が移管対象団地として挙げられましたが、移管を受けるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。移管を受けないなら、その理由は何か。対象となる団地それぞれ4つについて伺いたいと思います。

また、移管対象団地には入っていないのですが、100戸以下であります西五反田三丁目アパートについても区の考えをお聞かせください。

○長尾住宅課長 都営住宅の移管についてのご質問です。

平成12年の都区制度改革実施大綱に基づきまして、都営住宅の移管につきましては、都と区の協議が整ったものから移管するというふうな流れになっております。

対象の要件といたしましては、おおむね100戸程度まで、都の管理開始後10年以上経過しているもの。そして、都が移管対象として指定する団地となっております。

区としましては、これまでも建て替え時に複合施設としての有効活用が可能である住宅について移管を受けてまいりました。この考え方に基づきまして、現在、都と協議対象になっている住宅としましては4つございますが、当面、移管に関する計画はございません。

また、西五反田三丁目アパート、都営住宅がございます。こちらは旧荏原市場跡に建設されている都営住宅2棟でございます。こちらの敷地には、ファミリーユ西五反田西館・東館の区民住宅2棟も平成15年に建設されております。こちらの都営住宅につきましては、もともと建設当初の計画の中で、都営住宅と区営住宅とが分けて建築されております。そういった建設当時の経緯や今後の建て替えの時期の活用の方針など、そういったことを総合的に考慮して、慎重に検討する必要がある対象になっていると考えております。

○安藤委員 4つの住宅に関しては移管を受ける考えがございませんということですが、こうなりますと、元芝のように区内から都営住宅が消えてしまうということにつながっていく、重大だと思います。私は、人権保障の観点から、また、住み続けたいまちしながわと言うならば、区内の都営住宅は1戸も減らすべきではないと思います。移管を受けるべきです。私は、一般質問で、元芝アパートの56戸が廃止され、区内の都営住宅が減ることは問題ではないのかと聞きましたが、区の答弁は、都内の都営住

宅の戸数が変更になるものではない。元芝アパートの入居者には都がほかの都営住宅への移転を今後調整すると伺っているという答弁だけでした。伺いますけれども、これは区内で都営住宅戸数が減るのは問題ないという認識なのでしょうか。伺いたいと思います。

○長尾住宅課長 公営住宅につきましては、公益的な観点のもとで、都と区が役割を分担して実施している施策となっております。こういった観点から、都内の都営住宅戸数が変更になるものではない状況です。

また、繰り返しになりますけれども、元芝アパートに入居されている方には、都のほうから、まずは区内の都営住宅をご案内することを想定しているというふうに伺っております。

○安藤委員 今住んでいる方が区内の都営住宅に移るということ自体は、万が一廃止になってしまった場合に、それは当然やるべきことだと思いますし、私が伺っているのは、住宅政策を預かる品川区として、区内の公営住宅、都営住宅ですけれども、この戸数が減ることになります。そのことについて問題と感じていないのですかと伺ったので、きちんとお答えください。

○長尾住宅課長 繰り返しになりますが、都は都の役割のもと、公益的な観点に基づいて必要な公営住宅の建設・維持を行っていると伺っている状況です。

○安藤委員 都の役割があると、都のやることだから区はあずかり知らないということだと私は思います。それは大問題ではないですか。区内で区民の方が入れる公営住宅戸数が減ることに対して、何も問題意識を持たない、問題だと思わないというのは問題ではないですか。もう一度伺います。

○長尾住宅課長 繰り返しになりますが、都は都の役割のもとで都営住宅の建て替え、維持を行っており、区は区で区営住宅の維持管理、または必要なタイミングでの建て替え等を行っており、適切に公営住宅を供給していると考えております。

○安藤委員 本当に冷たいといえますか、今の区民の方々の苦境が全然視野に入っていないのではないかと、区内からこういう公営住宅がなくなるというのは大問題です。都営住宅や公営住宅があれば助かる、あるいは貧困から抜け出せる、あるいは生活保護の受給を申請する必要がなくなる方がたくさんいますから、これは認識を改めていただきたいと思います。

本会議で言っていましたけれども、区は、元芝アパートの移管を受けない理由として、建て替え時に複合施設として有効活用が可能であることなどを条件とし、移管を受けてきた。しかし、元芝はこの条件に合致しない、だから受けませんという話でした。私は複合施設であろうがなかろうが、区民にとって公営住宅は貴重な施設だと思うのです。有効活用と言いますが、都営住宅がそのまま残る、公営住宅が存続するということがすごく有効な活用だと私は思います。しかも、すでに中延特養と合築されている中延六丁目アパートもあります。区の建て替え時に複合施設として有効活用が可能であることという移管の条件は、これはおかしいのではないのでしょうか。伺います。単独でも建て替えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○長尾住宅課長 区としましては、さまざまな時代に応じた行政需要に対応していくことも並行して考えていかなければならないと考えております。そういった観点からも、区営住宅の建て替え等におきましては、他の行政需要との関連性も見ながら、複合化や集約といったことを考えて建て替えについて検討するべきものと考えております。

○安藤委員 私は、大もとにある区の公営住宅に対する施策を抜本的に変える必要があると思います。区民の生存権の住まいからの保障の観点から、区は区営住宅の増設と移管対象の都営住宅の移管を強く求めたいと思います。

次に行きますが、第一日野小学校跡地の問題です。

五反田地域ですが、最も待機児童が厳しい地域となっており、公園も非常に少ないにもかかわらず、学校跡地を大手ディベロッパー企業に貸している区の政策は間違っています。議会でもほかの複数の会派から苦言が出るようになってきました。本会議での答弁では、TOCは建て替えの意思はあるものの、事業の本格着手には至っていないとのことですが、本体ビルの解体など工事が本格着手されるのは、おおむねいつごろなのか伺います。

また、契約期限が来た際には速やかに返還していただく考えとの答弁もありましたけれども、その契約期限とは、議会にも住民にも約束していたおおむね8年という2020年9月6日のことなのか、それとも契約書上の2022年9月6日のことなのか、どちらなのか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長 まず、TOC側の建て替えのお話が出ております。これにつきましては、本会議のほうでも答弁申し上げているとおりでございます。まだ本格的な着手に至っていないというところがございますので、どういった形で、また、どういったスケジュール感で動くかというのは、まだ詳細が見えていないというところがございます。

区といたしましては、引き続き早期着手に向けて働きかけをしているというところがございます。

返還の部分につきましては、契約書上、平成34年でございます。これは法的なところの最後のリミットといたしますか、契約書上のリミットになります。

○安藤委員 議会と区民との約束は、おおむね8年、当時の委員会の議事録を見ても、8年、でも、契約書上は仕方がないので10年にしましたということを書いていました。私は、今の答弁ですと、契約期限が来た際には速やかに返還していただく考えとの答弁が本会議でありましたけれども、それは2020年9月6日には返還を速やかにいただく考えはないということになったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

それとあわせて、いつごろから解体工事が着手されるのかというのが詳細が見えていないということですが、区は、建て替えの意思はあるものの、本格着手には至っていないと言っているのですが、建て替えの意思があるというのは、何を根拠に判断しているのか、あわせて伺います。

○柏原企画調整課長 こういった賃貸借、土地の貸し借りというところでは、行政も民間も同じでございます。契約というものが法的な根拠というところがございます。そういった意味で言いますと、先ほど申しましたとおり、平成34年の秋というのが法的なところのリミットというところで捉えてございます。

それから、TOCの建て替えの部分につきましては、こちらも再三申し入れ等々行っているところがございます。そういった話の中で建て替えする意思はあるというところから伺っています。

○安藤委員 法的なリミットは平成34年9月6日ということなのですが、私が伺ったのは、地元の住民説明会でも、議会の委員会の審議の中でも説明されているとおり、その前、2年間の暫定貸付をしているのです。ですから、それとあわせておおむね10年、つまり、おおむね8年でということですが、しかし、契約書上は地上権などの問題の主張がされるかもしれない。そうしたものを防ぐためには、10年の定期借地権だという話がありました。私は住民との約束では、2020年9月6日と一貫して説明していたと思います。ところが、今の話ですと、2022年のことしか出てこない。これは住民に対する説明とちょっと違っているのではないですか。私は、2020年9月6日に返せと、まずしっかりと一言なくてはいけないのではないですか。どうでしょうか。

○柏原企画調整課長 この契約の部分の内容の期間というところでございます。議会をはじめいろいろところで、この第一日野小学校旧跡地を貸し付けるといったところで、いろいろなどでの説明、回答もさせていただいてきたところでございます。そういった中で、TOCのほうからのおおむね8年というお話はありました。ただし、契約の部分、これは定期借地権を使うというところでございまして、これは先ほど委員からもご紹介いただきましたけれども、地上権であるとか、もろもろのことが言われることのないように、我々としますと、時間が来たときにはきちんと返していただくという旨で事業用定期借地をしたというところでございます。

おおむね8年のところでございますけれども、TOCのほうからそういった事業を動かしていきたいという旨がありましたので、その枠の中でということで、10年間の定期借地についてもお話はこれまでもしてきたというつもりでございます。

口頭ではありますけれども、そういった平成32年というリミットがありましたので、そこに向けてきちんと事業を着手してくださいということを再三これまでも申し入れしてきているところでございますし、今後もそういうつもりでいきたいというふうに思っております。

○安藤委員 仮に2022年だとしても、これ、間に合わないのではないですか。今の時点で工事着手しても間に合わない。貸付の目的が宙に浮いた以上、速やかに返還を求めることを求めたいと思います。

○大沢委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしく願いいたします。

本日は、87ページの感染症予防費、感染症対策事業についてお伺いいたします。

まず、梅毒についてお伺いします。

梅毒の流行がとまりません。2017年11月28日、国立感染症研究所が、2017年の梅毒の届出患者数が44年ぶりに5,000人を超えたと発表しました。梅毒患者は2010年から増え出し、2014年ごろから急激に届出数が増加しています。2015年は届出数が2,328例、2016年は4,077例と倍増し、ついに2017年は5,000人を突破してしまいました。減ることなく右肩上がりに患者数は増え続けています。また、流行の中心は東京都であり、東京都感染症情報センターの2018年1月5日の週報によれば、2017年の患者報告数は、本年の1月5日現在、1,788名で、感染症法に基づく調査が始まって以来、東京都では最も患者数が多くなったと報告しています。特に男性は30代から40代。女性は20歳代で急激に増加しており、特に男女とも異性間性的接触による報告数が増加しています。昨年の予算特別委員会でも梅毒流行について注意を喚起し、区に対策を要望してきましたが、梅毒の流行は衰えるどころか拡大する一方です。現在の梅毒の大流行に対する区のご認識を伺いたいと思います。

○舟木保健予防課長 梅毒の認識についてですが、区内の医療機関からの梅毒の患者発生報告数につきましても、平成27年が10人、平成28年が19人、平成29年が36人と増加しているような状況です。梅毒は性感染症の1つでもありますので、性感染症をみずからの問題と捉えて予防手段などを知ることとか、感染が疑われた場合には、すぐに医療機関を受診するということなどの普及啓発が重要だと認識しております。

○鈴木（博）委員 梅毒は梅毒トレポネーマによる性感染症で、1996年の時点で世界中で1,200万人が新しく感染したと推定されており、HIV感染症と合併しながら世界中で流行が続いています。梅毒は全数報告対象の5類感染症で、医師は保健所に届出義務がありますが、診断されて

いない例、届出されていない例が数多くあると言われており、患者の実数は届出の数倍と言われております。すなわち、昨年は数万人が実に梅毒に感染したと推定されているのです。なぜ梅毒が流行すると問題なのか、淋病とか性器クラミジアなど他の性感染症との違いを含めてご説明をお願いいたします。

○舟木保健予防課長 梅毒がなぜ問題なのかということですが、梅毒はほかの性感染症、淋病とか性器クラミジア感染症に比べますと症状が少ない。もちろん淋病やクラミジアについても症状がないこともあるのですが、多くは排尿痛やおりもの等の症状で気づかれることが多いです。梅毒につきましては、症状が出てもおさまって、また出てくるというような形で、無症状になりながら進行してしまつて、検査とか治療がおくれたりとか、無治療でそのまま経過してしまうと、脳や心臓などに重大な合併症を起こすことがあります。

○鈴木（博）委員 梅毒は、今、課長からご説明があったように、症状がはっきりしない例も多く、また、昔の病気と思われているため、医師も梅毒と気がつかない例もあり、診断が難しいとされています。しかも、感染力が強いため、十分な予防対策を行わないと梅毒が蔓延していきます。昔、コロンブスが西インド諸島の風土病であった梅毒をヨーロッパに持ち帰ってから、わずか20年で梅毒は日本にも上陸しました。日本でも大流行し、加藤清正、結城秀康、浅野幸長などの大名も梅毒で死亡しました。江戸の一般庶民の梅毒感染率もかなり高率だったと記録に残されています。梅毒は、生殖器の感染にとどまらず、全身に拡大し、未治療の場合は数年を経て、脳障害や心臓病など重い合併症を起こし死亡することもあります。

特に梅毒が問題なのは、治療で完治しても、終生免疫ができずに感染を繰り返すことや、梅毒に感染したことを示すTPHAという抗体検査が終生持続することです。さらに、若い女性に感染が広がると心配なのは、先天梅毒の発生です。妊婦が感染すると母子感染が成立し、胎児が死産、流産、生存しても先天梅毒を発病します。

日本産婦人科学会の調査では、2011年から2015年の間に、21人の先天梅毒児が診断され、うち5名が死亡、4名に後遺症が残ったと報告されています。

国立感染症研究所による7例の先天梅毒児を産んだ母親のインタビューの記録を見ると、全員、学校教育やメディア、雑誌、妊婦健診等のいずれの情報源からも妊娠中に気をつけるべき性感染症の情報を得ていなかったということでした。

梅毒が大流行し、あり増えた身近な感染症になってしまわないよう、強力な感染対策予防が重要視されています。梅毒流行に対する区の現在の対策、これからの施策についてご説明をお願いいたします。

○舟木保健予防課長 梅毒に対する対策についてです。現在、区におきましては、性感染症について、相談と検査を月1回、保健センターで毎月実施しております。全国的に患者数が増えているということ踏まえまして、保健所、保健センターにおいては、パンフレット等を置くほか、エイズの予防月間に合わせてポスターを掲示したり、ホームページを作成したりということで周知を行っているところです。今後も、成人式や区内大学の大学祭などのイベントを通じて、さまざまな機会をとらえて周知は努めていきたいと思っております。

○鈴木（博）委員 不特定多数の人と性交渉を行わないことが最善の予防策であること、最初から最後までコンドームを使用すること、ただし、コンドームは感染のリスクは下げるが確実に予防できるわけではないこと、オーラルセックス、キス、その他の接触でも感染を起こすこと、不安なことがあれば、パートナーに伝染させないために積極的に検査を受けること、その検査ができる場所を周知すること、感染・発病を繰り返さないように、治療を確実に最後まで行うこと、このような内容のポスター、パン

フレット、リーフレットなどを、区のホームページ、区の掲示板、母子手帳配付時、公共施設、学校など、あらゆる周知できる場で配付・掲示すべきです。梅毒が大流行している現在、区が先頭に立ってあらゆる予防策を行うことを強く要望いたしまして次の質問に移ります。

次に、先天性風疹症候群対策についてお伺いいたします。

妊娠を希望される夫婦間等に対する風疹抗体検査と予防接種の接種助成事業が平成30年度も継続されることを高く評価いたします。平成29年度の風疹抗体検査と予防接種の実施数は、現段階の集計ではいかがでしょうか。

○舟木保健予防課長 風疹抗体検査と予防接種の実施状況ですが、1月末までの実施状況ですが、抗体検査が802件、予防接種が454件となっております、昨年度の実績と大きな増減はない状況です。

○鈴木（博）委員 昨年の一般質問において、風疹に対する感染者を減らすために、東京の大人の方への風疹予防接種事業に準じた対応を要望いたしました。今の実績をお聞きすると、昨年度とほとんど実績は横ばい、変わらないように感じますが、風疹に対する積極的な対策、対応は、何かお考えでしょうか。

○舟木保健予防課長 対象者の要件につきましては、実施医療機関等の意見を踏まえて、一部、来年度からは見直しを検討しているところです。

また、風疹につきましては、2020年度排除に向けて、現在、国を挙げて取り組んでいるところですので、まだこの事業の対象者の方で利用されていない方への周知については引き続き努めてまいりたいと思います。

○鈴木（博）委員 先天性風疹症候群が一刻も早く根絶されるように、一層の努力を要望して質問を終わりたいと思います。

○大沢委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私は、157ページの中ほどより下にあります本会議場等バリアフリー化、1,946万円余からです。

来年度予算として、1,946万円余ですけれども、第2回本会議と第3回本会議の間に工事を始めると言われております。先ほど、ほかの委員からバリアフリーの質問がありました。だれでもトイレの質問でしたが、バリアフリーはトイレだけなのでしょうか。お答えください。

○久保田区議会事務局長 本会議場のバリアフリーですけれども、だれでもトイレを5階に設置するほか、本会議場の演壇のところを車椅子対応できるようにするということと、もう1つ、委員会室に、耳がちょっと聞こえにくい傍聴者のためヒアリング支援システムを入れるというものでございます。

○木村委員 本会議場と傍聴席のバリアフリーを行うということでもあります。車椅子の区民の皆さんが傍聴に来られることも十分考えられます。傍聴席をどのように変えていくのでしょうか。そして、区としては、バリアフリーをすることで、障害を持っている人や車椅子の区民の傍聴者が増えることを願っていると思いますが、それでよろしいでしょうか。

○久保田区議会事務局長 私の説明が足りませんで済みません。今回、議場のバリアフリーをするのは、本会議場の中の一般質問を行っています演壇のところを車椅子対応ができるように改修するというものでございます。傍聴席につきましては、以前に昇降機をつけまして、車椅子のまま傍聴席に上られるというようなことでバリアフリー化を進めているところでございます。

○木村委員 以前から思っていましたけれども、現職の議員の皆さんは元気でいらっしゃるから考え

られませんけれども、これからひょっとして車椅子の方が立候補などということもあり得ます。現に、文京区や足立区、葛飾区に、車椅子を使う議員がいるそうです。これから本区にも車椅子を使用する議員の可能性も十分考え、改修していくことが必要だと思いますが、そう理解してよろしいでしょうか。

○久保田区議会事務局長 私どもは、委員おっしゃるように、障害者差別解消法等も施行されましたので、私ども、そういったことに基づきまして、本会議場の中もバリアフリー化を進めていくというものでございます。

○木村委員 そして、人は元気なときは感じないものですがけれども、私自身も体を悪くして初めてあらゆるところに目がいくようになりました。あるとき、議場の段差に不安を感じて、議場の壁に手すりがあったら、自分の体を支えられるのでいいのになと思いました。議場の中も手を入れていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

あと、今現在、区庁舎にもバリアフリー化がされているところもありますけれども、ますます高齢者が多く来庁されます。今以上にバリアフリーをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○久保田区議会事務局長 議場内のバリアフリー化についてですが、私どもは、今、一般質問をする演壇のところをバリアフリー化ということで、あと、段差がありますので、段差の解消についてもいろいろ検討はしているのですが、角度が急になるということもありますので、そういった場合には、例えば手すりをつけたり、そういったことで誰もが移動しやすいような議場をつくっていきたいと思っております。

○木村委員 あと、先ほど言ったのですけれども、区役所の中、ほかの区民の皆さんが区役所にいろいろな手続きでやってきますけれども、そういう中で、高齢化が進んでおりますけれども、そういう人たちのためにもバリアフリー化をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○立川経理課長 庁舎のバリアフリー化につきましては、不特定かつ多数の人が利用する施設ということで、国のほうで指針が出ておまして、建築物移動等円滑化誘導基準、また窓口業務を行う事務室に至るまでの扉の自動扉化、また、大型ベッドを備えた多機能便所設置など、こうしたことを今後も利用者の目線で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○木村委員 いい言葉が出ました。私たちの目線ではなく、やっぱり利用者の目線であるということですから、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、その下にあります図書室運営費、378万円余ですけれども、運営費ということですが、378万円余のお金の使用目的は何でしょうか。また、議会棟の4階にある図書館のことと思えますけれども、そんなに使用されているようには見えないのですけれども、この378万円余はどのようなところに使われているのでしょうか。

○久保田区議会事務局長 この370万円余の内訳ですけれども、一番大きなものが、法令集の追録代でございまして、こちらが250万円の予算でございまして。その次が、月刊雑誌の購入が34万円ほど、また、新書の購入で70万円ほどで、全体を合わせますと370万円ほどになるということでございます。

次に、実績についてでございますけれども、こちらは、今、議員への貸出等も含めまして、平成27年が57冊、平成28年が26冊、平成29年が6冊ということで貸出等を行ってございます。また、一般にも開放していますが、一般の方の閲覧等につきましては、1桁台の数字ということで、利用はあまりないという現状でございます。

○木村委員 この法令集追録はどのような書物なのか、そして、この法令集追録は毎年追加をしなけ

ればならないものなのか、これもお聞かせください。

○久保田区議会事務局長 追録代でございますけれども、これは国や東京都の条例とか法律が変わったときに、その法令集があるのでございますけれども、それを新旧を変えていくということでございまして、議会の図書室の中には4つの棚があって、かなりの量があるということでございます。法律は毎年変わりますので、それごとに追録をして新しいものに常に変えていくといったことではございますので、毎年この経費はかかっているというものでございます。

○木村委員 次に、その下にあります区議会だより発行、6回で2,842万円余からですが、区議会だよりとは、年4回開かれる定例会や臨時会の報告などを中心に、区議会の活動状況をお知らせし、区民の皆さんに区議会を認識、また理解や活動に参加をしていただくためのものだと思います。お聞きいたしますけれども、年6回発行して、2,842万円余ですが、6回で割りますと、1回大体470万円前後でしょうけれども、品川区全体の戸数は、2月1日現在で21万5,800少々ということありますから、22万部を製作することだと思いますけれども、余ったものはどのようなところに使われるのか。

○久保田区議会事務局長 区議会だよりの1回の発行部数は、22万4,000部でございます。このうち22万部は全戸配布で、シルバー人材センターより各家庭に配布をさせていただいております。残りの4,000部につきましては、例えば他の区とか、また関係する機関にお配りしたり、庁内にお配りをしたりしているものがございます。それとあとは、品川区は他の自治体から大変多く視察にいらっしゃいますので、そういった方々にお渡しをしたりするといった使い方をしているというものでございます。

○大沢委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、2点、今日も区民相談からお伺いをしたいと思います。

1つ目は(仮称)障害児者総合支援施設について、2つ目が、89ページ、民生費補助金、母子・父子家庭自立支援給付金事業補助金で、離婚相談について伺います。

まず離婚相談のほうから伺いたいと思います。

最初をお願いをしたいのですが、相談業務にかかわることなので、後ほど、子ども家庭支援課、戸籍住民課、国保医療年金課、広報広聴課、それぞれに質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先日、区内の離婚をご経験されたシングルマザー数名の方から声をかけていただきまして懇談をさせていただきました。その際いただいたご相談の中で、年金分割という制度をご存じでしょうかと、こういうことを聞かれました。残念ながら私、存じ上げなかったということでお答えをしたのですが、まず、国保医療年金課にお伺いしたいのですが、離婚時の年金分割の制度について、時間の関係もあるので、簡潔にご説明をいただければと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 離婚時の年金分割でございますけれども、制度としては、離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割いたしまして、それぞれ自分の年金とすることができる制度でございます。これには2つございまして、合意分割、そして3号分割というものがございます。

○あくつ委員 本当に簡潔にご説明いただきまして、私のほうからもざっくり申し上げますと、主として離婚した女性の老後の、特に専業主婦の方の生活の安定を図るという趣旨で、これは2007年に法改正があって施行されたということで、比較的新しい制度でございます。今、下流老人という嫌な言葉があるのですが、離婚後に専業主婦の方が一生懸命働いても生活苦に陥る、特に熟年女性の方

が多いということで社会問題化しているということで、救済するため立法されたと聞いております。

例えば、夫婦の片方で一生懸命働いて収入を得て、配偶者が専業主婦として頑張って家事を行っていても、離婚した場合には、夫婦の片方のみが厚生年金を全額受給していたのですが、これを分割ができるという制度であります。

ただし、ここからが問題なのですけれども、これは自動的になるわけではなくて、離婚した日の翌日から2年間で請求の手続をしなければ、法の不知でいたずらに期間が経過してしまいますと、その請求権を失ってしまうということがございます。私にご相談をされたシングルマザーの方は、たまたま弁護士事務所で働いていたということで、離婚に当たって弁護士の方から、「年金分割はやったの」ということでアドバイスがあったので何とか間に合ったということなのですけれども、そのとき4人のシングルマザーの方がいたのですが、誰一人、制度自体を知らなかったということがございました。

そのときに皆さんからご要望があったのは、手続自体は区役所ではできないのです、年金事務所で行うのですけれども、制度の存在自体を知らないのだから、そもそも年金事務所に行かないので、離婚の際に、身近な区役所等で何か周知をしていただけないかというお話でした。

区にお話しする前に調べたら、これはやはり全国的に同じことが苦情であって、こういう苦情を行政に言う総務省の行政評価局というところに、自分はそういう請求権を失ってしまいましたという方から同様の苦情が入っておりまして、その中で結論としては、厚生労働省に対してこれを周知をしてくださいということを行政評価局のほうから言って、厚生労働省、そして日本年金機構からの回答は、パンフレットをつくって、これを市区町村の戸籍の担当課が周知をするようにということになっているようなのですが、パンフレットもできていることを確認しました。行政評価局に対する厚労省、日本年金機構の回答にありますように、品川区に対してこういう周知を依頼するような事務連絡とか通知等があったのかまず伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 まず、関東・甲信越年金機構からでございますけれども、国保医療年金課のほうに周知の依頼がございました。関連部署に周知するようにという依頼がございました。

○あくつ委員 実際は、おそらくそこまで徹底して行ってはいないのかなというところで、国のやることだなと若干思うのですけれども、アライバイづくりをしたのかなという感じはするのですが、せっかく法整備をしても、この制度を知らなければ、絵にかいた餅にしかならないということで、私からのお願いとしては、区役所の中で、この年金分割制度の周知について、可能性があるところというところで、4つの課があると思います。まず、婚姻中で離婚のご相談に訪れる子ども家庭支援課、それと、離婚届を提出する、まさに戸籍住民課、そして、離婚後の年金の相談や手続に訪れる国保医療年金課、そして離婚の相談等を受ける区民相談を担当する広報広聴課、実際にこういう区民の声も上がっておりますし、全国的な課題にもなっておりますので、この年金分割の制度について徹底した周知をお願いしたいのですが、それぞれご答弁をお願いいたします。

○廣田子ども家庭支援課長 私どもの課では、家庭相談という形で専門の相談員が離婚等の相談を受けてございます。その場面で、養育費であるとか、面会交流であるとか、婚姻費用の相談とあわせて、年金分割についてもアドバイスをしているところでございます。その他、窓口で、もし離婚した場合に、手当であるとか、どのようなサービスが受けられますかというご相談も少なからず受けておりますので、そこでも年金分割について、今後、意識をしてアドバイスするように進めさせていただきます。

○堤坂戸籍住民課長 戸籍住民課では、離婚届出を出された方で、区役所ですとか、ほかの機関でさ

さまざまな手続が必要なケースが想定されますので、チラシをお渡ししております。現在は年金分割については触れておりませんが、その中に年金分割についてもわかりやすいような形で簡潔にまとめたいと思ひまして、内容については、国保医療年金課と協議してまいりたいと考えております。

○中元広報広聴課長 区民相談室におきましても、従来から、区の施策に限らず都や国の施策についても各課とも連携しまして、相談員の方々に情報提供をし、相談業務の中で活用しております。この年金の制度に関しましても、既に資料を相談員の方々にご案内してまいりまして、相談業務の中で活用していただいているところがございます。引き続き、周知に努めてまいりたいと思ひます。

○三ツ橋国保医療年金課長 今後また年金関連の依頼などがございましたら、関連部署に周知徹底してまいります。

○あくつ委員 パンフレットもございますので、対象になる方、ならない方がいらっしゃるのですが、それについてはパンフレットを活用していただきたいと思ひます。

1点だけ、先ほども家庭支援課のほうで、「ひとり親家庭のしおり」をつくっていらっしゃるのですが、ここについても、もし記載をできるのであればお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 毎年、「ひとり親家庭のしおり」につきましても5月に配布を予定してまいりまして、もう編集が大分進んでまいりますので、平成30年度分に間に合えば平成30年度分に掲載させていただきますが、間に合わない場合には、平成31年度にしおりに載せて、平成30年度はパンフレット等で対応させていただこうかと思ひてまいります。

○あくつ委員 よろしくお願ひいたします。今、3組に1人が離婚をする時代と言われていて、非常にありふれた話ではあるので、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設について伺います。

療育施設としての機能拡充、児童学園としての拡充と、あわせて高齢化、重度化にも対応して、障害者の地域生活を総合的、継続的な支援を行うということで、私も2月に「アメニティーフォーラム」という全国の障害福祉サービス等の事業者、当事者、厚労省の関係者、大臣以下が来たのですが、1,500人ぐらい集まって、これを3日間ぐらいろいろな議論をするという会議に私も会派で行ってまいりました。その中で、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設のブースが非常に目立つ場所にあつて、濱野区長の施政方針にもありましたが、全国に類を見ない非常に画期的な施設というところでの紹介がされてまいりました。その中で、今日はちょっと時間がないので、アール・ブリュット美術館と工事現場のことについて伺いたいと思ひます。

アール・ブリュット美術館のパス図もそこにあつたのですが、非常に天井が高くて、フリースペースというよりも、まさに美術館という感じの絵があつたのですが、これをどのような活用を考えていらっしゃるのか、まず伺いたいと思ひます。

○飛田障害者施策推進担当課長 今度の(仮称)障害児者総合支援施設で、美術館、展示室を設置するわけですが、そちらは委員もおっしゃつたとおり、1階から入りまして、2階が吹き抜けになっております非常に広いスペースで、光も取り入れた感じを考えております。こちらは、障害者の理解促進ということで、もちろん障害者に特化した作品も展示いたしますし、そういうところで区民の方にもそういう方をお見せいたしまして、広く障害者理解に寄与していきたいと考えております。

○あくつ委員 この中で生活介護事業として、表現活動としてのアトリエ活動や音楽、リズム等、こういった芸術活動にもしっかりと施設の中で行われていくということも表明されてまいります。

ここで1つ要望したいのが、やはりこれはリースペース的なというよりは、美術館としての機能を

備えた、これは学芸員もしっかり入れていただいて、区として日本に、世界に冠たる美術館にしていだきたいということが1つであります。

それにあわせて、ちょうど今、建設が行われていて、私、近所なので毎日のように見るのですけれども、工事現場の壁が白くて、そこがちょっともったいないなという気がします。これは区民相談ということで、品川区内のダウン症の方で、そういう障害者の芸術活動をされている方、これは2年前の天王洲のオール・ブリュット展でテーブルカットをされた方ですけれども、この方からのご要望で、今やっている工事現場の壁に、ぜひ障害者の芸術活動についての展示をしてくれないかということがありました。たまたまなのですが、今、南品川の新馬場駅の南口のほうの第一京浜沿いで、民間の集合住宅の建設工事をやっています。実はその人が所属されている団体と建設会社が相談をして、今そこで障害者のその方がつくった作品が、工事現場に数メートル範囲でかなり大きなもので展示をされています。これも非常に明るくて、周りに溶け込んで、障害者の芸術活動推進や障害者の理解というところで、私は非常にすばらしいと思ったのですけれども、ぜひそういったことを今の工事現場においてもお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長 今、委員がおっしゃったとおり、新馬場の建設現場にポスターが張ってあるのですけれども、そちらは、たしか作者の紹介までして、絵をかいている実際の風景、それと実際の作品と一緒に紹介して、これはすごいなと私も感動したところであります。今回、こちらの障害児者総合支援施設は、旧品川児童学園ということだったので、児童学園の子どもたちに協力していただきまして、普段の創作活動、そういうところで行っている作品を準備していて、感触遊びとか、そういう中で絵の具を手に触れて、そのままペタペタ手形をしながら作品にしたりとか、そういうところは考えております。こちらの作品をちょっと大きくシール状に拡大して張っていかうかと考えております。

○あくつ委員 障害者の芸術活動の推進という点では、まさにやっていただくというのはすばらしいことかと思っております。

ただ、私も何度か議会では申し上げているのですが、オール・ブリュットという考え方、これは障害者の方がつくった作品が全てオール・ブリュットというわけではないです。やはり芸術としての人の心を動かす力があるのかどうか、子どもがつくったものに動かす力がないとは私はもちろん言えないのですけれども、さっき私が前段でオール・ブリュット美術館をつくる、また障害者の芸術活動に力を入れていく、世界に発信する施設ということで申し上げましたが、やはりそれに加えて、いわゆる評価のあるオール・ブリュットの展示、これは中野区等でも愛成会がやっていますが、そういったものをぜひスペースがあれば活用していただきたいと思うのですが、改めて伺います。

○飛田障害者施策推進担当課長 まさに今回、こちらの展示室なのですけれども、中野の愛成会と一緒に協力して展示室の運営をしていきますので、そういう意味では、広くいろいろな作家、また発掘も含めまして、障害者の理解促進を進めていきたいと思っております。

○あくつ委員 工事現場の壁にもオール・ブリュット作品を、ぜひよろしく願いいたします。

○大沢委員長 次に、本多健信委員。

○本多委員 47ページの特別区交付金と、135ページのふるさと納税寄附金、2つ質問します。

特別区交付金ですが、都と区および23区相互間の財政調整を目的としているものですが、法人住民税一部国税化による減収を予測していたものと、景気動向等による法人住民税の増などによる対前年比18億円のプラス406億円について、背景ですとか、景気動向の捉え方について教えてください。

ふるさと納税寄附金540万円の計上について聞いていきますが、昨日も渡部委員、石田秀男委員が取り上げ、提言もありました。引き続き聞いていきますが、昨日の答弁では平成29年度に110万円の寄附があったとのこと。平成30年度では540万円予算計上しておりますが、その根拠について教えてください。

○秋山財政課長 財調のご質問でございます。今回、10.1%の伸びということでご提示させていただいておりますけれども、これは調整三税の増減の増の理由がそれぞれあるというところでございます。

1つは、固定資産税でございます。固定資産税について、今年の3年に一度の評価額の見直しの年ということで、4.2%の伸びというふうに見込んでいるもの。

それから、法人住民税に関しましては、法人税の一部国税化の要因はあるものの、企業業績が好調ということで、今回、10.1%の伸びというところで、これは東京都と特別区の都区協議の中でも調整三税については双方で確認をしているところで、今回、このような予算を立てさせていただいたというところでございます。

○伊東税務課長 ふるさと納税のご質問でございます。確かに平成29年度の見込みとしては110万円ということで、年度的には残りわずかでございますので、これぐらいの収入しか見込めないかと思っております。

そして、平成30年度の予算でございますけれども、540万円ということで、これにつきましては、具体的に申し上げますと、1万円が30件と、3万円が170件のトータルで540万円というふうに出しておるところでございますけれども、確かに実績を見ますと、そこまでいくのかということもございますけれども、我々としては、ある程度の目標ということで、これに向けてさまざまなことを考えてやっていきたいと思っております。

○本多委員 財調のほうは、都の見立てと区の見立てを聞こうかと思っていたのですが、相互間で確認しているということで、これでやめます。

ふるさと納税のほうなのですが、品川区への納入、分析、納入者の心遣いですとか、理由を把握、個人的な部分があるから必ずしも把握できないかもしれないのですが、その辺の分析についてはいかがでしょうか。

○伊東税務課長 なかなか細かく個々の分析まではしていないところでございますけれども、応援するところからの寄附ということで理解をしているところでございます。返礼品を出しているところでございますけれども、辞退される方もいらっしゃるところでございます。

○本多委員 個人的な部分があるから全部は把握できないかもしれないのですが、そういう品川への心遣いを今後に生かしていけると思いますので、できる限り把握をしていただきたいと思います。

昨日のご答弁でも、返礼品競争はやらないが、施策の充実をと非常に前向きな答弁をいただいたと思っておりますけれども、北海道のある自治体では、ふるさと納税に伴う、また返礼品等の効果により、町税全体を上回る自治体もありますけれども、品川区としては、他自治体への流出抑制、これは区民向けと区外向けと二本立てで対策をしていただきたいと思いますと思うのですが、区民は他自治体の返礼品、食べ物が多いと思うのですが、食べ物だけではないですが、食べ物が多く、それによって寄附をされてしまうケースが多いと思うのです。品川のお金が数億円流出をするということは、これは区民の利益にとっては、例えばその数億円で幼稚園ができたかもしれない、保育園ができたかもしれない。そういう区民の財産を逃がしてしまうのだということで、よそに寄附して何かで食べてしまえばそれで終わって

しまうということを、ぜひ区民には米百俵の精神をPRしていただきたい。また、区外へは、品川の魅力ということを発信していただきたいと思います。食べ物ではなくて、やはり施策の充実ということで、昨日もゴルフ場の割引券等の事例の話もありましたが、そういったことも視野に入れて、例えば品川区の協定や提携している自治体だと、どうしても食べ物になってしまう、食べ物はよくないと思うのです。やはりイベントへの参加、大井競馬場が関東で一番のイルミネーションをやる、その入場券ですとか、例えば品川は国際交流事業を行っている都市がありますが、オランダで言えばヒツジの製品がありますですとか、食べ物はよくないと思うのですが、物ですとかイベント参加ですとか、区民に対しては郷土愛、区外に対しては品川の魅力という、その辺の展開についてはいかがでしょうか。

○伊東税務課長 なかなか難しいところでございますけれども、区民に向けてというところでは、やはり正しく理解といいますか、区民に向けては、この制度ができていいる以上、やっつけはけないということは言えないと思いますので、これは正しい理解を進めるということで、さまざまな機会を捉えてPRといいますか、実態を知ってもらうというようなことを進めていかなければいけないかと思っています。

それと、逆にこちらのほうにご寄附をいただく方策でございますけれども、委員、今、ご提案ありましたけれども、その辺のことはこれからどういう形がいいのか、物に関してというのがなかなか難しいところはあるかと思っておりますので、別の形で何かいいものがあるかどうかというのは、今後、研究をしてみたいと思っております。

○本多委員 これまでの答弁でも、返礼品競争をやらないということで、今現在の考えはよくわかります。ただ、何かしら手を打っていくべきだと思いますので、何がいいのか、昨日もイベントとか、ゴルフ場の割引券、いろいろな考え方があると思いますので、ぜひこういったことを今後もみんなで協議していくというようなことでお考えいただければと思います。要望して終わります。

○大沢委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、99ページの就学援助費と、95ページ、119ページの戸越公園駅周辺地区再開発事業、129ページ、戸越公園駅周辺まちづくり事業について、特に戸越五丁目19番地再開発について質問します。

まず、就学援助についてです。来年度の予算に、私も何度も求めてまいりました新入学学用品費、いわゆる入学準備金の入学前支給と、支給額の増額が盛り込まれ、必要なときに必要な支援をしていくということが一步前身し、うれしく思っております。

さて、就学援助への国からの補助金は186万円と毎年数%の補助率になっていますが、国や東京都へ支援を要望したらどうかという私の提案に、区は東京都への財調単価の改定を求めていくことが先決との答弁でした。東京都への支援を要望したのか、現在の状況を伺いたいと思います。

○有馬学務課長 新入学学用品費、今年度増額ということをご提案させていただいております。それについての都への要望ということでございますけれども、就学援助は財調単価をある程度もとにしているということでございますけれども、財調単価の要求につきましては、基本的に財調単価は各区の実態に基づいて算定されているという背景がございます。したがって、今の段階では23区それぞれ増額するのかわからないのか、いろいろな動きがさまざまあると思います。ある程度、23区の金額がまとまったような段階で、都のほうには申し入れをしていくということになろうかと思っております。したがって、今の段階で区から都のほうに申し入れをしているということにはございません。

○のだて委員 今の段階ではないということでしたけれども、就学援助という制度は子どもたちの教

育機会を保障する大事な制度の1つですから、引き続き、他区とも連携して支援の要望もしていただきたいと思います。

就学援助制度は、生活保護の基準に1.25倍の係数を掛けるなどして、生活保護世帯に準じる準要保護世帯の対象範囲が決められています。今、政府は生活保護費の最大5%の引き下げをねらっていますが、これに連動させてしまうと、就学援助を受けられない方が生まれてしまいます。これまで同様、生活保護の引き下げに連動させないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 現在の支給基準につきましては、平成25年度に改定する前の基準で算定をしております。今回、また平成30年度の秋に生保基準が見直しされるということでございますけれども、これについても上限5%で数年間にわたって段階的というようにも言われており、詳細がまだ確定していないところもありますので、そういった意味から、今の段階では現行の基準を見直すというようなことは考えてはいないところでございます。

○のだて委員 まだ生活保護の基準については確定していないということで、来年度については基準を引き下げないということでしたので、少し安心をしましたがけれども、来年度に限らず、政府の進める生活保護の引き下げと連動させずに、準要保護世帯の対象範囲を狭めないよう、強く要望したいと思います。

次に、戸越公園駅南側の戸越五丁目19番地再開発について伺います。

初めて19番地再開発に補助金が今回つくことになりました。国から社会資本整備総合交付金として1,970万円、東京都から都市計画交付金として500万円です。補助金が出るということは、総事業費が決まったのではないかと思いますけれども、この19番地再開発の総事業費、補助金、そして公共施設整備負担金でしたか、公共施設を整備するときに出されるお金、これが幾らなのか伺いたいと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 戸越五丁目19番地区の再開発事業のことについて回答いたします。

まず、総事業費ですが、こちらは新聞等で公表されています金額が126億1,600万円となっております。こちらの金額につきましては、現在、資材の高騰等の状況も踏まえまして、精査をしているところでございます。

また、補助金額合計につきましては、約40億円ほどを予定しているところでございます。こちらについてもまだ精査をしている段階でございます。

それから、再開発事業に係ります社会資本整備総合交付金につきましては、平成30年度に予定されております権利返還計画作成費に対する補助金でございます。

○のだて委員 最後のところがよくわからなかったのですが、この19番地再開発については、補助金については40億円出されるということで、この間、19番地の地区計画などに対する意見が募集されて、その意見の中には、なぜ超高層ビルが必要なのかというものがありました。それに対する区の見解は、課題解決を図りつつ、事業採算性を確保する上で、高度利用地区に伴う容積緩和が妥当だということで超高層ビルにしていくということでしたけれども、事業採算性を確保するというのは、どういう意味なのか伺いたいと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 事業採算性ということにつきましては、あくまでも事業者である準備組合の考え方でございます。私ども区といたしましては、老朽化した建物の耐震性の確保、それから不燃構造化、また駅前というところを捉えますと、公共空間の確保でありますとか、狭い道路を拡幅

したりとか、そういう基盤整備を再開発事業で進めていくことが妥当というような考えでございます。

○のだて委員 事業採算性は準備組合の考え方ということでしたけれども、区の出した意見書に対する見解が事業採算性を確保するために妥当だということでしたので、これが区の見解だということではないのか、改めて伺いたいと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 区としても事業を進める中で、事業者の見解については承知しているところでございます。

○のだて委員 事業者の見解は承知しているということですが、つまりは、40億円の補助金を出して、大企業の利益を確保していく、事業採算性を確保していく、そういったために容積率の緩和が妥当だということなのか伺いたいと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 ほかの委員会等でも申し上げてまいりますが、再開発事業を進めるに当たりましては、事業者の利益の追求、そういったものではございません。あくまでも町としての課題の解決、それから駅前の基盤の整備、そういったものについて区として再開発事業を進めることが妥当というような考えで進めているものでございます。

○のだて委員 この意見書に対する答えは、事業採算性を確保するために妥当だということでした。今回の地区計画で、19番地が高度利用地区に指定され、事業計画に合わせて容積率が400%から650%に上げられました。この変更をしなければ事業が、24階建て、90mの建物はできないということになると思うのですが、やはりこの容積率の緩和は大企業のもうけのためではないのかと思います、改めて伺いたいと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 再開発を進めるに当たりましては、先ほどから委員がお話があるような事業が成立するかどうか、そういった観点も必要だと考えてございます。また、再開発については、そればかりが目的ではございません。こちらにつきましては、やはり町の課題の解決、そういったものが念頭にあるものでございます。

○のだて委員 企業の利益の観点も必要だということですが、企業は当然、利益を出すことを目的にやっているとは思いますが、自治体として40億円も補助金を出して利益を確保していく、そういった観点が必要だというのは、自治体がやることなのかと思います。地域課題の解決は、超高層ビルでないとできないのか伺いたいと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 地域課題の解決方法はいろいろあると思います。こちら、戸越五丁目19番地地区におきましては、権利者である皆様方が再開発事業として進めたいという意思のもと進めているものでございます。

○のだて委員 いろいろあるということでしたので、やはり超高層開発ではなくて、町並みに合った計画でまちづくりを行っていくということが品川区にも求められていると思います。権利者の方が望んでいるということですが、私が戸越公園の周辺でお話を聞いて、準備組合に参加されている方からもお話を伺いましたが、その中に、今のまま住み続けられればいいのだという方もいらっしゃいます。そして、周辺住民の方は、超高層ビルの再開発を望んでおりません。私のところにも、戸越五丁目生まれ育った方から連絡がありました。「生まれ育ったこの町が好きだ」と、「再開発によって町が壊されてしまう、19番地再開発をやめさせたい」ということでお話を伺いました。また、近くの商店の方からも、「この再開発が行われると、賃料が高くなって店を続けられない、仕事なくなった生活ができない」と、長年19番地のところでお店をやっている方からも声が寄せられています。この間、品川区は、戸越公園駅のまちづくりビジョンも作成しておりますけれども、作成に向けて、まち

づくり協議会の方だけでなく、幅広く周辺住民の方にも意見を聞いて作成したものなのか、そして計画を進めているのか伺いたと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 まちづくりビジョンについてのお話がありました。こちらにつきましては、ビジョンの作成に当たりまして、区でつくった案を8町会、それから3商店街の方のところにお邪魔しまして、総会または役員会において、いろいろなご意見を伺った上でつくり上げたものでございます。まちづくりビジョンで定めている将来像を区として今後も進めていきたいと考えてございます。

○のだて委員 8町会、そして3商店街にお話をしたということですが、まだそれでは足りないということだと思っております。だからこそ、今、この周辺の方からも、19番地再開発をやめてほしいという声が上がっております。品川区は、戸越公園駅周辺の町をどういう町だと認識しているのか、私は町の方々がおっしゃっているとおり、肩肘張らずに出かけられ、商店街もありますので、町のコミュニケーションも活発に行われて親しみのある町だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長 私どもも町会の方、それから商店街の方とお話する中では、委員と一緒に考え方でございます。この町について今後も維持し続けられるような取り組みを続けたいと思っております。

○のだて委員 一緒に考えだということでありましたら、やはり再開発が進むと町が壊されてしまうということも近隣の方が危惧されておりますので、こういった考え方を改めるよう要望いたします。

○大沢委員長 次に、西本委員。

○西本委員 私は、例年要求資料を使わせていただいて、その中の7ページにあります保育園に対する国、都の補助金等々の金額がそれぞれ入っております。その中でお聞きしたいのは、保育園を設置するといった場合に、私立、認証、それぞれどのぐらいの補助金が入るのか、品川区も当然負担をしていると思うのですが、品川区の負担はどうなるのでしょうかということ。

そしてまた、運営費です。非常に私立保育園、認証保育園が多くなってまいりました。待機児解消ということで非常に急ピッチで進められているということについては評価をするところでございますが、それに対して運営費、特に品川区の運営費がどういう形で増えていっているのか、当然これは都や、国からの補助金等が来ると思うのですけれども、それに伴って品川区の負担が増えてくるのではないかと、この現状、今までの推移がどうなっているのか、ここ数年間の数値をいただければと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 私立保育園の運営費でございますが、大変申しわけありませんが、今、数年の推移の数値は手元にご覧できません。補助金としましては、平成30年度、運営費で、国と都から入ってきます合計額が43億円余というふうになっております。

開設経費に関しましては、平成30年度予算で、国および都から、準備経費として26億円余が歳入となる予定でございます。

○西本委員 それと品川区の負担も増えてきていますよねということをお願いいたします。推移も聞いているのは、品川区の負担がどんどん増えてきているのではないのでしょうか。そのもととなる数字があればということでお答えしていただきたいのです。なので、推移のほうは数字がないということなので、品川区の負担がどのぐらいになっているのかをお聞かせください。

○大澤待機児童対策担当課長 平成30年度の予算で、私立保育園等の運営費は126億円になりますので、区の負担割合が66%というふうになっております。このパーセンテージ自体は毎年大きく変わるものではございません。

○西本委員　　今、66%ということで、これでも毎年変わらないということの意味なのですか、私立保育園は非常に多くなっています。10園とか、今年も12園でしょうか、増やしていくという形になるので、当然ながら運営費ですから、毎年毎年、私立保育園、認証保育園に対する運営費が品川区にかかってくるのだと思うのです。そうすると、全体の保育にかかる予算の中におけるパーセンテージは変わらないけれども、金額は増えてくるということなのか、その66%という意味をもう少し教えてください。

○大澤待機児童対策担当課長　　金額はもちろん毎年園数が増えれば上がりますけれども、運営費全体にかかる区の負担割合は、毎年大きく変わるものではないということでございます。

○西本委員　　そうしますと、この66%、これは品川区で出していかなければならない数字ということですが、当然、保育園が増えてくれば、金額は増えてくるということで、かなり負担増になってくるのだらうというふうに思います。これらの待機児童解消ということで、いつまでこの事業をどこまで大きくしていくのかということです。そして、その根拠がどういうところにあつて、今後の5年先、10年先の保育園を計画していくのか。それに合わせて公設民営ということが、今、進められようとしております。民営化です。その民営化になったときの品川区の負担と申しますか、ほかのところからの補助金等々来ると申すのですが、どういう形になってくるのか、それを教えてください。

○大澤待機児童対策担当課長　　保育園の開設につきましては、基本的に子ども・子育て会議で承認された子ども・子育て計画に沿って開設をするということになっております。ですので、今年度、改訂しました子ども・子育て計画に基づいて、平成31年度までは開設の予定が立っておりますけれども、平成32年以降の開設につきましては、来年、ニーズ調査等をいたしまして、その結果に基づいて新たな人口推計を用いて開設計画を立てていくこととなります。そちらの計画に沿って、その後、平成32年以降の5年間の計画を立てて、開設をしていくということになってございます。

○吉田保育施設調整担当課長　　私からは、公設民営についてと、運営費についてもご説明申し上げます。

公設民営につきましては、区の持ち出しはほぼ100%という形になります。

○西本委員　　今の公設民営に関してですが、持ち出し100%とはどういう意味なのでしょう。要するに、公立保育園をつくるというのは、100%一般財源から出るわけですね。今の公立保育園を民営化することによって、どういう形になってくるのですかという話です。

○大沢委員長　　おわかりになる範囲で。

もう1回、西本委員のほうで整理をして質問されたほうが、つかみにくいところがありますので、もう1回整理をして明瞭に質問をお願いしたいと思います。

○西本委員　　では、もう一度。新設はわかります。運営費が変わってくるわけですね。要は、民営化をすることによって変わってくると思うのです。それによつての予算の立て方も変わってくると思うのですが、どういう形になってくるのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長　　公設民営のところの運営費ということでよろしいでしょうか。公設民営の運営費となりますと、これは区立保育園と同等になりますので、区の持ち出しがほぼ100%という形で運営する形になります。

○西本委員　　済みません、私の質問が悪いのかもしれませんが、では、なぜ民営化するのですかという話になってしまうのです。要は、言いたいことは、なぜ今、私立保育園、認証保育園を多くしているかということ、公立は開設費も出ないので、補助金がないので、それで私立、認証の設置に伴ういろいろ

な補助金を使ってやっていきたいと思いますという話なのです。では、民営化になるとどういう形になるのですかという話です。民営化しても、品川区からの持ち出しが変わらなければ、なぜ民営化するのですかという話になってくるのです。では、公立保育園の意味は何でしょうかという話です。そこを答えていただけますでしょうか。

○佐藤保育課長 公設民営の保育園ですが、敷地が大体5年とか期間が限られているところで待機児童対策ということで特化してやっている事業でございます。先ほどの答弁があったように、運営費に関しましては、公立の保育園のスキームと同じで、利用者の負担が大体15%、それ以外に関しましては区の税金で負担をするというものでありまして、第一義的には待機児童対策というところがございます。

○西本委員 本当に申しわけありません。品川区は公立の民営化をやろうとしているわけではないですか。そうなったときに、予算立ても変わってくるのですか。今の答弁ですと、いや、変わらないです、委託するにしても全て区がお金を出すことになるのです、品川区の負担が同じなのですかというのであれば、民営化にする必要はないではないですか。だったら、ではなぜ公立保育園を民営化にする意味があるのですかということです。答えられますか。

○佐藤保育課長 公設民営の民営化の部分に関しましては、品川区は長年、保育の質の向上および維持ということでやってまいりました。その関係で一度に民設民営に切り替えるのではなくて、一度、公設民営という形で民間に委託をしてから、徐々に民設民営に切り替えていくという考え方に基づいてやっているものでございます。

○大沢委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、52ページ、地方消費税交付金、それから89ページの国庫補助金、113ページ、都補助金、これは両方とも子ども・子育て支援交付金、すまいるスクール関係です。それから、136ページの基金繰入金から社会福祉基金繰入金、障害児者総合支援施設建設経費、この工事関係と運営関係について教えていただきたいと思います。

まず、すまいるスクール関係です。児童指導に携わる方の人材確保を要望するという質問をさせていただいた中で、国の子ども・子育て支援交付金の運営費補助は、人件費基準額が引き上げられ、増額分を要求しますという答弁をいただいております。今回の増額部分にそれが絡んできているのかどうか1点お聞きしたいと思います。

それから、障害児者総合支援施設建設経費です。これは具体的に言うと、さっきもちよっとお話が出ましたけれども、工事現場を見ると、来年の2月の完成、4月の運営に間に合うのでしょうか。素人感覚なのですが、まだ何も柱が建ち上がっていない状況の中で間に合うのかというのがわからないので、その2点をまず教えてください。

○高山子ども育成課長 私からは、すまいるスクールの補助金の関係のほうの答弁をさせていただきます。

今回の歳入に関します部分につきましては、利用児童の増加に伴いまして、必要額を最大限要求するというものでございまして、こうしたものが回り回ってではございますが、すまいるスクールの運営委託料のほうに充当されるような形になってまいりますので、受託事業者の側にとりましては、そうした部分については最終的には補填されるような形になろうかと、そのように考えております。

○小林施設整備課長 現在、現場のほうでは、5月末ごろまで、地下の部分の工事を進めております。それから鉄骨を建てまして、8月ごろから仕上げに入ります。そして、平成31年2月を目標に竣工できるように、今現在、一丸となって頑張っております。

○鈴木（真）委員　先ほど、すまいるスクールの運営委託というお話をしましたけれども、これは、例えば児童が増えたとかということではなく、あくまでも増額になったということによろしいのでしょうか。

あと、契約が5年の契約ですね。その中で人件費分を乗せていただいている、乗せてもらいたい部分なのですけれども、その辺に関して教えてください。

それから、障害児者総合対策施設の関係です。先ほど、質問の中で、フェンスに品川児童学園の生徒の作品がというお話があったのですけれども、これは地域の方からも相当期待された施設だと思っています。全然反対もなく、あれだけのものが立ち上がるというのは、本当に地域の方のご協力があると思っているのですが、その中で近くの小学校の児童の作品も一緒にしたらどうかというお話もあったのですが、今そういうお話は進んでいないのでしょうか。

○高山子ども育成課長　すまいるスクールは委託による運営形式ということでございまして、平成29年度の総事業費に占めます委託料の割合は、大体59%程度だったのですが、平成30年度の当初予算におきましては63%ということで、もちろん児童の増加に伴う部分もあるわけなのですけれども、いわゆる受託事業者側の所要額を最大限考慮して予算設定しているものでございますので、そうした部分におきましては、受託事業者側の利益として還元されるものというふうに考えています。

○飛田障害者施策推進担当課長　近隣の小学校ということで、今後、城南小学校に声をかけて、どういふふうな作品、どういふ展示方法があるかを検討していきたいと考えております。

○鈴木（真）委員　すまいるスクールに関しては、なかなか児童を見ていただく方の指導員の方が集まりにくいという状況は、よく保育士との比較から処遇の問題が出ております。その辺の区としてできる限りやっけていただいというここと、これからもしっかりやっけていただくようによろしくお願ひいたします。

それから、障害児者の施設のほうは、そういうお声が出ていたので、ぜひご協力して、本当に地域に密着した施設にしてもらいたいということを要望します。

運営のほうです。4つの団体というか、法人が一緒になってこれから指定管理を受けていく方向にあると思うのですが、やはり4つの団体が一緒になると、まとまりがなかなかつきにくいというのは以前からお話を伺っています。最初のプロポーザルのときから4つで来ているのですから、ぜひそのまま進めていただきたいのですが、今の進捗状況、そのまとまり状況について、もう一度教えてください。

○飛田障害者施策推進担当課長　運営の件ですが、今、社会福祉法人グローが中心となつて行つてるところですが、確かに4つの法人ということで、グローのほか、残りの3つの法人というところを中心になつてやっけてるところですが、いかんせんグローは滋賀県、ゆうゆうは北海道、愛成会は中野、日精看は港区というところ、それぞれ離れているので、グローとしてもなかなか苦勞しているかなというところは感じているところであります。また、運営に関しても、なかなかこちらの考え方と相違が出ることもありますが、そこが大きな課題と言えは課題になつてしまひますが、いずれにしましても、区と運営事業者ともに平成31年4月より、しっかり運営ができるよう、今後とも協議を図つていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員　これからしっかりした施設をつくつて運営していくわけですから、区としても、それなりにしっかり指導体制もつていながら調整をしていっけていただくことが大事だと思ひますので、ぜひその点、これからよろしくお願ひします。

それから、地方消費税の関係です。先ほども質問に出ておりましたが、15億円という金額、地方消

費税の清算基準の見直しということが出てまいります、これは特別区長会としても要望を既になさっている状況は承知しております。さらにこの後の来年の10月ですか、消費税が、今、8%から10%になる可能性があったときに、東京都全体で2,000億円という数字が出ているのが報道されておりました。このままいくと、品川区は30億円という数字になってくると思うのですが、この辺につきまして、区は当然、先ほど来、お話はわかっておりますが、これから例えば特別区長会として、さらなる要望をどのようにしていくのか、この辺をどう対応なさっていくのかお聞きしたいと思います。

もう1点、この特別区の一人勝ちという状況の中で、全国の自治体との連携事業、これもいい事業だと思っているのですが、ただ、これが伝わらないということがちょっと不安というか、このままやっていくのが逆にいいのかと、それをもっと広めて東京都だけではないということ伝えてもらいたいと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○秋山財政課長 消費税の改正についてでございます。それから、法人税も含めて、税制改正案が上がって、国はこちらのほうを見ているというところでございますので、これを、繰り返しになりますけれども、区長会を通じて、また東京都とも連携をとって強力に主張してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏原企画調整課長 全国連携プロジェクトの関係でございます。今、委員ご指摘もあったとおり、区としてもさまざまな都市と交流連携したいというところで、区長会のほうでも連携プロジェクトの強化ということで、さまざまな取り組みを今、検討しているところでございます。新年度に向けて新たな発信というところで、その強化策を今検討していて、基本となるプラットフォームの強化であるとか、そういったところも検討しているというところで、これは区長会と協力しながら、我々も押し出していきたいというふうに思っています。

○鈴木（真）委員 全国連携プロジェクトはぜひ、やっぱりわかってもらわないと、せっかく23区でやっているものが何も伝わらないのではないかと思います。ぜひその辺もしっかり区長会等で検討していただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○大沢委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、83ページ、国庫支出金の国民健康保険負担金、また同じく103ページに、都支出金としての国民健康保険負担金というところで、いわゆる国保の広域化にかかわる質問をさせていただきます。

これまでも、昨日も含めて幾つかの委員からもこのご質疑がありましたけれども、平成30年度から広域化ということで、国保が東京都に移管をされる。これによる大きな変更点としては、都が各自治体、品川区なら品川区の納付金は幾らですというのを決めてくる。そして、それに合わせて、一応、参考ということでもありますけれども、標準の保険料率も自治体ごとに、23区であれば各区ごとにそういったものを算定していきます。こういう中で、品川区としては、区独自で保険料率等を定めてということも選択できるという中で、23区統一の保険料というところの決断をしたというところを、国保運営協議会などでもお話をいただきました。ところで、この運営協議会に示された資料の中で、特別区の今後の対応方針というところで、幾つか将来的な方向性ということで、都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、それから法定外繰入金の解消または縮減ということで、統一的な対応をしていくというようなことを言っているのですけれども、まず、この都内統一保険料水準ということについて、このねらいは一体どういうところにあるのか。そして、品川区にとっては、どのような影響が想定されているかというところでお示しく下さい。

○三ツ橋国保医療年金課長 都内統一保険料水準のねらいでございますけれども、こちらは国が示しております都道府県化のメインとなる考え方でございます。それぞれの都道府県単位で国保制度の財政基盤を安定化させるという部分がございますので、その考えのもとに、都内の保険料水準を統一していくという考えでございます。

その中で区といたしましては、やはり統一保険料方式の、23区内同一世帯同一所得であれば同じ保険料という考えに基づきまして、区といたしましては、その考え方に賛同しております。

○塚本委員 さらに、将来的な方向性で示されている法定外繰入金の解消または縮減というふうになってはいますが、改めて法定外繰入金に対する特別区の方針、ならびに、その特別区の方針の中において、さらに品川区としてそれをどのように受けとめ、また理解をしているのか、何か独自の考え方等あるのか、お伺いしたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 法定外繰入金の部分でございますが、国からは法定外繰入金を解消・縮減するようにと求められております。その考え方にに基づきまして、区といたしましても法定外繰入金を解消・縮減する方向で考えております。

○塚本委員 今、法定外繰入金の話が出ましたけれども、一方で、財政支援、いろいろと財政的に国保も大変だということで、平成27年から低所得者対策の強化ということで1,700億円が支援されているわけですが、改めて平成30年度からは、追加で1,700億円が支援されるということで、幾つかのメニューがあるのですけれども、保険者努力支援制度というものがございます。医療費の適正化に向けた取組等に対する支援ということでございますけれども、これはどういうものなのか。品川区として、今、この支援制度の活用にあたり、どのような状況であるか教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長 保険者努力支援制度でございますが、これは国の追加で1,700億円が予定されておまして、それは国保共通の指標、そして一方では、保険者共通の指標というものがそれぞれございます。例えば、保険者共通の指標でございますと、メタボ、がん、歯科、糖尿病重症化対策などがございまして、国保共通の指標といたしましては、収納率やデータヘルス、医療費適正化などがございます。この中で独自に区市町村がそれぞれ指標となるものを自分たちで出しておりますけれども、23区の中で品川区は1位でございまして、62区市町村の中でも1位となっております。

○塚本委員 そういった意味では、さまざまないわゆる区民からの保険料以外の部分で、この財政的な支援、ほかにも他の社会保険の保険者から前期高齢者支援金というような形でも支援が入っておりますし、また、医療費の水準によって保険料を見ていこうというような考え方もあるようです。そういうさまざまな財政支援で国保の負担を下げたいこうという動きがあるわけですが、そういう中でも、どちらかといえば医療費が高くて、そして所得としてはそんなに高所得の被保険者がいないという特性がありますので、この中で区として、今後の、保険料負担をどのような形で安定化していくのか、持続可能なものとしていくのか、そういうところについてご見解をいただきたいと思っております。

○三ツ橋国保医療年金課長 今回、財政運営の安定化といたしましては、東京都が財政運営の主体となっております。また、区や特別区長会、そして全国自治会連合会からも国庫負担金の増額の要求はしておりますので、なるべく保険料が値上がりしないようにしていく所存でございます。

○塚本委員 いわゆる支援というところを含めまして、あとは医療費の抑制というところで最後にもう1つ伺いたいですけれども、これまでも医療費の抑制ということで質疑がございましたけれども、医療費をなかなか少なくしていくということは難しいのかもしれませんが、増加を少しでも抑制していくということで、いろいろな手段があるかと思っております。品川区として医療費の適正化に向けて、どの

ようなところに重点を置いて進めていこうとしているのかを最後に伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 医療費の適正化につきましては、データヘルス計画の中でいろいろな取り組みを行っております。その中で、やはり医療費、重症化予防対策や薬剤の関係のさまざまな取り組みを行っておりますけれども、できるだけ保険料が上昇しないように抑制してまいりたいと思っております。

○大沢委員長 次に、いながわ委員。

○いながわ委員 まず1点、75ページ、使用料で、土地建物使用料について、これは確認なのですが、まちづくり事業用地等で1,569万7,000円が計上されていますけれども、この事業用地は誰かに貸しているのかどうなのかということが1点。

107ページと123ページに、スポーツ施設整備費という節がありますが、平成29年度、東京都の補助金には出ていなかったのですが、今年度というか、平成30年度新たに創設された東京都の助成金なのかどうなのかということが1点。

あと、体育館運営経費と公園・児童遊園整備費と2つありまして、それぞれ性質が違う用途への補助金になっているのですが、実際、このスポーツ施設整備費というのはどんな性質のものなのかということをお聞かせください。

あと、97ページの国庫補助金の中に、防災安全交付金ということで、公園・児童遊園整備費というのが計上されていますけれども、スポーツ施設整備費との絡みを教えてください。

それと、147ページの雑入の広告料収入について、要するに、広告料収入ですから税外収入の観点から考えて大変必要なものだと思っております。おそらくこれは大半が区のホームページのバナー広告料だと思っておりますが、これに関して、その詳細と、今後の事業展開をどうお考えなのかということ。今後、こうした予算における税外収入の観点から考えた広告料収入の位置づけというのは、所管ではどのように思っているのかということをお聞かせください。

そして、67ページのシルバーセンター使用料、11館の利用については、おそらく免除団体を除く利用、いわば目的外使用が計上されていると思うのですが、地域性もある中で、各館の利用回数に差があるので、それをどうお考えなのか、特に西五反田の目的外利用が8回で、旗の台が3回という目的外利用回数になっているので、その辺をどう考えているのかをお聞かせください。

○今井土木管理課長 75ページの土木使用料、土地建物使用料につきましては、五反田ふれあい水辺広場内の地域貢献施設として貸し出しを行っているところでございます。

○稲田都市開発課長 そのほかに大井町駅周辺地区再開発事業用地関連使用許可に基づく行政財産使用ということで、民間の駐輪場や水道管、その土地に埋設されたもの等がございます。あと、西大井駅周辺の西大井作業所というところで、従前居住者への仮移転先としてお貸ししているという状況がございます。

○池田スポーツ推進課長 107ページのスポーツ施設整備費の補助金でございます。こちらは、体育館のものでございまして、内容としましては、スポーツ環境を拡大する工事と、利用機会の拡大に関する工事ということでの補助金でございます。

○溝口公園課長 まず、私から、123ページにありますスポーツ施設整備費等の補助金でございます。これにつきましては、オリンピックに向けて、新たなスポーツの運動施設の整備、または改修、そういったものに対する補助として入っているものでございます。

また新たにという形ではありませんが、今後もこういった補助金等は活用しながら整備等を進めてい

きたいというふうに考えているものでございます。

○中元広報広聴課長 私からは、146、147ページの広告料収入のところでございますが、こちらにはさまざまございますが、一番比率的に大きいのは、おっしゃるとおり、区ホームページのバナー広告になってございます。こちらも引き続き広告等の掲載に努めていきたいというところでございます。

○松山高齢者地域支援課長 シルバーセンターの使用料に関しまして、西五反田と旗の台の利用の少なさということなのですが、部屋が小規模だということが一番の原因かと思っております。

○いながわ委員 土木使用料、一気に1,500万円と出ていたので、何なのかと思ったけれども、これは数カ所いろいろなところを合わせた額がこの額だということで認識しました。ありがとうございます。

スポーツ施設整備費は、これはオリンピックに向けてということだったのですが、ということは、オリンピックはあと2年後なのですが、2年たったら、それは打ち切られる方向性なのかどうなのか、もちろん計画的に整備はしっかりと進めていただきたいという思いがありますので、よろしく願います。

広告料収入に関しては、非常に税外収入が大切な位置づけであるという中で、おそらく各課がそれぞれいろいろな取り組みをしているのかという認識は多少なりともあるのですが、例えば、戸籍住民課で戸籍とか住民票を入れる封筒にもいろいろな広告が載っています。そういう中で、それを区の誰がそういったものを管理しているのか、それもいろいろな部分の広告料収入だと思うのですが、その管理態勢はどうなっているのか、もし広告料収入に重みを置いているのであれば、しっかりとした形でそれを管理していくべきであって、一括して募集をかけていくべきだと思っているのですが、その辺を教えてください。

シルバーセンターに関しては、少ないのは使い勝手だという話なのですが、全体を見てあまりにも少な過ぎるので、そうなるのと、老若男女全ての人が使えようゆうゆうプラザみたいなものを積極的に整備していく必要があると思うので、歳出になってしまうのかもしれませんが、こここで低いと、もともとの目的利用の方に迷惑をかけずに目的外利用をしっかりと増やしていくという方法をしつかりと今後考えていただきたいと思いますので、一言あればおっしゃってください。

○秋山財政課長 広告料収入というよりも税外収入全般的なお話ということでございます。広告料収入に限らず、広告収入が入らなくても、戸籍のデジタルサイネージ等は区の持ち出しがなくて事業者の負担でつけていただいているというようなこともございます。区としましては、税外収入については、各所管に工夫をするようにという通知もしておりますので、それぞれ各所管の立場で工夫をしてやっているというところで、財政としても税外収入はこれからもどんどん増やしていただきたいと思いますというふうに思うものでございます。

○松山高齢者地域支援課長 委員ご提案のとおり、どなたでもご利用できる、交流できるという憩いの場としてのゆうゆうプラザを皆さん望まれております。ただし、シルバーセンターの老朽の度合いですとか、お困りの状況を総合的に勘案しながら進めてまいりたいと思っております。

○いながわ委員 要するに、例えば広告料収入はすごく考え方が幅広いと思うのです。それを各課に任せてばらばらなことをやっていたら、統一性もなくなってくるし、では、募集はどこに、広告を載せたいのだけれどもと声をかける場所、例えば、品川区のホームページの下にはバナーが載っています。そのバナーの上には広告募集についてなどというものが書かれています。そこを押すと、バナーのみなのです。では、ほかの例えばデジタルサイネージに載せたいという人たちは、どこにいけばいいの

かもわからないですし、それをしっかりと管理するべきではないですかということをお願いしております。よろしくお願いします。

○秋山財政課長 どのようなことをやっているかという調査も含めて、こちらのほうで取りまとめて、今後、ワンストップでできるようなことを検討していきたいと思います。

○大沢委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 お願いします。131ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業について伺いたいと思います。

本当にいろいろな展開があるものだなと感心するぐらいプログラム、メニュー、現場の声も含めて拝見しています。その中で、まず東京都委託事業の歳入から、主な内訳を教えてください。事業展開の中ではランク別があるのか、また、オリンピックとパラリンピックそれぞれのくらい違うのかということ。

それと、区内競技、そして応援競技ということで、かなり浸透してきたなど、学校教育以外でも認知度といえますか、どれだけ知られているかでみたら急激に上がっているかと思います。学校という単位で考えたら、おそらくこれは推測なのですが、相当子どもたちの中では浸透しているのではないかと、そんな気がしています。数値目標か何かはおありなのか、そういう認知度、学ぶという観点になるかと思うのですが、こと3競技の応援ということでおありでしたら教えてください。

○熊谷指導課長 本区におきましては、全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校で、オリンピック・パラリンピック教育を推進してまいりました。特にブラインドサッカー、ホッケー、ビーチバレーボールにつきましては、平成28年度からブラインドサッカーを15校でスタートしまして、平成31年度までには3競技全て体験できるような取り組みをしているところでございます。

特に都のパラリンピック応援校になっております荏原第六中学校におきましては、ブラインドサッカーに特化して選手たちの競技会場、練習会場として活用する中で、生徒との取り組みを進めているところでございます。

○渡辺委員 まさしくそれぞれ地域性が具体的に出ると、なるほどなと思うのです。その周辺では、日本代表の人が来ているとか、来るのだとか、やっぱり話題性はものすごく、体験の力というものがあるように思います。

それで聞きたいのが、少し前は、オリンピック・パラリンピック教育の推進校というのが東京都の指定であったかと思います。今、項目がないことから、これはおそらく全校がレベルアップをして、全校が推進校扱いに近いものなのか、その辺のニュアンスを教えてください。

もう1点、この教育推進の項目の中に、競技体験、先ほど、全校でとおっしゃっていました。これは全員というのは物理的には結構厳しいのかなと思うのですが、学年だとか、年数で、今年はないけれども来年はあるとか、その辺の仕組みのところを教えてください。

もう1個、項目のところ、教員向け研修の実施とあります。これは本当に大事ではないかと思うところがあります。というのは、議会でも過去2回、ブラインドサッカーを特別委員会等で経験をさせていただいて、私も体験したのですが、やはり体験すると言葉に力が出るといいますか、人に伝えやすくなる。その典型が、3年ほど前ですか、ブラインドサッカーの国内リーグの競技会があったときに、その後の区長のスピーチ、言葉の中にも、やはりあの競技の迫力、あるいは真剣さ、直に見るとすごいのですというのがあって、それを聞いた町会長とかもそうなのですが、今まで関心のなかった人が、そんなにすごいのかと、まず関心上がる。リーダーが言葉にするとき、体験とか裏づけがあると、ものす

ごく発信力が高まるなど。

そういう観点から言うと、例えば校長先生とかが何かしらでかかわりが深かった場合には、朝礼もまた違ったものになってくるでしょうし、やはり学校で発信力のある先生がリーダーとなってPRする。ただ、それも全員には行き渡らない場合もあると思うのです。やはり物理的な問題もあるかと思います。

そこで1つ伺いたいのが、映像の活用をどのように考えられているか。今、本当に編集等も一般の家庭でもやれるぐらいになっています。なぜこんなことを伺うかという、やはりブラインドサッカー協会の講師の方の話聞く機会が地域でありました。地域の方の長い時間ではなくて、15分、20分の中で映像をもとにした講義を受けたら、ものすごく集中して見られて、わかりやすかった。それがルールのことさることながら、やはり理念のところ、障害者スポーツの大事さとか、理屈ではなくわかりやすかったのです。だからこそファンになったというケースを最近ちょっと感じたものですから、映像等を活用して、今まで30人が限界だった、100人が限界だったものが、またそこからの広がりという意味で浸透できるのかなど、教材にもかかわってくるかと思うのですが、何か考えがございましたら、よろしく願います。

○熊谷指導課長 この都の委託金でございますけれども、こちらにつきましては、全ての幼稚園、学校に、次年度は20万円ずつ支給となっております。こちらにつきましては、平成28年度が30万円、平成29年度が25万円、来年度20万円ということになっているところでございます。

こちらの3競技の体験教室につきましては、歳出のところになりますけれども、本区でつけている予算でございます。こちらについては、学年は各学校で決めているところでございますけれども、全ての競技につきまして、発達段階に応じて行っていく形をとっております。

3点目の教員向け研修でございますけれども、こちらも本区で予算化しております、委員ご指摘のとおり、教員がまず体験することで、障害者理解を深めるとともに、パラリンピックのすばらしさ、ブラインドサッカーの選手たちの意気込み、そういったものを実際に味わうということが重要だと感じまして、次年度の予算化をしているところでございます。

最後のオリンピック・パラリンピック、特にパラリンピックの映像教材でございますけれども、こちらにつきましても、都が作成したDVDを活用したり、また、実際に障害者理解を深めるためにパラリンピックのブラインドサッカーにかかわるDVDを活用したりしているところでございます。こちらにつきましても全ての学校でDVDを活用した授業を行っているところでございます。

○渡辺委員 複数年の計画をもとに積み上げている施策だと思います。去年までもそうなのですが、地域での展開と、学校での展開、同じなのですが、目的は一緒なのですが、効果と対象者が大きく異なります。ぜひともお願いしたいと思ったのは、先ほどちょっと地域での講座といいますか、講座と言うと固くなってしまおうのですが、懇談会の場に語れる人が行く仕組みにすごく興味を持ちました。体験会も、今、所管のほうでやっているスポーツ団体から今度は違うところへ、文化団体等へというのも伺ったことがあります。まさしく学校は、児童・生徒もそうなのですが、やはり保護者の方、そしてまたその世代の方の発信力という意味で、最後、完成に向けて、目標に向けての中では、かなり学校は大きな鍵を握るなど。

なぜこのように申し上げたいかという、先だつての講座の中で、心に響いた点を2点、ぜひご紹介したいと思いました。人口の中において名字が田中、佐藤、高橋、鈴木、名字の多い4つの名字の方、これは人口比で言うと16人に1人だそうなのです。そして、この苗字の方のお知り合いがいますかという問いかけがありました。出席者はほぼ二、三十人いたのですが、全員手を挙げました。一方で障害

者の方が友達や家族にいますかという、手を挙げた方は3分の1ぐらいでした。集まりによっても違うそうなのですが、ここがまず大きな、障害者の方が身近かどうかというポイントが1つ。そのような事例がありました。

そして、今度は、福祉の押しつけではなくて、たまたまなのですが、ブラインドサッカーというものはスポーツを通じていろいろな発信をしていきたい。その中で、トイレに行くときとかはお手伝いをお願いします。でも、サッカーはうまいですよ。これは同じことが、得意なこと、苦手なことで分けていく。それは算数は得意だけれども体育は苦手です。このような講座がありまして、ものすごくこれは参加者の方の心を打ちました。そのような形で障害者理解を高めるための手段としては最高のものだと思いますので、その辺の発信力を学校が、先生がリーダーとなって力を入れていく、そんな抱負を最後に伺えればと思います。

○熊谷指導課長 障害者理解につきましては、やはり学校が核となって伝えていくということがとても重要だと思いますし、その際に、パラリンピック教育というのはとても重要な柱になると思っています。その中で、現在、特にブラインドサッカーを本区で行っていますが、それ以外でも車椅子バスケットボール等のさまざま、パラリンピックにかかわる競技も行っているところです。

その中で、障害者スポーツのレベルが非常に高いというようなことも含めて、保護者や地域にも一緒にかかわって参加していただくような仕組みをとっておりますので、これからも学校だより等でも周知していきますけれども、参加型ということも含めて行っていきたいと思っています。

○大沢委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、国庫補助金、また都補助金の地域生活支援事業から、日中一時支援事業についてと、そこに関連して放課後等デイサービスについて伺いたいと思います。

この品川で日中一時支援事業は、にじのひろば戸越、にじのひろば八潮を社協に委託して運営されていると思います。先ほどもあったのですけれども、登録料について伺いたいと思います。

先ほども答弁あったのですけれども、改めて登録料とは何か。なぜ徴収するのか。毎年かかる理由は何か。そしてまた、生活保護世帯や非課税世帯からも徴収はされているのかを伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 にじのひろばの登録料についてのお尋ねでございます。登録料につきましては、事務手数料的なものが多いのですけれども、毎月の利用料のお知らせ、銀行の振込手数料、それらを動かすシステムの経費となっております。

お尋ねの生活保護世帯ですとか、所得の低い方からもいただいているのかというお尋ねでございますが、現在のところ、登録料は全員の方からいただいているところでございます。

○石田（ち）委員 この利用料の月々の請求や銀行振替手数料等々の事務的なものということなのですが、先ほどもありましたが、この事業だけが登録料なるものを徴収しているということで、23区で見ても、品川だけなのです。月々の請求や銀行の振替、こうした業務は誰がやっているのでしょうか。どこかが代行などされているのでしょうか。

○中山障害者福祉課長 日中一時支援事業ですか、地域生活支援事業の中に位置づけられておりますので、各区、例えば同じ日中一時支援事業といっても、事業の中身はさまざまでございます。品川区の場合は、事務手数料的なものをいただいているのですが、まず一番最初の日中一時支援事業の事業として成り立ちは、NPO法人の方々が特別支援学校に行かれていますお子さんたちの預かりを必要とされている保護者の方が多いということで始められた事業ということになります。それが社会福祉協議会のほうに、もともとのNPO法人がもうこれ以上事業ができないというようなお話をいただき、社会福祉法

人に移管をしたものでございます。そういった当時のところから事務的な経費ということでしたのでございます。

誰が実際に作業しているかということになりますが、これは社会福祉協議会の職員で行っているものでございます。

○石田（ち）委員 この事務手数料等々の代行としては、にじのひろば戸越では、明治安田生命が収入代行として月50数件を請け負っているというふうに伺ったのですけれども、そこをまず確認したいと思います。

最初はNPOの方々がやっていたと、それから社協に移管される時点で、この登録料を委託料、品川区の委託料の中に入れることで、親御さんからの負担をなくすということではできなかったのでしょうか。

○中山障害者福祉課長 済みません、多分、代行手数料のところのお話かと思います。明治安田生命のほうは、私、存じ上げませんで申しわけありません。

社会福祉協議会に事務移管をしたときの話でございますが、利用料金制度自体の中身の見直しは特にその時点ではしておりませんでした。

○石田（ち）委員 先ほどの生活保護世帯や非課税世帯、要は、収入の低い世帯からもこういった5,000円の登録料は減免なしにとっていくということでしたので、ぜひここをなくしていくべきだと思います。そして、委託料として区が払うということを進めていくべきではないかと思うのです。そこら辺はいかがでしょうか。

利用料軽減等により利用料ゼロで通われている方はどれくらいいるのでしょうか。

○中山障害者福祉課長 先ほどもご答弁申し上げましたが、この5,000円ということにつきましては、料金の見直し、それから負担軽減策をあわせて検討していきたいというふうに考えております。

現在、利用料ゼロで通われている方の人数ということになりますが、現在、日中一時支援を使われている方が66人いらっしゃいます。そのうち9名の方が負担なしにご利用いただいているところでございます。

○石田（ち）委員 登録料は廃止すべきだと思います。これがなければ運営できないというものではないと思いますので、ぜひ廃止していただきたい。低所得の方で9名の方はゼロということですが、そしてまた、昨年引き下がった利用料で多くの方が利用できるようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。ぜひ検討をお願いしたいと思うのですが。

○中山障害者福祉課長 日中一時支援のにじのひろばの利用料につきましては、今年度から利用料金の負担軽減の策もとってきたところでございます。利用者の方のお声も聞きながら、登録料についても見直しを検討していきたいと思っております。

○石田（ち）委員 ぜひ廃止の方向で検討をお願いしたいと思います。

にじのひろば戸越を見せていただきました。とてもものんびりした雰囲気、キッズヨガなども取り入れて、短時間ですけれども、ゆったりと、強制ではなくやっていて、やりたい子が集まるという状況で、最初は全く集まらなかったけれども、やってくると、楽しいとわかるとみんな集まってくる、積極的にやるという、そういう場合を設けていて、とても楽しそうでいいなというふうに思ったのですけれども、ここに障害児だけではなくて、障害者も利用できるようにしたらどうかと思うのです。障害者も使いたいという声もあるかと思うのです。やっぱり障害者の皆さんも他の施設等々でトラブルだったり、ストレスなどがあつたときに、通えなくなるということもあると思うのです。そうした場合などに一時心を休めるではないですけれども、のんびりと過ごす場ということで、こうした日中一時支援を利用できる

ようにすべきではないかと思うのです。この日中一時支援の品川区の実施要綱には、対象者は障害児になっているのです。ですけれども、目的のところには、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を確保するためとあるので、障害児に絞る必要は、この目的から見てもないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 日中一時支援を大人の方にもご利用できないかというようなお尋ねかと思えます。今現在でも、小学校1年から高校3年生までということで、幅広い年齢層のお子様、障害児の方に対応しています。中にはやはり、例えば放課後等デイサービスですと、対象をもう少し絞って中・高校生あるいは小学生というふうにやっているところもあります。対象が広いことが利用される方にとっていいことばかりではありませんで、やはり大きい方が怖いというような小さい障害児の方もいらっしゃいます。ここに大人の方となると、やはりちょっと厳しいかなというのが現状だというふうに考えています。かといって、障害者の方にこういった場が必要ないのではないかというふうに思っているわけではございませんので、例えば、それは地域活動支援センターですとか、別の手立てもございまして、そういうところでさまざまなメニューの工夫をしていければというふうに考えております。

○石田（ち）委員 日中一時支援事業を障害児を対象にした理由は何なのでしょう。

○中山障害者福祉課長 やっぱこの事業を、NPO法人の方が始めたときの成り立ちがございまして、特別支援学校放課後の場で、なかなか障害児の方が楽しく過ごせる場所がない、あるいは、働いている親御さんが見られない、そういったときの預かりの場が必要だということから、この事業がスタートした経緯がございまして。夏休みなどは、長い期間、学校がお休みになりますので、そういったところで預かり事業を始めさせていただいたものでございまして。

○石田（ち）委員 わかりました。では、ぜひそういった障害者の方が心を休める時間をとれる場所を工夫してつくっていただけたらと思います。

この日中一時支援事業と放課後等デイサービスを併用して使われているという方も、にじのひろば戸越には多くいました。日中一時支援事業は、利用したい方にとっては必要な施設ですけれども、放課後等デイサービスの利用日数が少ないために日中一時支援を使わざるを得ないということが、この間、多く聞かれますけれども、利用者にとっても、施設にとっても、これはよくないと思うのです。ですので、やはり放課後等デイサービスの利用日数、品川区の方針、基本月10日、これがやはり壁になっているというふうに思います。ですので、放課後等デイサービスの基本月10日の考え方ですけれども、この間、区は塾や習い事が週2日だから、ここに合わせているというふうにおっしゃっていますが、放課後等デイサービスは療育の場です。塾や習い事とは違うと思うのですけれども、なぜこれと同じ扱いになるのか伺います。

○中山障害者福祉課長 放課後等デイサービスは、委員ご指摘のとおり療育の場でございます。それから、日中一時支援というのは、もともとこの事業ができたときに預かりということで、特に就労されている保護者の方の障害児の方の預かりということでスタートした事業です。この事業が、今回、放課後等デイサービスの事業所がだんだん増えるにしたがって、そちらでも預かり的な事業を行っている放課後等デイも出てきているところでございます。

考え方としてなのですけれども、特別支援学校ですとか教育の場があります。その上での積み重ねての療育ということなので、あまり療育、療育ということに偏ることなく、そのお子さんの成長を支える視点で何が一番いいかというのを相談の中で聞き取るようにはしているつもりです。ただ、やはり放課

後等デイサービスのほうが、そのお子様にとって合っているということであれば、現在でも23日支給しているケースはございますし、ここのところ多いのは、週2日ではなく週3日ぐらい放課後等デイに行きたいというようなお声も聞いております。そういった中では、15日の利用の方も大変増えておりますので、これからもご利用される方のお声を聞きながら、何がそのお子様にとって最適かを一緒に考えていければと思っております。

○石田（ち）委員 療育への偏りという答弁があったのですが、療育というのは、機会を増やすことでつらくなるというものではないと思うのです。その子にとって必要な社会に出ていく、また地域で暮らす、そうするための支援を教育と治療、これを合わせてやっていくことが療育だと思うのですが、なので、塾や習い事とは明確に違います。放課後等デイサービスのガイドラインでも、児童福祉法の規定に基づいて、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障、健全な育成を図るものであるという、それが放課後等デイサービスであるというふうにあるわけです。ですので、やはり塾や習い事と同じ考え方で基本月10日にしていく。この考えを改めるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 放課後等デイサービスは、やはり特別支援学校とかと連携をすることというのが、今回、国の方針でもあります。そうしたことを見ながら適切な支援ができるよう支給のほうも決定してまいりたいと思っております。

○大沢委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時30分休憩

○午後3時45分再開

○大沢委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。浅野委員。

○浅野委員 歳入、59ページの集会所使用料、125ページの緊急放送設備整備補助金、95ページのがけ・擁壁安全化支援について質問します。

最初に集会所の使用料ですが、荏原第四地域センターに限定してですが、回数としては1,780回と出ております。これまで荏原第四地域センターの集会所については、2階に3部屋、集会室が設置されていまして、このたびの地域センターの改修によりまして、3階に集会室が1つ追加になるというふうに聞いております。これは近くの荏原第四地区会館が閉鎖をされるということで、そこが使えなくなるということで、そういう措置をとったというふうに聞いております。このような形で集会所が増えると、また地域の活動がより活発になるのかというふうにも考えられます。今までかなり密な使い方をされていると思ひまして、ほとんど予約が厳しいという状況だったかと思ひますが、利便性が向上するのではないかと思います。

このたびの改修に関して、部屋が増えたとか、そういうことはあるわけですが、特徴的な内容、何かほかにもプラスアルファがあるのかどうか教えてください。

○伊崎地域活動課長 荏原第四地域センターの改修でございます。今、委員ご指摘がございましたように、今までの会議室は2階まででございましたところ、3階は全て倉庫でしたが、そちらを会議室と倉庫に改修してございます。その会議室につきましては、今回、防音設備を施しております。また荏原第四連合のほうに貸し付けておりました旧荏原第四地区会館が閉鎖することに伴ひまして、カラオケを

やっていたらした方の活動の場がなくなるということのご意見も受けまして、音響設備を入れて、3階の集会室でのカラオケを利用できるようにしたところが大きな特徴でございます。

○浅野委員 この地域が結構人口密度も高い地域でありまして、活発に使われていると思います。これからもそういう意味ではプラスアルファがある場合には、ぜひとも追加をしていただければと思います。

次に、125ページの緊急放送設備整備補助金1,000万円、国庫補助金2分の1ということですが、大井埠頭に3カ所、品川埠頭に1カ所、この緊急放送設備が受信設備を含めて設置をされるというふうに伺いました。この意図といいましょうか、当該地域に3カ所、また1カ所設置をされる意図があれば教えていただきたいと思います。この地域ですと、海も近いのかということも考えると、地震の関係かなとも思うわけですが、そこら辺を含めて教えてください。

○古巻防災課長 今ご質問のありました緊急放送設備整備補助金でございますけれども、こちらは東京港の埠頭内におきまして、避難勧告等の緊急情報の聴取が困難なエリアにつきまして、区が緊急放送設備の整備をする際に、東京都の港湾局が所管になりますけれども、そちらから出される補助金になります。この間、今年度から品川区において防災行政無線の更新を進めておりますけれども、それに際しまして、品川埠頭、大井埠頭のほうに防災行政無線の設備を増設するというので、補助金の申請をしまして、補助金を受けるといような形で事業を進めるものでございます。

○浅野委員 こういう形で国庫補助金も使用されるというふうにも聞いておりますし、少しでも品川区の安全安心をさらに進められるように、これからも取り組んでいただければ、このように思うものでございます。

続きまして、がけ・擁壁の安全化支援ということで質問いたします。

平成30年度から助成をするというふうには聞いているのですが、この件につきまして、がけ・擁壁といいますと、かなり品川区としても苦慮されているところかと思っておりますし、数もかなり多いということですが、今後、東京都と連携をとっていくというような話も聞いております。このがけ・擁壁については、今までなかなか手をつけるというのが非常に難しかったと思うのですが、今回このような形でスタートといいましょうか、やっけていきますということになったわけですが、何か大きな変化があったのか、それとも特別なやり方とか、そういうものがあるのかどうか教えてください。

○鈴木建築課長 がけ・擁壁の安全化支援につきましては、平成29年度、今年度より、アドバイザー派遣ですとか、改修工事費の一部助成といったところの事業をスタートしてございます。大きな動きとしましては、やはり広島あるいは大島の土砂災害があったことを受けて、東京都でも、昨年と一昨年来かけて擁壁の緊急地域を指定に向けて調査を行ってございます。そういったところと連携しながら、来年度も擁壁の改修事業を進めていって、擁壁の改修を進めていきたいというところでございます。

○浅野委員 なかなか擁壁、私も何カ所か、ここは危ないと思うところは見たことがあるのですが、やはりそういう意味では、切り立ったところですか、急な坂道ですか、そういうところが非常に多いなというふうに感じる場所があります。私がよく回っている地域につきましても、これは完全に切り立ったところもあるというふうなところもあるわけでありまして、やはりそういうところが少しでも安全に改修できれば、これは地域にとってもプラスになる、そのように思いますので、この点についてはこれからも確認しながら進めていただければと思います。

がけ・擁壁の箇所数ですが、2,000カ所とか2,200カ所とか、そのように聞いた記憶があるのですが、実際にどの程度把握をされているのか教えてください。

○鈴木建築課長 擁壁の調査につきましては、一昨年、昨年、2カ年かけまして調査して、区内の2m以上の擁壁、全数調査を行ってございます。箇所数としましては、約2,200カ所というところまでございまして、調査結果につきましては、目視の調査でございましたが、区のホームページ上でも分布図として公表しまして、さらには所有者宛てに調査結果の概要を周知し、事業の案内も行っているところでございます。

○浅野委員 2,200箇所というと、私もびっくりしたのですけれども、やはりそれだけの土地を品川区が持っていると言っておかしいですけれども、そのような土地になっているということをしっかりと把握をした上で、さらに安全に、がけ・擁壁を改修できるように、これからも取り組んでいただければと思います。

実際にできるところとといいますと、なかなかこれは難しいと聞いております。簡単にはいかないところが多いと思いますけれども、粘り強く地域住民の方の意向も踏まえて、持っている方も当然ですけれども、しっかりと連携をとりながら改修できるようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木建築課長 擁壁の改修は、やはり多額の費用がかかる、あるいは、場合によっては建物とセットでやり替えを行わないと進まないというところがございます。その辺の不安をアドバイザー派遣等を通じて、しっかりまず擁壁の安全化についてご理解いただいて、あるいは、日ごろの維持管理についてもしっかり技術的なアドバイスを差し上げて、1つでも擁壁の改修が進んで、地域の防災力が上がるような取り組みを今後も積極的に進めていきたいというところがございます。

○大沢委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 初めに、予算全体のことを伺います。予算100億円増の規模でありまして、過去最大の予算としたということでもあります。それで、プレスなどを見ると、長期基本計画の最終年であり、集大成の予算だというような形でありますけれども、この予算をどのように捉えて、今、予算を提出されたか、積極的にいろいろな事業をやって、新規事業とかいろいろ載っているのだけれども、気持ちの中でどういう予算を組んで、こういうものを100億円増の過去最大規模にしたというところをお考えを教えてください。

○秋山財政課長 一般会計予算1,745億円の評価ということでございます。今回、6.1%の増ということでございまして、その内訳ということになるかと思うのですけれども、例えば土木費であれば、再開発は大きい開発が終わっているのだからかなり下がってございます。再開発で67億円ほど下がっているという中で、今回、6.1%の増ということで、これは大きな理由としましては、まさに待機児童対策ということで、例えば扶助費であれば、私立保育園等に30億円、それから補助費であっても、消費的経費でも15億円ということで、それだけでも45億円。平成29年度に比べて、民生費が113億円伸びておりますけれども、そのうちの70億円強が子ども施策ということで、そういうところに注力をして区民の期待にこたえている予算だというふうに認識しております。

○石田（秀）委員 簡単に言いますと、市街地整備事業が約70億円の減、今言った保育福祉関係が70億円の増、基金繰入金全体で104億円増、そのうち公共施設整備が47億円、義務教育が43億円で90億円。その中で義務教育などは学校3校プラス施設建設で30億円増。障害児者総合支援施設で36億円の増ということは、そこで約66億円の増。そうなってくると、よくよく考えると、ほとんどそこで終わってしまうのかなというようなことだと思っています。100億円の増の中の内訳が、残るところがあと二、三十億円かなというぐらいの感じで、ほかにも増えているだろうから、そう

なると、物事の考え方で、未来志向でさらなるチャレンジをしていって、いろいろなところで速度を上げた施策展開をしていきますとか、例えば、区の魅力の向上、健康な暮らし、持続的な区民の共助の後押しをしていく予算を積極的にやっていますと書いてあるのだけれども、そうなってきたときに、やっぱり何か打ち出すものがないと、私が思うには、例えば改築が必要なもの、学校だ、保育園だ、今、ここにもあるように、シルバーセンターだ、特養だ、グループホームだ、高齢者施設だというような、建て替えだ、足りないもの、こういうものをしっかり手当てしていきます。学校も順次やっていきます、常にそういうお答えがあって、高齢者施設でも例えば特養は、場所があれば順次やっていきます。こういうものやっただけで、この予算はまかなえてしまっているのかというふうになると、昨日もちょっとお話ししたけれども、投資的経費でこういう方向で、区長もにぎわいの町をつくっていくのだというのであれば、にぎわいの町をつくるというのは、今年度予算が100億円増えたと思うけれども、どうしても必要な部分に手を入れていった。特に今度、待機児童もあるけれども、そういうところへ入れていったら100億円になったけれども、そうではなくて、にぎわいの町をつくる品川区にこういうことをしていくのだ、こういうことをどこかへ入れていくべきだと思っているのですが、こういう形の考え方がどこかあれば教えていただきたい。

○秋山財政課長 予算のポイントになるものということかと思っております。施設の改築、それから必要なものやっっていくというのは、順次ということで委員のほうからお話がありましたけれども、必要なものはやっっていくのだというところは、これはもう変わらないものだというふうに思っております。

そういう中でも、例えば今回、投資的経費という中でも障害児者総合支援施設とか、かけるところにはかけていって、こちらの施策を進めていきたいというふうに思っております。今回は待機児童対策というところで大きく伸びているところがございますけれども、必要なものを必要なときにということだけではなくて、もっと未来志向のということでお話がありましたけれども、そういうこともこれから先は考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○石田（秀）委員 ぜひここはお願いしておきます。ぜひそういう形で未来志向でいろいろな形でにぎわいをつくっていくのだ、これは区長も答弁でそういうふうにおっしゃっていて、にぎわいがある品川区を今後4年間でもつくっていくという形で力強く発言をされているわけですから、そのにぎわいをつくるためには、もちろんそれにはソフトもハードも必要だと思っているので、そういうところにしっかり予算をつけていくということをぜひやっていただければと思います。何かお考えがあれば、ぜひお答えいただきたい。

○濱野区長 将来的に品川駅が、東京駅から南側の中心になるというふうに思っております、リニア新幹線の始発駅ということであります。品川駅というのは、ほとんどが品川区、もちろん所在は港区でありますけれども、ほんのちょっと手前までは品川区でありますので、これからは品川区が東京の中心になるような思いでこの町をつくっていく必要があるだろうというふうに思っております。

東京オリンピック・パラリンピックがございます、多くの方々が区に訪れていただきます。それを機会に、品川区が東京の中心地であるというのは、ちょっと大げさな言い方ではありますが、そのくらいの思いを持って町をつくっていく必要があるというふうに考えているところであります。

そのためには、さまざまな資源も必要でありますし、また、人的な能力も必要でございます。そうしたものをしっかりと構築できるような町にしていく必要がある、そのように思っているところであります。

○石田（秀）委員　ぜひよろしくお願ひします。

次に、55ページの庁舎管理費負担金に関連して質問します。

スクエア荏原でシナモロールカフェが開かれます。これはこれでいいのですが、例えば水族館、先ほどこちちょっとお話が出ましたけれども、水族館にレストランがある。水族館の入場者数を増やす、では、レストランをシナモロールカフェしてしまおうか。例えば区役所の隣には、リボンがあります。今、あそこに家具などの物を置いてということではなくて、清掃事務所で家具を直したりしているのであれば、もう今、メルカリとかあるわけで、窓口だけあって、あのスペースをシナモロールカフェして、例えばそこに劇団四季に来た人がここまで歩いてこっちに来てもらう、こういう発想を持っていく、人の流れを変える、こういうことを私は考えるべきだったのだろうと。今回は、スクエア荏原でいいけれども、そういう発想をぜひしていただきたい。そういう発想もあったのか、それから、今後もそういう発想で人の流れを変えていくということも考えていくのか、ここだけ最後にお聞きしたいと思います。

○柏原企画調整課長　スクエア荏原の部分に関しましては、種々条件がもろもろあったというところでございます。

人の流れというところでございます。これは委員おっしゃるとおりでございますして、そういった流れを政策的といいますか、戦略的にといいますか、考えてつくるといのは、これは今後にぎわいという観点では非常に重要なポイントであると思っておりますので、シナモロールだけではなくて、いろいろな観点の中でそういった発想を持ちながら施策を進めたいというふうに思っております。

○大沢委員長　次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員　よろしくお願ひいたします。

これは64ページの使用料及び手数料か、それとも144ページの雑入なのか、どこに入るかちょっとあれなのですが、健康センターの利用料金と指定管理に伴う区への還元金というのでしょうか、それに関してと、それからもう1つは、75ページ、総務手数料の住民票等の証明発行にかかわって、目黒のサービスコーナーについてお尋ねします。

先に健康センターですけれども、歳出のほうの話になってしまいますが、指定管理料が9,500万円で、利用料金収入見込額が2億3,026万円、指定管理料は九千数百万円でずっと推移していて、平成28年度は9,900万円、利用料金収入が2億400万円余となっております。これは平成21年度から指定管理の運営委託をしてから年数がたつて、このような金額になっているのですが、この利用料金収入というのがありますが、それがこちらの指定管理者との話し合いで、どのような形で区に戻ってきているのか。そして、今言った算定方法、数年間の金額はどれぐらいか、それはこの予算書のどこに入るのかということをお尋ねします。

○川島健康課長　健康センターの利用料金収入のお話でございます。まず、ここ数年の還元金の推移からお話しさせていただきますと、平成26年度が760万4,296円、平成27年度が970万5,652円という推移となっております。今回のどこにお金が入るのかというようなところですが、雑入ということで、予算書の153ページの28節、雑入というところに入るという形になってございます。

還元金の決め方ですけれども、ざっくり言いますと、利用料金収入の20%ということでお話しております。当初の協定の中で話し合いに基づきまして、この金額の設定をして、それから毎年毎年の収入が決まった段階で、また再度、協定を締結した上で、その金額が確定し、お金が区に返ってくるような仕組みをつくっているものでございます。

○高橋（し）委員　　今、平成26年が760万円、平成27年が970万円、平成28年度が伺えなかったのですが、利用料金収入の20%ということでしたが、以前のお話ですと、利用料金の金額でラインを決めておいて、例えば1億5,000万円だとすると、それを越えた部分の20%とか、何%で、当初は200万円ぐらいしかなかったのだと思います。それが今お話しあったように、900万円、1,000万円近いということは、ただ、収入の20%という、もっと多くなると思うのですが、その算定の方法は、料金が出てから幾ら還元するかということを決めるというお話ですが、今度どうなるかということをおらかじめ決めないで、収入料金が出てから決めるのですか。そこがちょっとあれで、ここ数年見直しているのですかということもお尋ねします。

○川島健康課長　　失礼いたしました。今委員がおっしゃったとおり、収入額から見込額を引いた部分ということで見込額が1億6,700万円、これは最初に決めたものですけれども、収入からこの見込額を引いた部分の2割が区の還元金になるという計算でございます。

○高橋（し）委員　　ここの指定管理は住友不動産等の共同体がやっていて、利用者が大変多くて施設内が混雑し、入場制限をしなければいけないぐらいということで、非常に人気があり、企業の努力がさがされていて、指定管理を運営委託しているものでは非常に成功していて、それでさまざまな講座も行っていて、利用者の方々も増えているとお聞きしています。指定管理の運営委託の成功している例だと思います。

さらに還元金がこのように1,000万円近く入ってくるということに関しても、区の歳入を増やす非常に効果的な施策であると思います。これまでのこちらの指定管理運営委託としての評価と、このような形式、つまり、利用料金、水族館はまた違った形式なのかもしれませんが、このようないわゆる歳入を生むような指定管理の仕組みに関するお考えをお願いします。

○柏原企画調整課長　　指定管理全般にかかわるお話であろうかと思います。指定管理が入る目的といいますのは、サービスの向上もありますけれども、民間事業者の努力によって、効率的、効果的な運営ができるというところで、今おっしゃっていただいた歳入の部分でも効果が出るといったところがやはり大きい部分であると思います。ですので、こういった形での指定管理のあり方というのは、進めていくべきであると思っておりますし、そういった事業の内容によっては、なかなかそういうものが生みづらい事業の施設の中にはありますけれども、そういった効果が望めるようなところについては、どういった事業者に入っていただくかということも含めて考えていきたいと思っております。

水族館は指定管理とは別の考え方を持っています、違う形態ですので、これはこれで効果的、効率的な運営というところでは、別の考え方もあっていきたいというふうに思っております。

○高橋（し）委員　　健康センターについては2つのところでこのような形で進められているのは大変よいことだと思っております。

それでは、サービスコーナーのほうに移りまして、目黒のサービスコーナーが大井町、武蔵小山に続いて民間委託ということなのですが、期待される成果、それと、また逆にこういった課題を克服しながら進めていかなければいけないのではないかと、その点についてお尋ねいたします。

○堤坂戸籍住民課長　　目黒サービスコーナーにつきましては、大井町、武蔵小山に次ぐ第3のサービスコーナーということで、4月7日にオープンを予定しております。運用形態でございますけれども、大井町は今年度から委託を開始しておりますけれども、武蔵小山は今のところ直営でやっております。目黒サービスコーナーについては、大井町と同様の委託で運営を行う予定でございます。

期待される成果としましては、周辺の人口は約1万人強ぐらいということで、武蔵小山の利用件数、

これが戸籍、住民票、印鑑証明を合わせて約1万9,000件ぐらいあるのですが、それを目指しているということと、あと、図書の取次ぎもやってございまして、図書が武蔵小山については3万件程度ありますので、それを目指しているというところでございます。

若干課題というか、懸念されるところでございますけれども、ちょうど区界で図書の取次ぎサービスがどんどん利用されるのは結構なことなのですが、品川区以外の方、目黒区とか港区の方の利用があまり増え過ぎてしまうと、どうなのかという心配がございまして。

○高橋（し）委員 期待される成果というのは、サービスの向上や直営で行うことへの経費の削減という、そういったところの観点でお話しいただきたいのですが、その2点についてはいかがでしょうか。

○堤坂戸籍住民課長 もちろん接遇の向上、あと、コスト減ということでございまして、職員を以前の大井町ですと10人以上雇用していたのですが、それが約半分程度で済むのではないかとということで、サービスコーナーだけではなくて、戸籍住民課全体のコスト減につながると期待しております。

○高橋（し）委員 サービスコーナーは区全体の窓口でもありますから、大井町も含め、サービス向上と経費節減について、このまま進めていただければと思います。

ほかの分野においても、このような民間委託についてはさまざまな課題を検討しながら進めていただきたいと思います。

○大沢委員長 次に、若林委員。

○若林委員 95ページ、また125ページの空き家等対策事業についてと、時間があれば同じ95ページ等の建設型区民住宅についてもお聞きします。

まず、質問に入ります前に、平成30年4月から新しい公会計制度、いわゆる複式簿記の発生主義による新しい制度がいよいよ始まるということで、またそれに合わせて、今回いろいろ工夫を、特に明日からの歳出の審議に当たっての1課1目に合わせた新しい予算書の作成とか、しっかりとこういうものを私たちはツールとして活用させていただきたいと思います。また、資産のストックでありますとか、区民への説明責任、また議会の審査の充実につながるように、私も取り組んでまいりたいと思います。

そこで、導入に当たりましては、これから日々の仕分けが始まってまいると思います。職員の皆様には、大変にご負担をおかけすることになると思いますけれども、何とぞよろしくお願ひしますということと、今回の導入に当たりましては、会計知識でありますとか、また、日々の処理を正確に行うことが必要であるというふうに思っておりますので、4月からの作業に皆様どのように取り組んでいかれるのかお聞きしたいと思います。

○齋藤会計管理者 4月に向けまして、今、3回ほど研修を行っております。歳入、歳出、日々仕分けに当たってのパソコンの操作研修です。日々、管理職も含めて、延べで800人近い職員が研修に携わっておりまして、実際にパソコンを使って間違いのないようにきちんと対応できるようにということで取り組んでいるところでございます。

○若林委員 何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、空き家等対策事業ですけれども、まずは平成28年度から空き家相談会、これは年に2回ですか、それから電話相談が毎週の月・水・金と午前中に行われております。こういう中で、区民等からのご相談でどのような内容があるかをお聞きしたいと思います。

またあわせて、昨年の決算でもお聞きしましたが、平成29年度、今年度、空き家対策等の計画策定をする予定というふうになっております。考え方は昨年の決算特別委員会の中で、いわゆるこれまでの区の取り組みを区民の皆様にご紹介する、わかりやすくつくるということで、特段の実効性を伴う

ものではないというふうなご答弁がありましたけれども、考え方も含めてこの策定の現況についてお聞きしたいと思います。

○長尾住宅課長 空き家ホットラインにつきましては、日常的に空き家ホットラインのほうには電話相談も入っております、空き家の所有者の方からの除却や活用に関してのご相談、具体的に言いますと、どういったところに相談すればいいかというような、最初の入り口のところでのご相談などもあります。また、空き家の近隣に住まわれている方から近くの空き家がこういう状態なので困っているのだけれども、どこに相談すればいいとか、所有者の方に伝えてほしいであるとか、そういったようなお問い合わせをいただいているところです。

そういったところにつきましては、空き家の所有者の方に対して、区のほうから適切な管理をお願いしますということで通知文を送らせていただきまして、適正な管理を促しているところでございます。

対策計画につきましては、現在、作成を進めているところでございます。現行のこれまで中心に行っておりました空き家に関する調査の内容でありますとか、あと、先ほど申しましたホットラインでの相談の窓口のお話などをまとめるとともに、これから取りまとめを進めていくところでございます。

○若林委員 今の計画の内容は、その大きな2つをもって、いわゆる空き家等対策の計画といわれるのでしょうか。もうちょっと内容を、私のほうで去年のご答弁を紹介しましたので、不足があればつけ加えてください。

○長尾住宅課長 空き家等対策につきましては、空家対策特別措置法に基づきまして、計画の中で定める項目が指定されております。その中でどういった地域を空き家の対策を進めるエリアとして指定するのか、また、その計画の実施年数についてであるとか、あとは、大きなところで言いますと、空き家の適正な管理に関しての施策、空き家の活用に関しての施策といったものもまとめることになっております。また、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、空き家の自治体の中での、品川区の中での空き家の実態、特徴のような部分に関してもまとめるような内容となっております。

○若林委員 そこで、午前中にこれは所管が違いますけれども、いわゆる生活支援付住まい確保事業というものが高齢者地域支援課のほうで立ち上げられて、新妻委員のほうからも質疑がありました。これによって、いわゆる居住支援協議会のお話になってまいりますけれども、居住支援サービスというものがソフト的に整えられるということが1つ大きな特徴だと思います。それから、今の質疑にあった相談体制は、既に整っているという認識であります。

あと、残るのが、居住支援協議会の設立、これは対策計画に大きな項目として1つ入れ込んでいただきたいという部分ですけれども、やはり住宅確保でありますとか、情報提供の仕組みということがまだ足りない、不足しているというところだと思います。

もう1つ、居住支援団体、これは東京都のほうで指定をするというふうに法的に決まっていますけれども、こういった都の指定も受けなければいけないという、まだまだそういう意味では、これまでのご答弁どおり、なかなか居住支援協議会の立ち上げには壁が厚いというか、高いというか、国のほうでは平成32年度を目標に100%の自治体での立ち上げを掲げていて、一方、一昨年、決算特別委員会では、住宅課長から、国よりも早く平成30年度に立ち上げたいというような意向もある中で、居住支援協議会についていくつか課題があって、立ち上げがなかなかできないという状況がありますけれども、改めて何が協議会設立のネックでありますとか、課題になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○長尾住宅課長 居住支援協議会に関してのご質問です。来年度の事業の中で高齢者地域支援課のほ

うで行う事業も、実質的にはそういった住宅確保要配慮者に当たる高齢者の方に対しての支援になっていると考えております。

東京都のほうでも住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の案につきましては、2月の中旬ごろにパブリックコメントも行ってございまして、年度内での策定に向けて進めているというふうに確認しております。

そういった国や都の動きなども含めて、効果的な品川区版の住宅確保要配慮者に対する支援体制というところを構築していきたいというふうに考えておりますが、既存の事業などもいろいろ既にやっているものもございますので、そういったところとのバランスも見ながら、協議会については今後も研究してまいりたいと考えております。

○若林委員 取り組んでいくということで、先ほどご紹介したいいわゆる残る2つ、3つの大きな課題をどうやって乗り越えていくのかということの、課題があるわけですから、指摘をしたわけですので、そこについてのご答弁をお願いします。

[時間切れにより答弁なし]

○大沢委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 77ページの個人番号カード再交付手数料に関連して、それから12ページのオリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事に関連して、それから141ページの社会福祉法人貸付金返還金に関連して質問します。

まずは個人番号カードのほうですけれども、これは去年も質問しました。国のホームページによれば、公平公正な社会実現云々かんぬんで、全国民が対象であるということ。品川区の場合、平成29年度決算では、交付枚数が平成29年8月末で4万7,000余と聞いた記憶があるのですが、そうすると、38万人の区民に対して非常に少ないのではないかとことを思って指摘をさせていただいて、改めてこういう国の大きな動きがあるわけだから、そのことに対して品川区の考え方と、これからの取り組みの方向性を教えてください。お願いいたします。

○堤坂戸籍住民課長 マイナンバーカードの交付状況について、まずお知らせいたしますけれども、現在、約5万2,000万を交付しております。今年度に入ってから交付のペースがちよっと落ちてきたような傾向がありますので、来年度以降、さらに区民の方に便利さをPRすることと、今、交付時来庁方式という、カードを受け取るときに区役所にお越しいただく方式をとっているのですが、それに加えて、申請時来庁方式ということで、申請するとき一旦区役所に来ていただいて、交付の準備ができた段階ではご本人のご自宅宛てに本人限定郵便という形でお送りするという形で、交付を受けやすいような形をとろうと思っております。

それから、マルチコピー機の端末体験セミナーというのを何回か開催しまして、コンビニで設置しておりますマルチコピー機がいかに使いやすいかということもPRして、マイナンバーカードの普及につなげたいと考えてございます。

○伊藤委員 それも正しいことですが、私は逆に、例えば確定申告でもこれを使うし、いろいろなところでもこの個人番号カードのマイナンバーが使われているわけではないですか。だから、それを逆に取得をしていかないと、いろいろなものでデメリットが出てくるということのほうはこれからは多くなってくるのは確かなことだから、むしろそういうことを強調したほうがいいのではないかと、思いさえするのです。だって、国はあくまで公平公正な社会実現、利便性向上のためにやるというわけだから、おそらくこの目標は変えないでしょうから、そうなってくると、必ず全ての国民の方々がこの

カードを持っていくことが前提としてあるわけだから、やっぱり今までの取り組みからではなくて、さらにそういう国の方向性を確認した上で、積極的な取り組みをしていかないと、38万、39万人の区民に対して、このカードの普及が進んでいかないと思うので、改めて方向性をどうお考えかお聞かせください。お願いいたします。

○堤坂戸籍住民課長 マイナンバーカードの個人番号が情報漏洩ということにつながらないように、安全なカードですということをあわせて十分PRしてまいります。

○伊藤委員 ぜひよろしくお願いいたします。

オリンピック関連のことです。これは私も何回か質問させていただいたので、大井競馬場入り口から大井ふ頭中央海浜公園、それからホッケー会場までの無電柱化、これはぜひ進めてくださいということをお願いしているのですが、やはり立会川駅周辺が抜けているのです。なぜ無電柱化できないかということは過去に説明を聞いたのであれなのですけれども、あくまで大井ふ頭中央海浜公園に最も近い鉄道駅は立会川であります。だから、そこからのアクセス、そこからのルートについても、やっぱり配慮していくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○多並道路課長 私からは、オリンピック・パラリンピック周辺の無電柱化についてお答えさせていただきます。

今の委員のご指摘のような形で、当時、オリンピックの無電柱化の事業範囲ということで、国道のところから、またオリンピックの会場になります大井ふ頭中央海浜公園までの無電柱化のスキームということで、全体的にどこまでがオリンピックの開催までに間に合うか、いろいろと検証させていただきました。その中で、会場のほうはもちろんやらなければいけないもので、オリンピック会場から大井競馬場の今のご指摘あったような交差点までの無電柱化ということで、工区も2工区に分けて同時施工で行うことで何とか間に合うということが判明しまして、それで計画としては、大井競馬場の交差点から会場までのスキームということでやらせていただきました。

ただ、今、委員のご指摘がありましたような、それ以降の立会川駅までのルートにつきましても、自転車の推奨ルートにも当たっていることもありますので、そのような道路整備における道路維持工事の中で、自転車レーンの整備、歩きやすいような整備、または使いやすいような整備は一緒にやっというところがございます。

○伊藤委員 ホッケー会場までのアクセスがメインになってくるのでしょうかけれども、やっぱりオリンピックがそこで行われるわけですから、無電柱化はもちろんやっていただきたいし、立会川駅近辺の方々からは、やっぱり自分たちの駅のところから会場周辺までのアクセスをぜひ確保してほしいと、たくさん話を聞いているわけです。だから、もちろん看板設置なり、さまざまなことをこれからソフト、ハードやっていくのでしょうかけれども、改めてこの立会川駅から大井ふ頭中央海浜公園までの間のアクセス、道路整備、それから案内看板の設置等、さまざまな検討をして、ぜひ2020年に間に合うようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○多並道路課長 整備の考え方でございますが、立会川駅の近くの浜川橋のちょうど補修工事が入ることで、来年度予算計上をさせていただいております。その補修工事をやりながら、前後の舗装の修復もやっというところがございます。また、それ以外も、そのルートということで、いろいろ点検させていただいて、よりよい形の維持はしていきたいと思っております。

○伊藤委員 改めてよろしくお願いいたします。

それから、社会福祉法人に、これは関連してありますけれども、先日、自民党で長野の社会福祉法

人を視察してまいりました。今、社会福祉法人のICT化は、厚生労働省が非常に積極的でありまして、2018年に現場スタッフの報告を電子化、そして2020年に全面展開を目指すということが厚生労働省の方向性であるとわかりました。自民党で視察をした長野の社会福祉法人では、介護ロボットを導入して、入所者の睡眠リズム、それから1日の体の動きが非常にはっきりとわかったということです。その結果として、当初、認知症だと思っていた方、昼夜逆転したとされている方に対して、つまりは、昼間起きるように指導していたのが、実はその本人にとっては、かえって負担になっていたということがわかって、介護の計画を見直しをして、結果としてその方の心身の状況も改善してきたし、介護の費用も減らすことができたということを勉強してきました。もちろん初期費用等はさまざまあるかもしれませんが、この社会福祉法人では、個々の入居者のデータをきっちり把握をした上で、さらにそのデータを集約した上で、全ての方々のそれを見ていく。そういうシステムを構築しているのを勉強してきたわけでありますから、これはぜひ品川区の社会福祉法人の中でも展開をしていていただきたいと思うのですが、まずは品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○寺嶋高齢者福祉課長 現在、品川区で各法人のICT化に関する取り組みといたしましては、まず、例えば居室に利用者、ご家族の同意に基づいてセンサーを設置しまして、それをスマートフォンにデータが飛んできて、そういったものを活用して安否の確認、それから状況の把握をする。それからあと、職員の出退勤もそういったもので管理ができる、こういったものに取り組んでいる事業者があります。そのほか、介護ロボットというご指摘もありましたけれども、今、品川区でテスト的に導入しています介護ロボットは、今、委員のご指摘のあったような内容のものではなくて、介護の作業の負担を軽減するような装着型ロボットというもので、若干趣旨が違っているものです。3年間のテスト導入の2年目が今終わっているといった状況でございます。

いずれにいたしましても、ICT化につきましては、全国的にも注目されておまして、品川区も他の自治体の例等も参考にしながら、鋭意情報収集に努めているところで、今後の検討課題の1つということで認識しているところでございます。

○伊藤委員 私たちが視察をしてきた社会福祉法人では、個々人のデータを完璧に管理して、さまざまな職種の方々が、例えば医師であったり、介護福祉士であったり、歯科医師であったり、理学療法士など、さまざまな職種の方々がそのデータを見て、改めてその方に対する個人のケアプランを作成して、トータルの介護費が下がったということを勉強してきたのです。だから、これからは間違いなく高齢者の数が増えていくわけであって、そこにICT化の導入を図ることによって、総体的に個々のサービスが向上していくということ。同時に、介護のサービスにかかる費用も下がっていくということ。多くの方々がそれにかかわることによって、さまざまな知恵が出てくるということを実際に勉強してきました。ぜひこういうものを区が主導権をもって、品川区内の社会福祉法人等々に導入をしていただいて、これからさらに進む超高齢化社会の中で、介護保険の財源をきちんと確保しながらも運営をしっかりとっていくためには、このICT化は避けて通れない。だから、今の検討する方向は正しいのだけれども、もっとより主体的に具体的に、国の方向性をつかみながら品川区がリードをとっていきべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 これは民生費の款の中でのお話にもなってくるのですけれども、来年度、データ分析の費用として1,100万円ほど計上させていただいている、ICTに向けてデータ分析をやるという、そういった事業も検討しているものがあります。今、委員からいただいた貴重なご意見のもとに、ICT化に向けては鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○伊藤委員 それからもう1つ、社会福祉法人で勉強になったことが看取りの話です。ここで言うのがあれかもしれませんが、質問の流れで聞かせていただきますけれども、やっぱり最終的に社会福祉法人の中で看取りをしてきたことがあって、もちろん医師やさまざまな専門の方が相当深くかかわって個人の最期の看取りをしてきたということを勉強してきました。誰でも最期はそれを迎えるわけであって、これも新しい課題なのかもしれません。例えば、今までは病院やさまざまな入院施設等で最期を迎える方が多かったのでしょうかけれども、こういう高齢者施設等の中で最期は多くの方々に見守られながら安らかな看取りをしていくというか、そういうことをこの社会福祉法人でも展開してきて、ある全国的な賞をいただいたことも勉強してきました。だから、次の大きな課題なのかもしれないけれども、今までの看取りの考え方は、病院で最期を迎えるというものだった。これももちろんあるでしょうけれども、できれば最期の看取りの部分については、社会福祉法人の中では、円満な形で、さまざまなことはもちろん簡単にはいかないことはわかってはいるのだけれども、でも、個人の最期のところは、やっぱりさまざまな専門者が合同ですばらしい形で送ってあげたほうがいいと思うのですが、品川区のお考えをお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 看取りの介護につきましては、品川区内の各法人とも、今、大変力を入れて取り組んでいるところでございます。委員ご指摘のとおり、病院ではなく、例えば施設で看取られる場合、それから在宅で看取られる場合、その場合、ケアマネジャーとしてどういう心構えが必要か、どういうケアが必要かということにつきましては、各法人、今現在、かなり力を入れて取り組んでいるというふうに報告を受けております。これからもその部分につきましては、しっかり取り組んでいくというふうに聞いているところでございます。

○大沢委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 89ページ、シティプロモーションについてお聞きしたいと思います。

我々も地方も、それぞれシティプロモーション事業を各自治体でやっております。さまざまな事業をやっておりますが、そもそもシティプロモーションの始まった理由は何ですか。教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長 シティプロモーションが始まったときのお話でございます。今までも答弁はあったと思うのですが、将来的に人口減少の社会がやってくる。そのときにそれぞれの自治体で都市間競争のような、そのときに定住人口の確保というような形で、住み続けていただきたい、あるいは訪れていただきたい、住んでみたいというふうに思っていたきたいというところで、そういう方々を増やしていきたいということで始めた事業でございます。

○須貝委員 今、人口減少に伴って、人を誘致したり、また、生き残れる自治体ということもあるのでしょうか。さまざま観光事業をやったり、企業の誘致をしたりやっております。もちろんその中には、人口だけではなくて、減少する税収に対しても何とか抑制しようという努力も視察に行つて聞いております。その一方で、品川区は人口も税収も増えていきます。これに対してどのような分析をしていますか。もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○木村報道・プロモーション担当課長 委員のご指摘のあったような形で、今は伸びてきているところではあると思います。ただ、これがずっとそのままこの先もという部分では、実際には人口はそのままずっと右肩上がりでは上がってくる、あるいは税収も右肩上がりではこれからもずっと上がっていくという保証はございません。これから全国的なそういう流れの中で、そういうところも見据えた形で、ある程度、基盤といいますか、愛着を持ってこのまま住み続けていただきたいというような、そういう活動でございます。

○須貝委員 我々も地方、さまざまなところを視察して回っております。その中で、やはり人が減っている、企業も減っている、そしてさまざまな事業も衰退をしているという状況を視察で目の当たりにしてまいりました。ただ、今、ご存じのとおり、大企業またはほかの企業が都心に集積して、人口も、勤労者もどんどん集まっている。その中で、今、ご存じのとおり、鉄道、例えば大崎駅もそうですが、通勤通学時間帯は本当に各沿線が渋滞です。このような状況にあるというのは、やっぱりこの地域、鉄道も、車の通る交通網もしっかりしている。そのような状況にあるわけですから、今、課長がおっしゃったような、今後、心配だ、それはどこと比較して心配と言うのでしょうか。今この状況で23区、ますます人口が増え続け、ましてここに都心一極集中している状況ですから、人口や税収が増え続けている品川区にとっては、このシティプロモーションの役割は終わっているのではないのでしょうか。また、自治体間競争、各自治体で200から300の自治体がシティプロモーション事業をやっています。シティプロモーション事業をこんな競争の中でやって、地方は大変だからやるのはわかります。なぜこの品川区で、この事業を続けなければいけないのか、ご見解をお聞かせください。

○木村報道・プロモーション担当課長 委員のご指摘の部分もあると思います。ただ、私たちといたしましては、オリンピック・パラリンピックに向けた、先ほどのにぎわいの創出という部分、それから、リニアが品川駅が始発駅になるという部分、そういうことを契機にいたしまして、これからどんどんにぎわいを求めてやっていこうというところでございます。確かに定住人口も必要でしょうけれども、実際に訪れていただく、品川区のよさをもっと知っていただく、区外の方に知っていただく、魅力を発信していくというような形の動きはこれからも続けてまいりたいと思います。

実際に大田区もこれからシティプロモーションを始めていこうという動きがあります。私たちも一生懸命これからやっていきたいというふうに思っております。

○須貝委員 これだけ年々税収が増えて、人口も増え続けています。これは先ほど課長がおっしゃいました。一方で地方は、人口減少、税収不足、そしてさまざまな産業が大変であります。その中において、この品川区は、事業費をかけて、そして人件費もかけてやる必要があるのですか。もう完結してしまいましたよね。税収は増えて、人も増えて、増え続け過ぎているのではないですか。この中でこのまま続けていくというのは、何か矛盾していると思うのですが、そして、実際、ふるさと納税による特別区民税の減収額は、今年度で累計で30億円にもなるなど、税金の消失額は増え続けています。このとき品川区は他の自治体との返礼品競争はしないと断言しています。ならば、シティプロモーション事業による他の地方自治体とのアピール競争も私はやめるべきだと思うのですが、それはどう思いますか。

○中山企画部長 課長の説明にもあったわけですが、まずは外に向けて品川の魅力を発信するという面がありますけれども、内外、これは品川の魅力を外にも発信するし、区民の方にしっかりと品川の魅力を伝え愛着を持っていただく。こういう面の中で言えば、区民の方がしっかりと品川に住み続けてもらう。こういうことによって、ある意味では定住人口も確保され、魅力も増し、それがひいては税収につながっているということでございますので、今の時点で転入が多いからやらないという理屈にもなりませんし、あくまでも発信をするということと同時に、これを通じてまた品川にある魅力を磨き、区民自身にも育ててもらい、こういう面もございますので、これについては品川の魅力発信を、これからの時期も含め、オリンピック・パラリンピックに向けてもしっかりとやっていく時期だと、このように考えているものでございます。

○須貝委員 部長、十分魅力があるから来ているのではないですか。品川区に住んで、住宅もきちんと供給しています。大型の高層マンション、そういうところも全部供給が間に合って、交通網がこれだ

け立派に整っているから人が集まるのでしょうか。発信しなくても来ているのではないですか。今の答弁はおかしくありませんか。それをしなくても人がなぜ集まるか、先ほど、23区はこの場所がそもそも、交通網を含めて生活環境がいいわけです。今、魅力を地方に発信する。それが、区民のためになるのですか。区民は何を望んでいるのですか。

○大沢委員長 須貝委員、質問をお願いします。

○須貝委員 区民のためになるのですか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。私は、これだけもう品川区は、立派なものを持っているのだから、地方自治体とのアピール競争はするべきではないと思うし、また、区民にとってどれだけ役立っているかということをもう一度教えてください。

○中山企画部長 品川の魅力というものは、一朝一夕にできたわけではございません。品川区の施策も、それはある意味では魅力の1つとして、子育てしかり、教育しかり、こういうものをしっかりやっていき、これをわかりやすく伝えていく、こういうものもシティプロモーションの1つだと思います。そういうものの総合的な積み重ねが現在に至る品川の魅力につながり、転入増、あるいは定住率が高まっている、9割以上に方に住み続けたいと思っていただく、こういうものにつながっているわけですので、そういうものの延長線上にシティプロモーションはあるもの、このように認識しているものでございます。

○大沢委員長 次に、石田しんご委員。

○石田(し)委員 よろしくをお願いします。

私からは、まず65ページの八潮北公園スケートボード場について、それと117ページ、地域自殺対策強化交付金についてお伺いします。

まず初めに、八潮北公園スケートボード場ですが、まず、利用時間についてお伺いしたいのですが、小学生以下は18歳以上のつき添いが必要というふうに明記されているのですけれども、時間帯が書いていないので、小・中学生の利用時間についてお知らせください。

それと、このスケートボード場におけるネーミングライツの活用について改めてお考えをお聞かせください。

それと、週末に教室等を開かれるという話もあったのですが、このスケートボード場が普段使われているときのいわゆる監視員みたいなものがどのようになっているのか。できたら指導員と監視員について、どのようになっているかお知らせください。

それと、イベント開催について、例えばこのスケートボード場を使ってのイベントを考えられているのかお聞かせください。

また、この公園の近隣のところは、一步入ると、高速道路が近かったり、その付近の国道等もあったりして、今までなかった事故等が想定されると思うのですが、その辺の近隣の安全対策について、特にこのスケートボード場をご利用になられる方々の安全対策について、どのようにやられているのかお答えください。

○池田スポーツ推進課長 八潮スケートボード場でございますけれども、利用時間でございます。利用時間につきましては、午前9時から午後9時まででございます。最終の入場時間につきましては午後8時15分ということになってございます。

委員からご指摘がありましたように、小学生以下のお子様につきましては保護者同伴で、18歳以上の方がつき添うということになってございまして、特に時間については何時までということは設けてはございません。中学生につきましては、最初に保護者の方の同意書を出していただいて、お一人でご利

用するというようなことになっているところでございます。

また、教室についてでございます。現在、教室につきましては、公園を運営している委託業者のほうでお願いしているところでございますけれども、今後も定期的な教室を開催する予定ではございませんけれども、この後の部分についてのどのような拡大をしていくかというところについては、委託業者と私どもで検討を進めているところでございます。

○溝口公園課長 まず、公園に関しますネーミングライツの考えでございます。先ほども答弁しましたように、ネーミングライツはさまざまところで先行している事例があります。ただ、先行事例として、やはり企業としてPRが十分できるようなところについて導入しているというところがありますので、ネーミングライツについては、今後、ほかのトイレとか公園を含めて研究・検討していきたいというふうに考えているものでございます。

あと、公園の監視体制でございます。八潮北公園のスケートボード場につきましては、監視カメラを設置して、管理事務所のほうでその映像を見ながら安全管理に努めてきているものでございます。

また、周辺の安全対策ですけれども、やはり移動するのにスケートボードを道路上で乗られたりとか、そういったものについての注意喚起は、利用登録のときにもしておりますし、公園内にも注意喚起の看板等を張らせていただいて、安全管理に努めているものでございます。

○大沢委員長 もう1点、スケートボードを使ってのイベントについてのお考えを、先ほど、委員は聞いていらっしゃったと思うのですが、その部分についてのご答弁をお願いします。

○溝口公園課長 現在、スケートボード教室という形で会場を使わせていただいております。今後どういう形でイベントができるのかというものについては、スポーツ振興を含めてどういう形でとれるのかは研究していきたいと考えているところでございます。

○石田（し）委員 利用時間なのですが、それはスケートボード場の利用時間であって、その利用時間帯は、中学生も夜9時まで保護者なしで使うことができるのかどうか、その辺を改めてお聞かせください。

ネーミングライツですけれども、先ほど、ほかの委員からもありましたが、場所や施設が適切なのか検討中だと、これはもうずっと検討しているわけです。このスケートボード場は、まさにそういった意味では専門的な企業とコラボレーションをしてできる施設かなど。これをトイレとかと一緒に検討するなどというのは、私はおかしいと思っていて、こういうところだからこそ、企業もスケートボード関連の企業に関しては何らかのメリットを生み出すことができるから、もしかしたら声をかけに行ったら、では、やってみましょうという話になるのかと思うので、こういったところでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

例えば、ステッカーや遊具などの提供からまずスタートさせるだけでも、大きい額で、例えば1,000万円のネーミングライツをしてくれではなくて、例えばそういった小さいところからでも始めていくというのが必要なかと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

例えばそういった企業と連携をして、なかなか飲食をするところがないと思うので、夜9時までスケートボードをやっていたらおながすいてしまいますね。そういったときには、にぎわいも含めて、いわゆるキッチンカーとかのような飲食店の出店とかも考えていただけると、非常ににぎわいも創出できるかと思っておりますので、その点も改めてお考えをお聞かせください。

地域自殺対策強化交付金についてですが、いわゆる自殺総合対策の中で、対策の大綱も今年の7月ですか、閣議決定がされ、また、全ての都道府県および市町村に対して、対策の計画を策定するようにと

ということになりました。品川区では、現在、さまざま取り組まれていると思うのですが、まず初めに、品川区の自殺対策計画について、どのように進めていくのかお知らせください。

また、今月は自殺対策強化月間であり、また9月にも対策強化週間があるのですが、この月間と週間の取り組みについて、どのようにやられているのかお知らせください。

そして、こういったときに、どのように広報をされて区民の皆様には周知をされているのかお聞かせください。

それから、子どもたちのことを考えると、学校、教育委員会との連携も必要になってくるのかと思うのですが、その連携がどのようになっているのかお知らせください。

○池田スポーツ推進課長 先ほどの中学生に対する時間の制限でございますけれども、特に時間の制限は設けてございませんので、中学生であっても9時までの利用は可能ということでやってございます。

また、利用に当たりまして、実際に保護者が来られて利用されている方につきましては、様子を見ておりますと、スケートボード場の横にシートを敷きながら家族でそこでおやつを食べたり、軽く軽食をとったりというようなことで楽しんでいる様子が見られてございます。ですので、特にキッチンカーということにつきましては、こちらのほうでは考えていないところでございます。

○溝口公園課長 ネーミングライツの関係でございます。委員のご提案で、ネーミングライツだけでなく、企業と連携した管理、運営、そういったところのあり方も含めてのご提案というふうにご受けとめております。そういった中でいきますと、やはりスケートボード場という特性をしっかりと踏まえた中で、スポーツ用品店ですとか、またスケボーのショップですとか、また協会とかそういったところもいろいろありますので、そういったところも含めて、どういう形で管理運営に資するものができるのか、一緒になって連携してできるのか、そういったところを検討していきたいというふうにご考えているものでございます。

○舟木保健予防課長 自殺対策についてのご質問です。3つ質問がありました。

品川区の自殺対策計画についてですが、こちらにつきましては、今までも死亡小票等を含めてデータの分析等を進めておりましたが、来年度については、具体的に進めるために、準備としてそのところをいろいろと相談してアドバイスを受けるというような形で予算をとっております。平成31年度策定に向けて進めてまいりたいと思っております。

また、3月、今月がちょうど自殺対策強化月間となっておりますが、東京都につきましては、9月についても週間ではなくて月間という形で取り組んでおります。このときについては、ポスターとか、そういうもので相談先等を案内して周知を徹底しているほか、9月については区のほうの取り組みとして、映画の上映会ということで、さらに周知をしているところです。今回3月については、従来の周知のほか、ホームページを新しく作成しているところです。

あと、教育との連携ですが、そちらは若年層への取り組みということで、ここ2年くらい強化しているところなのですが、教育委員会とはSOSカードをつくるということで、また来年度もより対象者を広げて配布する方向で検討をしているところです。

○石田(し)委員 ぜひスケートボード場は、検討ばかりではなくて、一歩踏み出す勇気を持っていただければというふうに思います。

自殺のほうですが、国も東京都も、また品川区もいろいろ取り組まれている、減少傾向にはあるのかというふうに思いますが、一方で、10代の子どもたちだけは増加もしくは横ばいになっている傾向があります。10代が自殺が一番多いといった中では、10代への取り組みというのは、これは欠かせない

いのかなというふうに思いますので、ぜひ学校、教育委員会等と連携を図ってやっていただきたいというふうに思います。

また、教育委員会にはさまざま、いじめ問題のことで、SNS等を活用した取り組みをやるべきだということをずっと提言をしていますが、なかなか重い腰が上がらないのかなと思うので、ぜひ自殺対策のほうで、そういったことを、それこそNPO法人も今幾つかそういったサイトを持ってやられていることもありますので、そういったところと連携をしてでも、ぜひSNSでの窓口は品川区として設置をしていただきたいと強く要望しておきます。

また、広報のやり方ですが、ポスターだったり、横断幕だったり、今まで既存の広報の仕方をされていますが、やっぱり今、いろいろ問題にもなっていますけれども、SNSを使ってSOSを出されている若い子たちも多いわけなので、そういったところをぜひ考えて、SNS等からの発信も行っていただきたいというふうに思います。

また、広報だったり、ホームページだったりではなくて、例えば、エレベーターに皆さん乗ると、上を見ますよね。階数をずっと目で追っていったりするのですが、あそこは若干のスペースがあって、大体の人があそこを見上げるということは、あそこに目線が行くので、あそこに何かSOSを求めている人が見たときに気づくような掲示をすれば、非常に効果があるのかなと。また、たばこを吸う人はわかれると思いますが、喫煙所に1人にいるときに、たばこを吸っているだけではなくて、いろいろ考えごとをしたりしている中で、その時間帯は、その喫煙所の中を見渡したりもするので、そういったいわゆる人間が何かをするときの目線というところを注目していただいて、ぜひそういうところにそういった広報を、その月間だけでも打っていただきたいというふうに思いますので、もう時間がないので、これは提案でとどめますが、ぜひご検討をよろしくをお願いします。

○大沢委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木(ひ)委員 85ページの障害者自立支援給付費について伺いたいと思います。

金子山のグループホームが開設しましたけれども、2016年11月に行われた厚生委員会では、福栄会が得意とする重度知的障害、おおむね愛の手帳2度の方を中心にしていきたいと、かがやき園の入所の方の地域移行にもチャレンジしたいという報告でした。愛の手帳2度の方が何人くらい入所できたのか、また、かがやき園からの地域移行はできたのかについてもお聞かせください。

それから、公平な審査へということで、入居のための選考基準をつくっているということと、要綱をつくっているところだということで、このときにご報告があったのですけれども、それぞれできたのかということについてもお聞かせください。

○中山障害者福祉課長 グループホーム金子山についてのお尋ねでございます。

済みません、愛の手帳の所持の状況を、今、資料で持ち合わせておりません。2度の方が何人入ったかということは、今、わからない状況でございます。

それから、かがやき園からの地域移行ということですが、地域移行された方がお一人いらしたかと思えます。〔3月8日に「生活介護利用者、地域移行者はいない」と答弁訂正あり。〕

それから、入所の調整の基準というところでございますが、今回、金子山については、福栄会が民設民営で建てたということになります。福栄会でも区と相談の上、実際には入所の基準をつくりました。その中では、ご本人の希望、ご家族の希望、それからご家族の、やはり今回、緊急対応というところもありましたので、介護の状況、それから、グループホームになりますので、ご本人様の日中活動の状況、そういったものを総合的に勘案して入所の決定をしたところでございます。

○鈴木（ひ）委員 そのときのご報告では、区も要綱をつくっているところということだったのですけれども、それについてはどうだったでしょうか。

また、重度の方は入られたのかということについても、愛の手帳2度の方が何人かということとはわからなかったとしても、重度の方が何人くらいかわかったら教えてください。

それと、特養ホームなどにしても、選考基準もだんだん公にされて、内容も見直されてきたという経過があります。それから、調整会議の運営要綱もできていますので、私はグループホームも希望者がたくさんいて、全員が入れるという状況ではないので、やはり公平公正な入所調整が必要ではないかと思うのです。そういう点では、要綱や選考基準をつくるということが必要ではないかと思うのですけれども、その点、お聞かせください。

また、つくられるということでしたので、いつごろまでにつくる計画なのかについてもお聞かせください。

それともう1つ、私は、グループホームの需要の把握ということがとても大事なのではないかと思うのですけれども、入所希望者数を何となく把握しているというのではなくて、相談以外の方法でも需要を把握して入所申請を受け付けるということが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、その中に地域移行の希望を、ぜひ区内、区外の入所者が今、281名ということで計画書にも書かれていますけれども、この方にもぜひ意向を確認して、区がグループホームに入りたいという希望がある人がどれくらいいるのかということをもまずは把握していただきたいと思うのですけれども、その点についてもお聞かせください。

特に区外に入られている方は、結構区内の通所に通っていて、ちょっとしたトラブルで通えなくなってしまってひきこもりになって、家ではとても見られるような状況ではなくて施設に入って、北海道の施設に入って、親が会いに行けないですとか、東北の施設に入っているけれども、家族が年をとって会いに行くこともできないという状況の中で、何とか品川に戻りたいという要望もお聞きするところなので、281名の施設入所者の方のうち151名、半分以上が区外だとお聞きしました。品川に戻りたいのに戻れないというのは、親にとっても子どもにとっても本当につらいものがあると思うのです。私、こういう実態は障害者福祉のおくれた実態というのがここにあらわれているのではないかというふうな思いが改めてしているところなのですけれども、そういうところも含めて、需要を把握して、そしてグループホームはいつまでに幾つ作るかということ、区が計画を立てるべきではないかと思うのです。民間を誘導するというのではなくて、区がぜひとも計画を立てて、そして実際にこういう要望にこたえていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

土地がないと計画を立てられないということでは申しましたが、特養ホームでも土地がない土地がないということで、目を皿のようにして探しているけれども、なかなかないということだったので、やっぱり方針を切り替えてから、この間、特養ホームが次々とできているというふうなところもありますので、ぜひそういう立場で計画を持ってつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 幾つかお尋ねいただきました。済みません、もし漏れていたら言ってください。

まず、要綱ということなのですけれども、入所については基準をつくっております。ただ、グループホームはすごく幅が広く、例えば通勤寮のような民間企業に勤めるような方たちが入られているグループホームもあれば、比較的重度の方が入られるグループホームもあるということになりますので、一律

に同じ基準ではいかなかなというふうに考えています。ただ、いずれの基準の中でも、やはりご本人の意向、ご家族の意向、緊急度、日中活動、ここは重要なポイントになってきまして、あとはグループホームによって、その方の状態像をどこまで受け入れが可能かということになってくるかと思います。

今回、重度の方が入られたかどうかということになりますが、たしか生活介護に行かれています方も入られたと記憶しておりますので、そういう意味では、働くということではなく、日中活動として生活介護に行かれた方もいらっしゃるということになります。

それから、グループホームの需要の把握ということになります。今回、金子山については、新しく10床ということになりましたので、公募の形をとらせていただきました。ただ、全体の中で、例えば特養の入所調整のように、年に何回か希望をとったときに、必ずしも入れる場所があるわけでもございませんので、ここは相談の中でグループホームの入所の希望がある方について、空いたところからご紹介などをさせていただいているような状況でございます。

それから、区のグループホームの増設計画というところでは、この間、実施計画上では、民間活用型ということで、毎年2つ分のグループホームの建設の準備はしているところではございます。ただ、区が主導となって区立で建てるという計画は、現在、持ち合わせていないというところではございます。

それから、区外の利用者の方への意向の把握というところになります。区内の入所の方は一度調査をしたことがありまして、やはり入所された方がグループホームですとか、地域移行ということはどう考えられているかということや区内の入所の施設の方に1回アンケートをとったことがあります。地域移行はしてみたい、でも、やはり、入所でなれてしまっていて、地域移行より今の安定した暮らしがしたいというようなご希望が、その中では多かったです。ただ、区外の入所施設に入られている保護者の方からは、やはりお子様と面会をしたい、できるだけ品川に戻ってきてほしいという、そういったようなご意見もいただいています。

一方で、区内の入所と地方の入所の違いといいますか、すごくゆったりとした施設で、環境的にそこで合っている方もいらっしゃいます。ただ、新しくグループホームができたときに、どういうふうにそういう方にも周知して、実際に地域移行のご希望があるかどうかというのは、今後の課題として新しくグループホームができるときのPRの仕方について工夫が必要かなとは考えているところではございます。

○鈴木（ひ）委員 金子山に愛の手帳2度の方が何人入られたかというのは、あとで教えてください。

それから、相談者がつかんでいるということなのではございますけれども、それだと私は抜ける場合があると思うのです。相談者の思いだけでやっているのでは、やっぱり本人の希望というところで、しっかりととっていただきたいと思います。

そして、区外の方なのではございますけれども、やはりきちんと要望をとっていただいて、それに合わせた品川区の計画を立てることが必要なのではないかと思いますので、特に私は区外の方の要望をしっかりと把握していただきたいと思います。

今も民間主導でというふうなことなのではございますけれども、私は、ぜひこの場で林試の森隣の荏原地域に、1つもグループホームも就労支援B型もないというところで、先日も厚生委員会でこのことが議論されたところではございますけれども、ぜひ荏原地域につくっていただきたい、これは行政需要ということであれば、最も高い行政需要の1つではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 2度の方については、また改めてということにさせていただければと思っております。

相談者、計画相談の者では情報がつかみ切れないのではないかなというようなお話がありました。計画

相談の中では、中期目標、長期目標みたいなものも立ててまいりますので、丁寧に相談に乗る中で、今後の生活、在宅から例えばグループホームで自立した生活をしたいというようなところも聞き取っていくように、相談支援のほうと話を詰めていきたいと思っております。

区外の方の要望というところで、ここはどういうふうに区外の方に聞いていくかというのは1つあるかと思うのですが、グループホームの場合は、やはり日中活動の場がないとまずいということがあります。入所施設は比較的日中活動と夜がそれぞれお休みのところが一体的な運営になっておりますが、グループホームは、同じ敷地内のところには通ってはいけないみたいなこともあります。そうしたときに、例えば今、県外の施設に入所されている方が、日中活動の場でどうあるかということもあるので、1つ課題かなと思っております。

荏原地区につきましては、やはりこの間、施設がないというのは福祉計画にも載せておりますので、何とかグループホーム、就労支援B型はつくっていかねばというふうに考えているところでございます。

○柏原企画調整課長 国有地の関係の小山台住宅の部分のところでございます。これは行財政改革特別委員会でもご報告申し上げたところでございますが、こちらについては購入に向けて、今、調整をしているといったところで、使用の用途については、地域のにぎわい、それから防災の強化というところを軸にしながら、そのほか福祉等々のさまざまな行政需要がありますので、そういったところをトータルに考えながら判断していきたいというものでございます。

○鈴木（ひ）委員 ぜひ行政需要が最も強いというところで計画に入れてください。

それから、今年の施政方針の中で、今度できる障害者総合支援施設に対して、区長が、全国的にも類を見ない障害児者総合支援施設ということでは言われたのですがけれども、この全国的にも類を見ないというのは、どういう意味なのかについてお聞かせください。

○中山障害者福祉課長 やはりお子さんから大人までというところが1点あるかと思えます。小さな障害児の方から大人になるまでの支援をしていくこと、それから、やはり地域共生社会の実現というところでは、障害者理解が大事になってくると思えます。併設される美術館ですとか、あるいはパフォーマンススタジオ、こうしたところを使いながら、地域にも広げていけるような、そんな施設になればと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 こういう施設はほかの区もさまざまつくってまして、私も先日、港区の障害保健福祉センターに視察に行っていました。品川よりもかなり規模も大きいというところなのですが、そういう点では、私はここを1カ所だけにしないで、荏原地域からはあそこまで通うのはなかなか厳しいものがありますので、今度できる施設に加えて、私は、荏原第四中学校跡に、ぜひ第2の総合支援施設をつくっていただきたいと要望させていただきまして終わります。

○大沢委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、まず115ページの生活支援付住まい確保事業補助金、それから127ページの学校防犯設備整備補助金、それから143ページの公園復旧費収入、この3点をお聞きしたいと思えます。

まず、生活支援付住まい確保事業ですけれども、午前中、新妻委員、そして若林委員からも質問がありました。私からも質問させていただきたいと思えます。

今回、高齢者の住まい確保について、生活支援も含めて、区がこうしたサポートに乗り出し、支援をしようとするこの姿勢については大変評価をいたします。こうした高齢者の住まいの確保について、私も何人ものご相談を受け、一緒に物件探しもし、そして住まいの後もサポートするというのを何度も

やってきましたので、これが区の制度となったのは大変に評価をいたします。

その一方で、そうした支援のいわゆるソフト面のサポートしていただく一方で、不動産屋に行くと、確かに高齢者が抱える課題として、物件が貸し渋りをされてしまうということと同時に、物件自体がないという状況も見受けられます。そうしたときに、住宅の確保は住居につなげる手続の確保だけではなくて、そもそもの建物、物件、この供給の確保ということも一方で考えていかなければいけないと考えております。そうしたときに、先ほど、居住支援協議会というお話もしましたが、都の住宅供給計画案も示されている中で、賃貸住宅の確保、供給、これについて、やはり各自治体も居住支援協議会を立ち上げ、こうしたことを検討していくことが大事であるというふうにもうたっておりますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長 今回の新規事業を立ち上げる際に、高齢者の相談窓口の中から解決できないお声をお伺いし、昨年、区内の大家、不動産屋を回りまして、実際にお声を聞いてまいりました。実際に空いているところはありますというお声でしたので、全く供給できる物件がないというお答えには至らなかったということでございます。

委員おっしゃられる居住支援協議会につきましては、東京都の居住支援協議会にオブザーバーとして私どもも参加させていただいております。他区の先駆的な動向を見極めながら、今後、検討してまいりたいと思っております。

○こんの委員 少し私の把握している情報と実態が違うようではございますけれども、確かに全くないわけではないと思います。ただ、安価で、いわゆる低廉化された高齢者が望むその物件があるかということ、そこが少ないという認識です。でも、町なかには、空き家、空き室がたくさんある。これが活用されていないというところで、私は、福祉の部分と住宅の部門とやっぱり連携をしていかないと、このことはソフト面でやっていただく大変にありがたい制度だからこそ、それを生かすために供給する物件、そうしたことへの流れをつくるためにも、住宅課を中心とする居住支援協議会が必要であると考えますけれども、いかがでしょうか。

○長尾住宅課長 居住支援協議会につきましては、その立ち上げ等につきましても、国や都の居住支援協議会にかかわる会議体等にも参加し、情報を収集しているところでございます。

ほかの自治体で居住支援協議会を通じた住宅確保要配慮者に向けた支援の事例などもお聞きするところではございますが、なかなか実態として、協議会を通じて要配慮者に向けての住宅供給が進んでいるというようなことを、まだあまり見受けられていないと感じているのが現状でございます。

ただ、個別に丁寧にお話をいろいろな主体の団体等も含めて話を伺う中で、困難な事例を解決しているというところも同時に伺っているところでございます。そういった機能を居住支援協議会も一定果たしているところは認識しております。

○こんの委員 課題というか、ほかの自治体での居住支援協議会の様子もわかりました。この居住支援協議会をなぜこれだけうちの会派がこだわっているかの1つに、いわゆるいろいろな補助金を活用して、そして供給をしていくということがあります。国交省でこの居住支援協議会を立ち上げることによって、低廉な住宅確保ができる補助金も出ております。そうしたことも活用できるでしょうということと同時に、品川区としては、新しい事業として、高齢者地域支援課でこうしたソフト面もしっかり立ち上がるわけですから、そこと連携をしたら、この国交省が出している補助金も使いながら、きちんと手当てができるのではないかと考えるからこそ、そのほかにも理由はありますけれども、居住支援協議会が必要であると、このように思っております。このことについて何かありましたらお願いします。

次に行きます。学校防犯設備整備補助金ですけれども、この補助金は、防犯カメラを設置するものだというふうに理解しております。それと同時に、関連して、学校におけるいわゆる防犯対策、これはそのほかどのように考えていくか、あるいは学校側が、例えば校長先生の裁量で防犯対策をしたい、こうしたことへの対応はどういうふうに考えていくのか教えてください。

○大関教育総合支援センター長 各学校では、地域の方々とも相談をしながら、学校での防犯対策について相談する場面もございます。防犯カメラ等につきましては、警察等関係機関の要請には、柔軟に学校は即対応しておりますが、そのほか地域の方、あるいは警察署の方などをお呼びして防犯教室を子どもたちだけでなく、保護者も対象に開くなど、さまざまな形で検討を進めてまいりますので、今後とも地域ぐるみで学校を中心とした防犯の充実も努めてまいりたいと考えております。

○この委員 今のご答弁のとおりだと思うのです。そのほかに、具体的に、いわゆる学校内で公開授業とかもあると、いくらセキュリティをしっかりして入り口をきちんとしていますと、サポートしてありますか、セキュリティされていますと言っても、学校公開のときには門が開きっ放しですので、出入りは自由です。いろいろな人が入ってきます。そうしたことを考えたときに、その不審者、侵入してくる者を防御する体制にはなかなかない。そうしたことを考えたときに、学校の裁量で何か防犯対策を打ちたいといったときには、どういったことまでできるのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 現状におきましては、今、委員よりご指摘ございましたように、入り口での名札等の確認の徹底ですとか、PTAの協力も得ながら人を配置する等もしておりますが、さらに、例えばさすまた等をもう少し数を増やすですとか、そういった相談がありました際には、教育委員会としても対応を考えてまいりたいと思っております。

○この委員 今、具体的なものが出ました。さすまた、これ、改良されたものが出ておりますので、もし学校裁量で購入ができるのであれば、それをぜひ支援をしてあげていただきたいと思います。教育委員会全体でそろえるというのは非常に難しいと思いますが、学校裁量でできるようお願いしたいと思います。

○大沢委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 140ページの東京臨海高速鉄道株式会社貸付金返還金に関連して、りんかい線について伺うのですが、済みません、数字を少し聞いていきますので、お答えできる範囲でお教えいただければ、確認を含めてお願いしたいのですけれども、りんかい線、毎年毎年ここ数年来、1億8,000万円でしょうか、貸付金が戻っています。これはたしか2009年にりんかい線のほうから貸付金の返済が始まっていて、当初は金額が違ったと思うのですが、この辺、どういう約束になっているのか。実際幾ら貸付をされていて、どういう約束でこれが返還されるのか。もう10年たっていますから、貸付形態によってはそろそろこれも終わってくるのかなと思いますので、この関係を教えていただきたいのと、あと1つ、りんかい線の会社のホームページへ入りますと、品川区は、出資比率1.77%で第3位の株主です。資本金が1,242億7,900万円ですか、東京都が91.32%の品川区が1.77%、ちなみに、JR東日本が2.41%なのですけれども、これを計算すると、おおむね22億円ぐらいになるのかと、掛け算でただこの数字にパーセンテージを入れると、計算が違ったらわからないですが。実際、資本として幾ら入っているのかということ、この貸付とはまた別なのかと思うのですけれども、その辺の関係を知りたい。

これ、実はりんかい線は、授權資本が設定されているのです。授權資本が1,250億円で設定をされていて、これは最初から1,242億円云々と記載されているのがもとの資本金なのか、平

成20年8月8日現在となっているのですけれども、逆にりんかい線は少しずつ伸びていっていますね。その都度、事前に定められた授權資本の中で増資をされていっているのか教えてほしい。要するに、品川区がはじめに出資額を幾ら積んでいたのか、徐々に入れていったのかということをお伺いしていきたいと思いますが、数字なのですけれども、確認できればそこまでお願いいたします。

○中村都市計画課長 まず、りんかい線に対する貸付金でございますけれども、こちらは平成7年度から8回にわたりまして、8年間にわたりまして、平成14年度までの貸付を毎年行っておりまして、その合計額が、現在、36億円ということになってございます。

この返済の方法でございますけれども、まず、平成7年度に貸付をした金額といたしましては3億円でございますが、これが7年間据え置き後に均等の償還をすると、そういった契約になっております。したがって、平成7年度に貸し付けたものの返済は平成15年度から始まっております。同じように平成8年度に貸し付けたものは平成16年度、こういったところで順次7年間の据え置き後に返済をしていただいているということで、そうしますと、返済の始まりました平成15年度は、平成7年度に貸し付けたものだけの返済ということですので金額が少なかったのですが、その後、8年間にわたりまして、順次返済金額が上がっているように見えるというものでございます。

結論から申し上げますと、平成41年度が最終的な返還の期日となっております。平成41年度に2億円を最後に返還していただいて、貸付金は全部完済ということになります。

それから、資本のほうでは、持ち株につきまして、東京都あるいは品川区それぞれパーセンテージをホームページで公開しているところでございますけれども、当然、発行株式の中で買い取りをした金額、これは発行した株数と現在の金額がりんかい線の中の資本の一部になっているというところは間違いございません。また、毎年利益に応じて増資も、これは利益追求の企業でございますので、この辺は経営方針に従って、減資はなかったかと思いますが、増資が繰り返されているというところでございます。

○渡部委員 今の増資のところがちょっとわからなかったのですけれども、要は、平成20年のところで1.77%ですよね。だとしたら、品川区が今まで幾ら資本金を入れていた、増資のときに品川区も入れていたのか、逆に、増資になることによって品川区のパーセンテージが下がってきたのか、その細かい金額は結構ですから、その辺の考え方を教えてください。

○中村都市計画課長 まず、品川区といたしまして、この東京臨海高速鉄道株式会社にかかわっている部分といたしまして、貸付金と、それから持ち株分の比率に応じた金額ということでございます。資本にかかわるところは以上でございます。

○渡部委員 済みません、私の認識違いだったのか、貸付金の残金もこの資本の中に入っているということなのでしょうか。貸付金とという話ですと。

何が言いたいかと申しますと、例えば、授權資産が1,250億円と定められているということは、今そこにほぼ満額の状態で資本金がある。これを定められたのが平成何年かわからないのですけれども、その中で仕事をされていると、りんかい線はこれでいっぱいいっぱいといいたいまいしょうか、ある程度、当初の目的を達成してしまっているのかと思っているのです。要は、何が言いたいかと申しますと、3年半前の決算特別委員会で、うちの渡辺委員からも聞いているのですけれども、ちょうどオリンピックが決まって、羽田の話とかが出てきて、運輸政策審議会の18号答申が切れるに当たって、国の考え方が出されたときに、表の2つ目に、りんかい線を活用した羽田との交通が示されていて、そのときにご答弁いただいたのは、JRとしての話はあるけれども、りんかい線には話に来ていなかったという内容なのです。私もその後追いかけていなくて、2年前に答申が出てきたときのものを見てみると、これが1

番ではなかったのですけれども、2番目に上がっているわけです。新聞等では蒲蒲線とかも騒がれていたり、この辺も出ていた。品川区はやはり株主であるわけですから、区のお金が入っているのです。平成41年まではとりあえず入っているわけで、これはもう区民にとってもありがたい公共交通の1つであって、これがいわゆる羽田等にうまく絡まれるように、何か区として動けばいいなと思っている。それ以上にりんかい線に対して、例えばJRから何かアプローチがあったのかとか、国土交通省とのやりとりがこの数年間で何かあったのか、あれば教えてほしい。可能性があれば、やはり羽田空港の貨物線を利用して、例えばりんかい線は地下で八潮橋の手前まで行っているわけですね。ちょっと深いという話は聞いているのですけれども、それがあと1km頑張ってくれば、天空橋まで通っている線路につながるわけです。そこからまた羽田空港まで引いてくれば、実はあの答申で8本ぐらいたしか羽田にかかわるようなことが出ていたと思うのですけれども、どれを比べても一番早いし、手っとり早く、田町のほうから引くというのはちょっと置いておいたとしても、大井町から回すというのはすごく可能性と夢があるというふうに思っていたのです。この数年間の中でそういう動きがあるのかどうなのか、品川区は働きかけができるのかどうなのか教えてください。

○中村都市計画課長 空港に絡んだ新線の話でございますが、こちらは品川区といたしましても、新たな路線が品川区の発展につながるものというふうに捉えて、積極的に働きかけを行っていきたくというふうに考えてございます。

ただ、この空港線につきましては、空港の動き、またJR、それからりんかい線、さまざまな事業者が関連をしているところから、まだ実現というところの具体的な話には至っておりませんが、まず、りんかい線も将来的にそういった発展性については認識を持っているというところでございますので、区といたしましても、機会を捉え、また機会を逃さずに、こういった品川区の発展のための公共交通の充実に向けて働きかけを積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○渡部委員 先ほど、ほかの委員から、運賃が高い云々がありましたけれども、ここはできている経緯とかもありますから、運賃は運賃で、これはこれでいいと思うのです。十何年前にたしか通学定期があまりにも高過ぎて、それは下げてくれたとかというような経緯もあったかと思えます。本当にりんかい線、何とか八潮の区間がつながってもらえれば、そしてその後、天空橋から線路を引ければ、これは本当に夢のある話だと思います。場合によっては、大井町から入らせて、逆に八潮のどこかに駅でもできて、片や新木場、お台場のほうに抜けられるような仕組みが整ってくれば、かなり交通の要衝としても機能するのかと。ただ、この事業計画年度が2030年ですから、今の今という話では全くないと思うのですけれども、ぜひ品川区も株主にはなっておりますので、しかるべき時期に、そのようなことができるように、にぎわいづくりにもなりますので、ぜひぜひ進めていただきたいと、これは要望させていただきますし、また、何年後に質問が出てくるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

次に、本日も、私ども会派のほうで、特別区民税ですとか、例えば52ページの地方消費税交付金、それぞれ本多委員、鈴木真澄委員からも質問をさせていただきました。今年に入って2月の特別区長会から、先ほどもありましたけれども、税源偏在是正措置に対する特別区の緊急共同声明ということで、区長会でも出させていただいています。この52ページ、先ほどもありましたけれども、15億円減って、また次も減るといっているのがわかっている状況で、昨日も説明いただき、今日も説明いただきました。また、ふるさと納税のほうであっても、予想をはるかに上回る赤字といいましょうか、持ち出しというか、出ていってしまう分があって、消費税が10%に上がったときには、2,000億円というような数字がはじかれていましたけれども、多分これではきかないのかなと。今の状態でふるさと納税をばんばんやら

れていくと、そこでとまることができないのかなというふうに考えています。

法人住民税の法人税割の一部というところと、地方消費税の精算基準の見直しというところは、これは一区民としては何もできることはないかもしれない。やはり大きな声としては、東京一極集中の問題で東京が狙い撃ちされるのではなく、やはり地方自治を進める上で、その住民からも、声を上げていくのはすごい大事だと思うのですが、ただ、このふるさと納税に関しては、やはりこれは行政にしても、例えば区民にしても、一体となって戦うと言ったらおかしいのですけれども、守り抜くことはできるのかなというふうに考えております。先ほど、本多委員が申しました。これは行政の方々も、例えば私たちも、地域の方々もそうかもしれないです。さまざまな意見を広聴してみて、どういうふうにしていったらいいのかということ全区で挙げて考えてみてはいかがかというふうに考えます。

例えば、お隣、目黒とかを見ますと、ふるさと納税というところをクリックすると、納税の仕方の前に、やはり「困っています」から始まって、そこをダーッと読んでいくと、だけど受け付けていますというボタンがあるのです。2つクリックするボタンがあって、どちらも見られるようになっています。品川区ですと、ホームページ、パッとふるさと納税へ行くと、納税の仕方だけ入っていて、商品がダーッと出てくるわけです。ですので、ぜひ今の現状、この特別区長会での提案のようなものをわかりやすく区民に知らせて、なおかつ、さまざまな返礼品合戦に参加しろとは言いません。だけど、品川区は、例えば競馬場の切符ですとか、水族館の切符が出ています。例えばですけれども、金額をすごく上げて、なかなか体験できないようなこと、競馬場であれば白い馬車が走りますね。10万円以上、30万円以上とか寄附してくれたら、この馬車に乗れますとか、水族館、例えば30万寄附してくれた人は……。

○大沢委員長 質問をお願いいたします。

○渡部委員 イルカに餌が与えられますとか、さまざまなことは知恵を出せばできると思う。これは議会も行政も区民も力を合わせてやっていったらいいなというふうに思いますが、この辺の偏在税制について、ぜひ企画の立場でお答えをいただければと思います。

○柏原企画調整課長 税源偏在是正措置の問題でございます。委員からご案内もありましたけれども、特別区の緊急共同声明ということで、区長会からも声明を出ささせていただいています。特に後段の部分で、ふるさと納税のお話をいただきました。昨日も議論があったところではございますけれども、ふるさと納税については、我々は施策の充実をというところで、主の目的としてやるべきではないかというふうには思っておりますが、午前中もお答えさせていただきましたけれども、この問題に関しては、区としてもこういう問題を抱えているのだ、困っているのだという部分については、何らかの形で表明といいますか、表に出せるものが必要なのであろうというふうに思っております。

そのやり方等については、関係部門とも共同して検討していきたいと思っておりますけれども、区全体、区民の皆様全ての課題として捉えていきたいというふうに思っております。

○渡部委員 議会としても由々しきことだと思います。一緒にやってみましょう。

○大沢委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、8日木曜日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時45分閉会

委員長 大沢真一